

第2期
竹田市
すこやか支援計画

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度



令和2年3月
竹田市

ごあいさつ



近年の急速な少子高齢化に対応するため、国は平成27年4月に子ども・子育て関連3法に基づく新たな子ども・子育て支援制度を施行しました。

また、令和元年10月からは「新しい経済政策パッケージ」として幼児教育の無償化を開始するなど、総合的な少子化対策の推進と幼児期の教育・保育施策の整備を進めています。

竹田市では、平成27年に「竹田市すこやか支援計画」を策定し、すべての子どもと家庭が安心して子育てができる環境づくりを総合的に支援する取り組みを進めてまいりました。

平成30年4月には子育て世代包括支援センター「すまいる」を開設して、妊娠・出産から子育てまで切れ目のないきめ細かな支援を提供できるよう体制の充実を図ったほか、子育て世代から要望の高かった児童公園「竹の子広場」の整備やこども診療所の移転新築など、「子育て一番宣言」の実現を目指して市独自の施策を展開してまいりました。

核家族化の進展や共働き世帯の増加、子育てに対する意識の多様化など子育て家庭を取り巻く状況が大きく変化していくなかで、竹田市の特徴を生かした子ども・子育て支援を推進するため、令和2年度から5か年を計画期間とする「第2期竹田市すこやか支援計画」を策定しました。

豊かな自然と歴史・文化に恵まれたこの竹田市で、次代を担う子どもが健やかに生まれ、心豊かに生き生きと育つことは私たちの共通の願いです。

計画の推進にあたっては、行政、家庭、地域、関係団体、企業など、子どもや子育てに関わる全ての皆様の協働のもと、緊密な連携を図りながら取り組みを進めていく必要があります。

市民の皆様には、この計画の趣旨をご理解いただき、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました竹田市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、関係者ならびに市民の皆様に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和2年3月

竹 田 市 長

首藤 隆 彦

目次

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1. 計画策定の背景 | 2 |
| 2. 計画の位置づけ | 3 |
| 3. 計画の期間 | 4 |
| 4. 計画の策定体制 | 4 |
| 第2章 竹田市の子どもと家庭を取り巻く状況 | 7 |
| 1. データからみえる子どもと家庭を取り巻く状況 | 8 |
| 2. アンケート調査結果からみえる子どもと家庭を取り巻く状況 | 20 |
| 3. 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価 | 42 |
| 4. 次世代育成支援行動計画の評価 | 53 |
| 5. 課題の整理 | 56 |
| 第3章 計画の基本理念と基本方針 | 61 |
| 1. 計画の基本理念 | 62 |
| 2. 計画の基本目標 | 63 |
| 3. 計画の体系 | 64 |
| 第4章 施策の展開 | 69 |
| 基本方針1 子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり | 70 |
| 基本方針2 安心して結婚・妊娠・出産ができる環境づくり | 73 |
| 基本方針3 子どもの健やかな成長・発達を支える環境づくり | 79 |
| 基本方針4 子どもを支えるための地域における子育ての支援 | 85 |
| 基本方針5 子育ても仕事もしやすい環境づくり | 97 |
| 基本方針6 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援 | 99 |
| 基本方針7 ふるさとを愛する心をはぐくむ環境づくり | 104 |
| 基本方針8 子どもにとって安全・安心なまちづくり | 107 |

| | |
|---|------------|
| 第5章 子ども・子育て支援事業計画 | 113 |
| 1. 教育・保育の提供区域について | 114 |
| 2. 保育の必要性の認定について | 115 |
| 3. 給付対象としての認可と確認 | 116 |
| 4. 教育・保育の量の見込みと確保方策 | 117 |
| 5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保 | 118 |
| 6. 地域子ども・子育て支援事業の充実 | 128 |
| 7. 新・放課後子ども総合プランに基づく支援 | 140 |
| 8. 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保 | 142 |
| 9. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携..... | 143 |
| 10. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 | 146 |
| 11. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 | 146 |
| 第6章 計画の推進に向けて | 147 |
| 1. 事業計画における目標数値一覧 | 148 |
| 2. 推進組織 | 151 |
| 3. 計画の点検・推進状況 | 152 |
| 資料編 | 153 |
| 1. 子ども・子育て会議条例 | 154 |
| 2. 子ども・子育て会議代表者、会議委員 | 155 |
| 3. 子育てサービスの現状 | 156 |
| 4. 教育・保育施設、小学校、中学校の現状 | 161 |
| 5. 用語解説 | 163 |

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年、人口減少や急速な少子高齢化、核家族化といった家庭形態の変化や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加などにより子どもを取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。その中でも、待機児童の解消は待ったなしの課題であり、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和3年度末までに女性の就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

竹田市では、平成26年度に「竹田市すこやか支援計画」を策定し、幼稚園や保育所などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本市の子どもと保護者が幸せに生き続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

そこで、本市においては、「竹田市すこやか支援計画」を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取組を計画的に推進していくため、「第2期竹田市すこやか支援計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

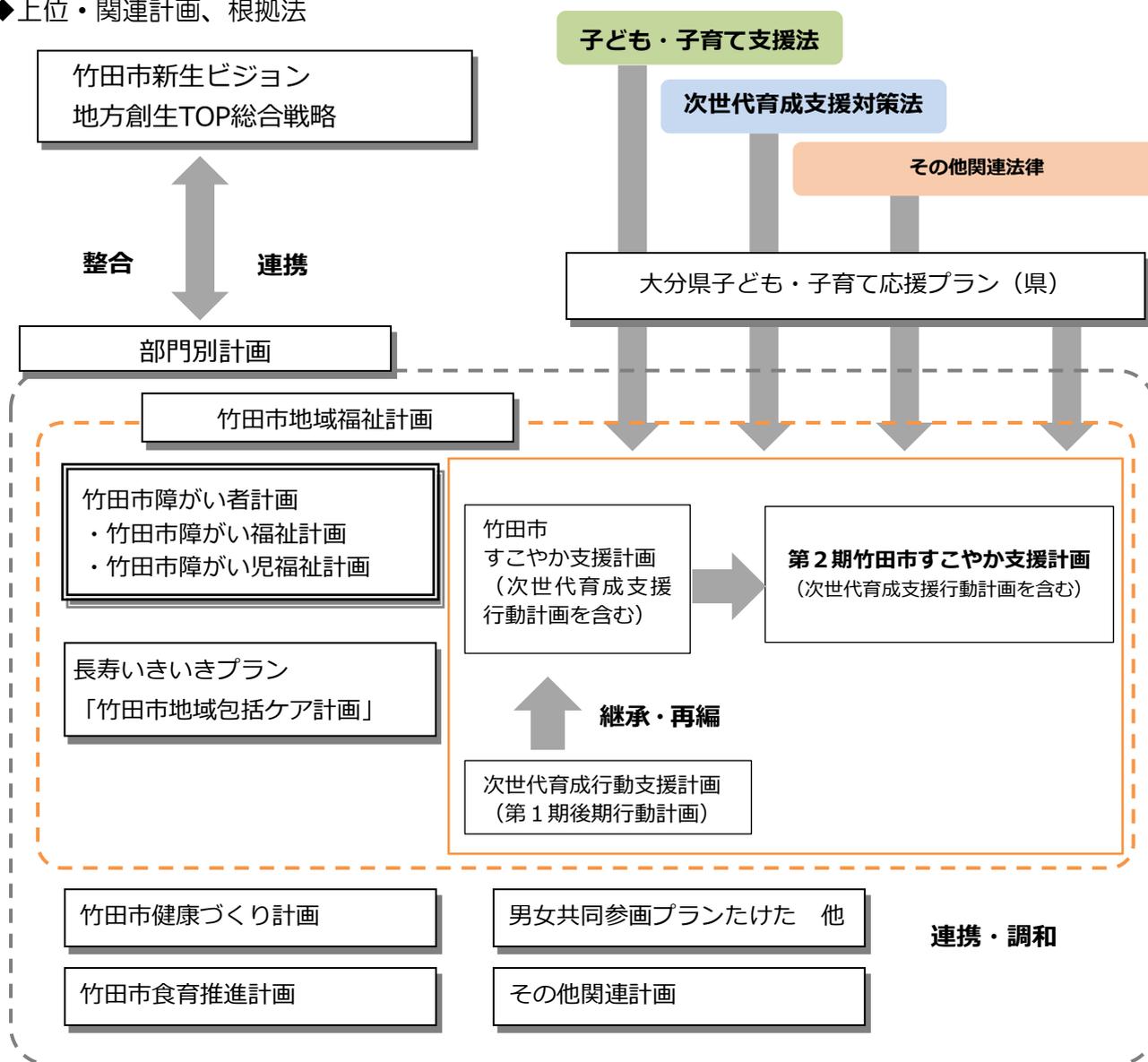
本計画は「子ども・子育て支援法」第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画及び「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画として策定します。

家庭、地域、教育・保育施設、学校、事業者、行政機関などの関係機関が相互に協力しあい、地域全体が一体となって子どもの育ちや子育てを支援するための行動計画です。

また、母子保健の分野については、計画の対象、策定の趣旨・内容が市町村行動計画に含まれることから、この計画を母子保健計画としても位置付けることとします。

さらに、竹田市地域福祉計画、健康づくり計画、障がい者計画、男女共同参画プランたけたなどの諸計画と連携し、整合性を図ります。

◆上位・関連計画、根拠法



3. 計画の期間

本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までを計画期間とします。

また、竹田市においては、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

| | 令和 2 年度 (2020) | 令和 3 年度 (2021) | 令和 4 年度 (2022) | 令和 5 年度 (2023) | 令和 6 年度 (2024) | 令和 7 年度 (2025) | 令和 8 年度 (2026) | 令和 9 年度 (2027) | 令和 10 年度 (2028) | 令和 11 年度 (2029) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 子ども・子育て支援事業計画 | → | | | | | → | | | | |
| 母子保健計画 | → | | | | | → | | | | |
| 計画策定時期 | | | | | | | | | | |

4. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の開催

計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、「竹田市子ども・子育て会議」を開催し、意見聴取と審議を行いました。

| 開催時期 | | 協議内容 |
|------|---------------|--|
| 第1回 | 令和元年11月15日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・竹田市すこやか支援計画進捗状況等について ・第2期子ども・子育て支援事業計画策定について ・ニーズ調査結果報告 ・ニーズ量算出結果 ・幼保連携型認定こども園移行について ・幼児教育の無償化について |
| 第2回 | 令和元年12月17日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について ・パブリックコメントの実施について |
| 第3回 | 令和2年3月2日(月) | <ul style="list-style-type: none"> ・計画素案承認について |

(2) アンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て世帯の実態と子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、小学生以下の全児童の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」(以下、アンケート調査という)を実施しました(調査結果の概要は第2章に掲載)。

| | |
|------|--|
| 調査対象 | 小学校就学前児童(0歳～5歳)の保護者及び小学1～6年生の子どもがいる保護者を対象に住民基本台帳より無作為で抽出 |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収 |
| 調査期間 | 平成31年1月18日～平成31年1月28日 |
| 回収結果 | 就学前児童 配布数650件 回収数292件(有効回収率44.9%) 小学生 配布数650件 回収数331件(有効回収率50.9%) |

(3) パブリックコメントの実施

令和2年1月8日から令和2年1月21日まで計画案を公表し、それに対する市民の意見を求めるパブリックコメントを行いました。



第2章 竹田市の子どもと家庭を取り巻く状況

第2章 竹田市の子どもと家庭を取り巻く状況

1. データからみえる子どもと家庭を取り巻く状況

(1) 人口の動向

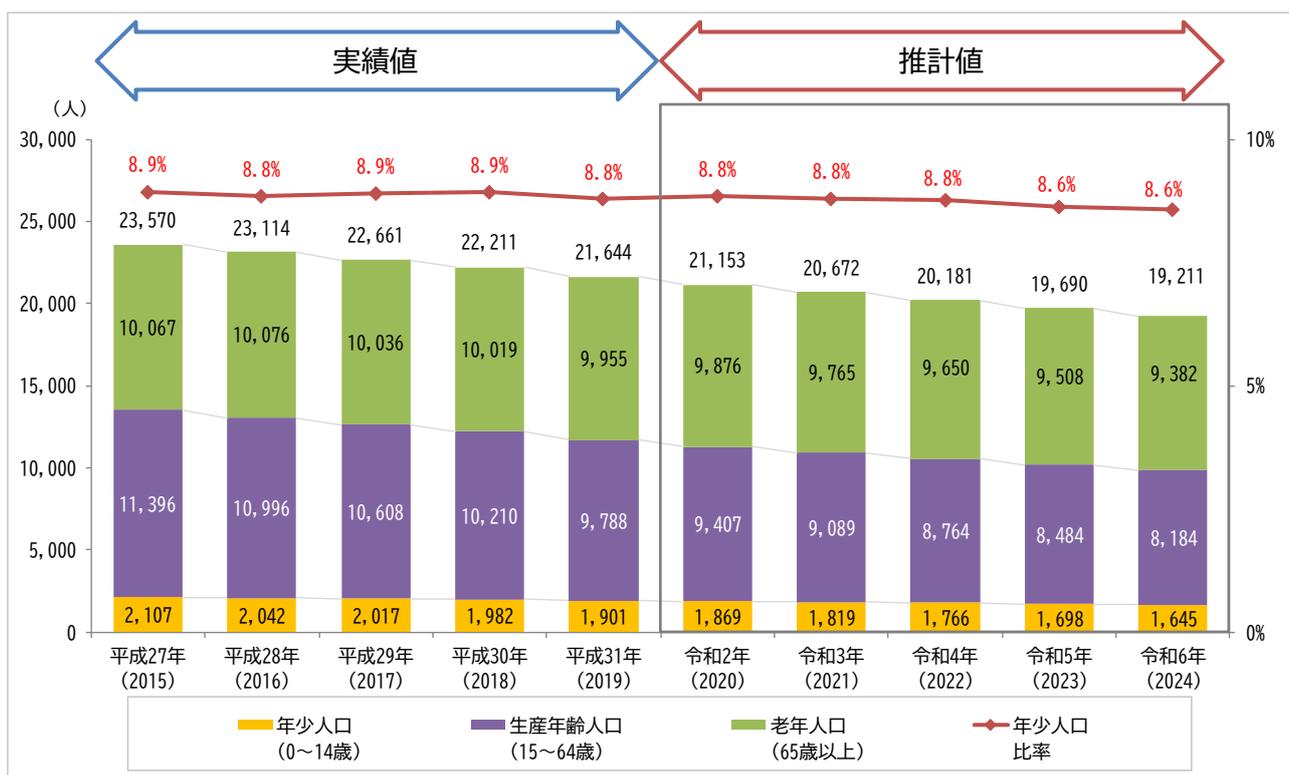
① 総人口の推移と構成

本市の人口は年々減少しており、平成31年の住民基本台帳によると21,644人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口、老年人口は年々減少傾向にあり、今後も減少すると予想されます。

年少人口比率は、近年8.8%前後で推移しており、推計値でも同じように推移すると予想されます。

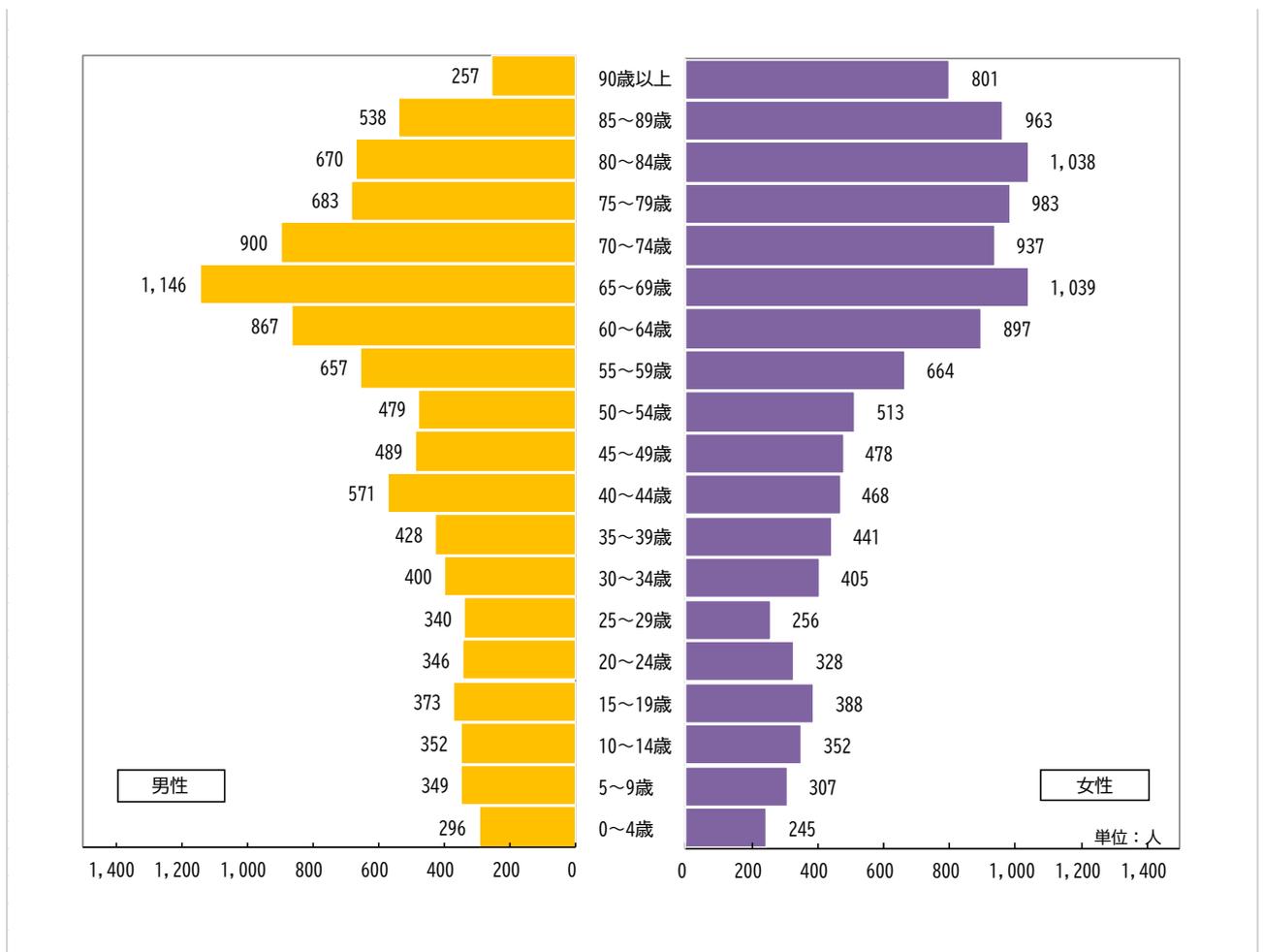
また、人口ピラミッドをみると、子育て世代と想定される世代の人口が少なくなっており、少子化の進行から今後も減少することが推測されます。

■ 人口の推移



資料：平成27年～31年は住民基本台帳（各年4月1日）、令和2年以降はコーホート変化率法※で算出
 ※コーホート変化率法とは・・・同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

■人口ピラミッド



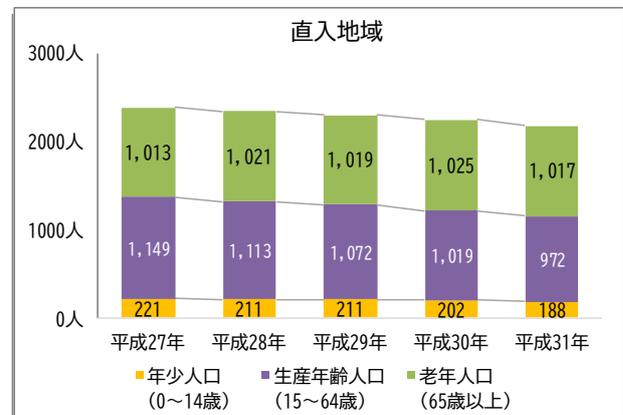
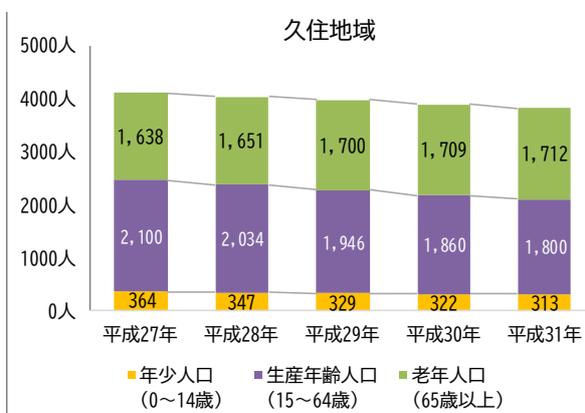
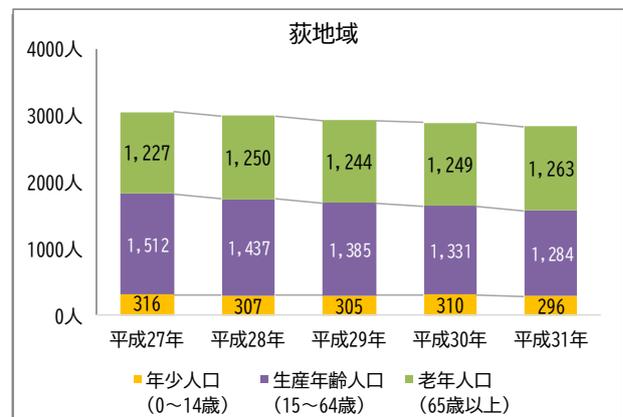
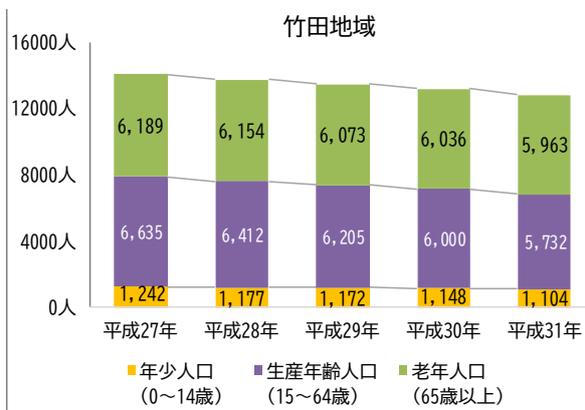
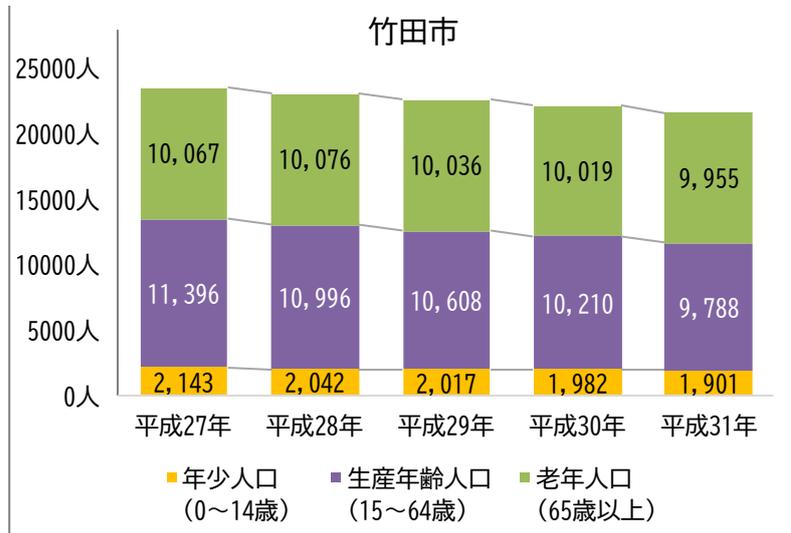
出展：住民基本台帳（平成 31 年 4 月 1 日）

② 地域別人口の推移と構成

地域別にみると、4地域すべてにおいて人口が減少しており、年少人口も減少傾向にあります。

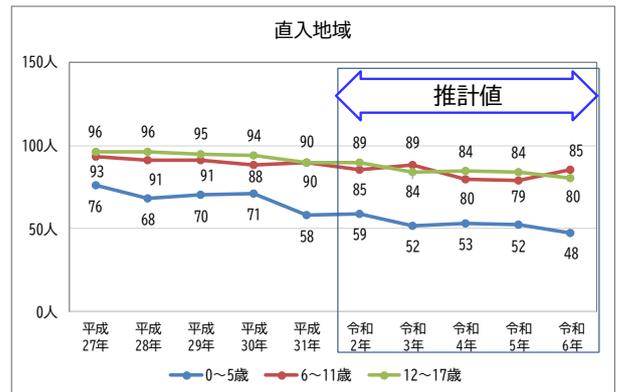
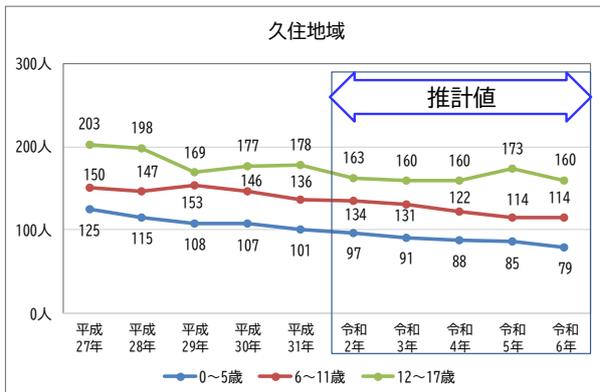
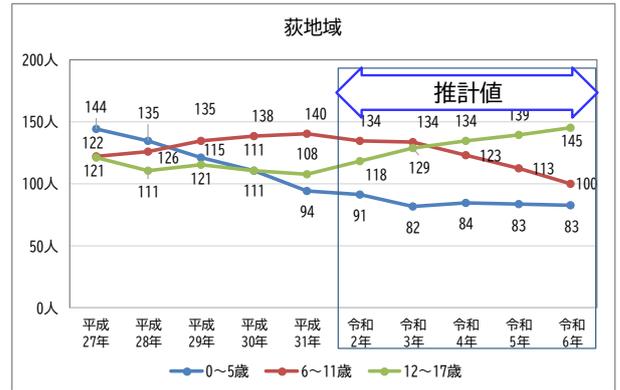
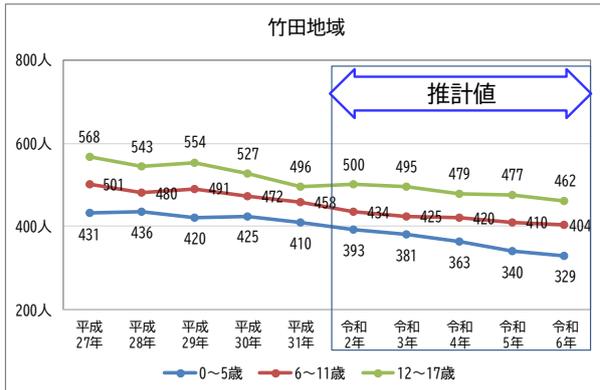
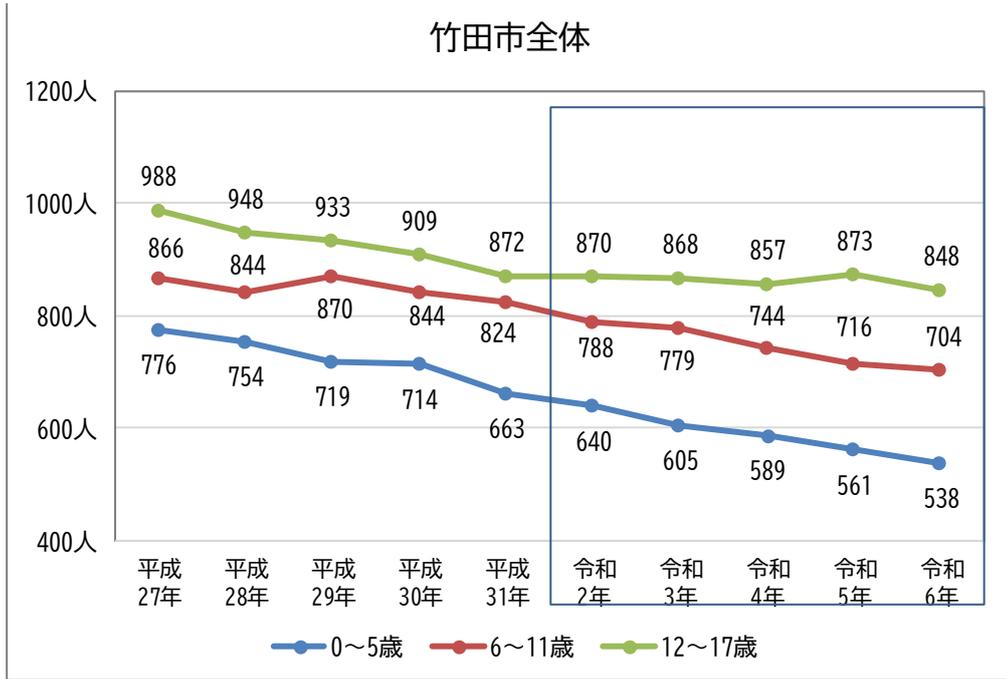
地域別の子ども人口（0～5歳、6～11歳、12～17歳）についても減少傾向にあり、ほとんどの地域で減少すると推測されます。

■ 年齢3区分（各地域）



資料：住民基本台帳

■ 地域別子どもの人口推移（0歳～17歳）

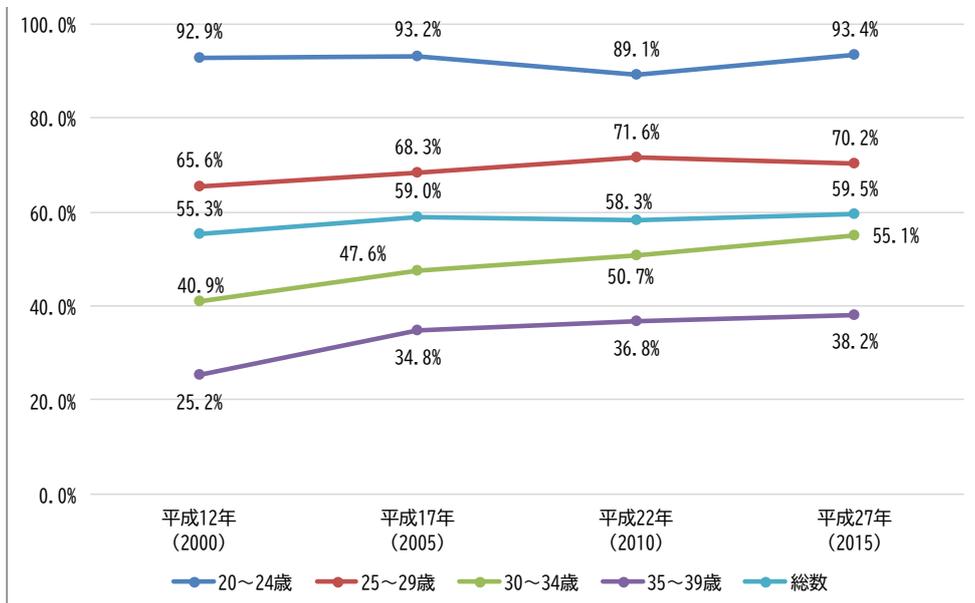


資料：平成27～31年度は住民基本台帳4月1日時点、令和2年以降はコーホト変化率法にて算出

③ 未婚率の推移

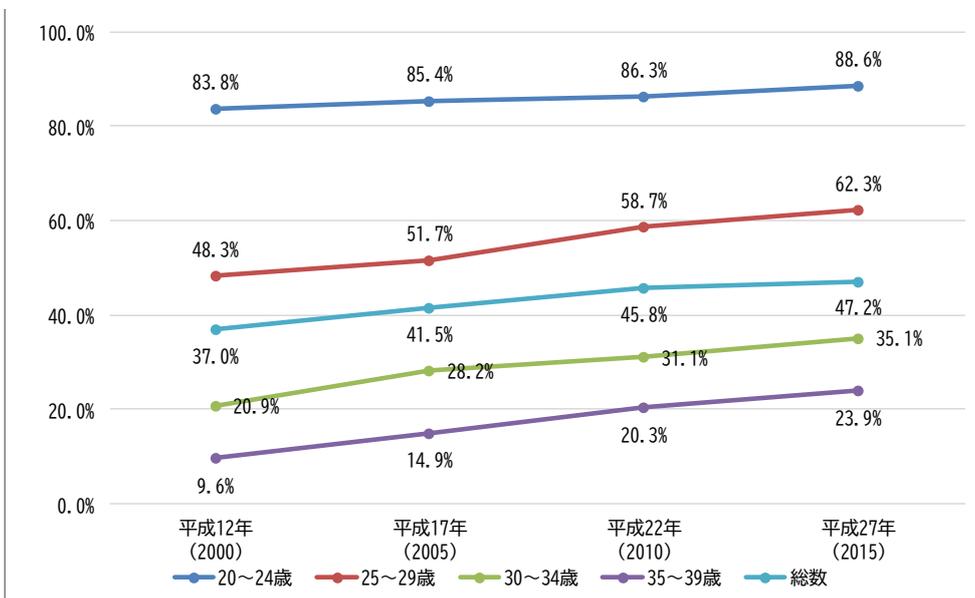
平成12年度と比べると、男性、女性ともに30歳以上の年代の未婚率が高くなっています。また、女性の25～29歳の未婚率も高くなっています。

■ 男性の未婚率の推移



資料：国勢調査

■ 女性の未婚率の推移

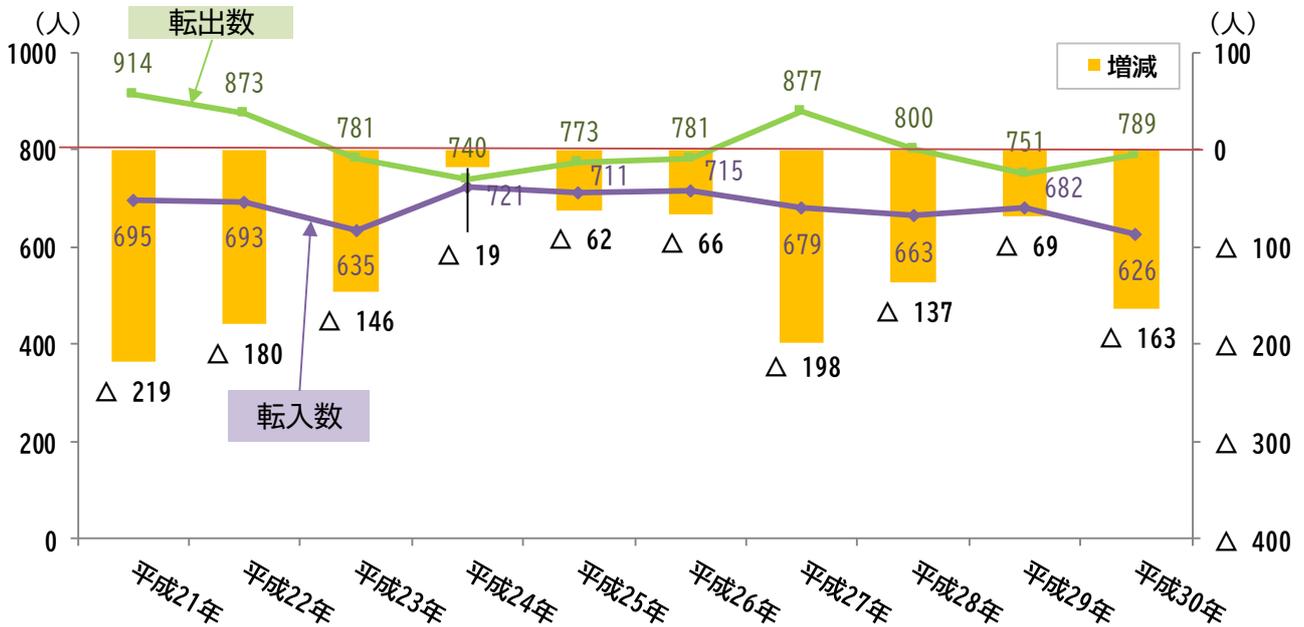


資料：国勢調査

④ 転入・転出の推移（社会増減）

転入・転出の推移をみると、各年において転出者数が転入者数を上回っています。転入者数は、各年600～700人前後で推移しています。転出者数は700～900人前後で推移しています。

■ 転入・転出の推移

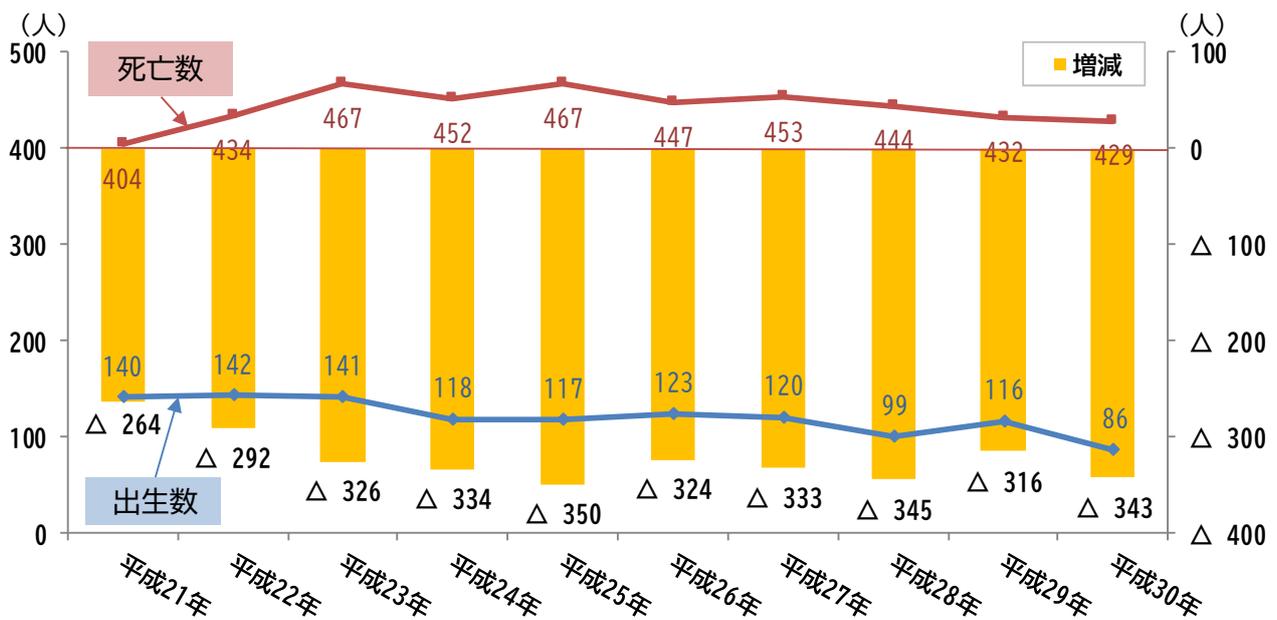


資料：大分県 人口推計年報

⑤ 出生・死亡の推移（自然増減）

出生・死亡の推移をみると、各年において死亡者数が出生者数を上回っています。出生数は、各年100人前後で推移しています。死亡数は400人前後で推移しています。

■ 出生・死亡の推移



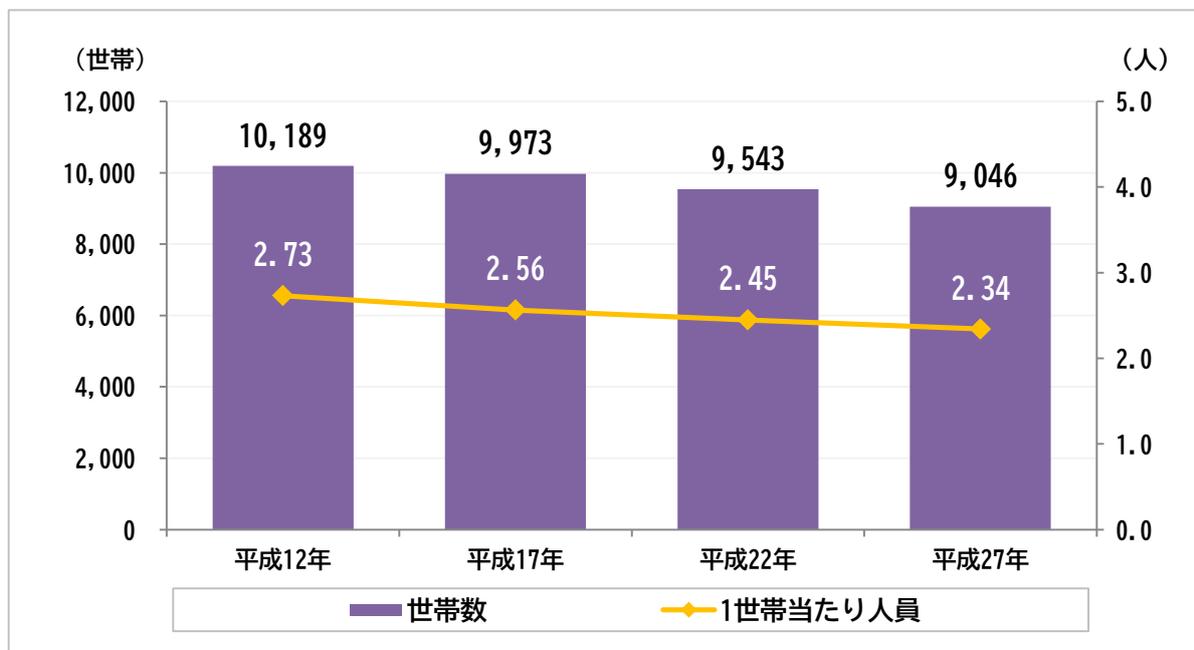
資料：大分県 人口推計年報

(2) 世帯の動向

① 世帯数の推移

本市の世帯数は年々減少しており、平成27年では9,046世帯となっています。1世帯当たり人員数についても減少傾向にあり、平成27年においては2.34人となっています。

■ 世帯数の推移



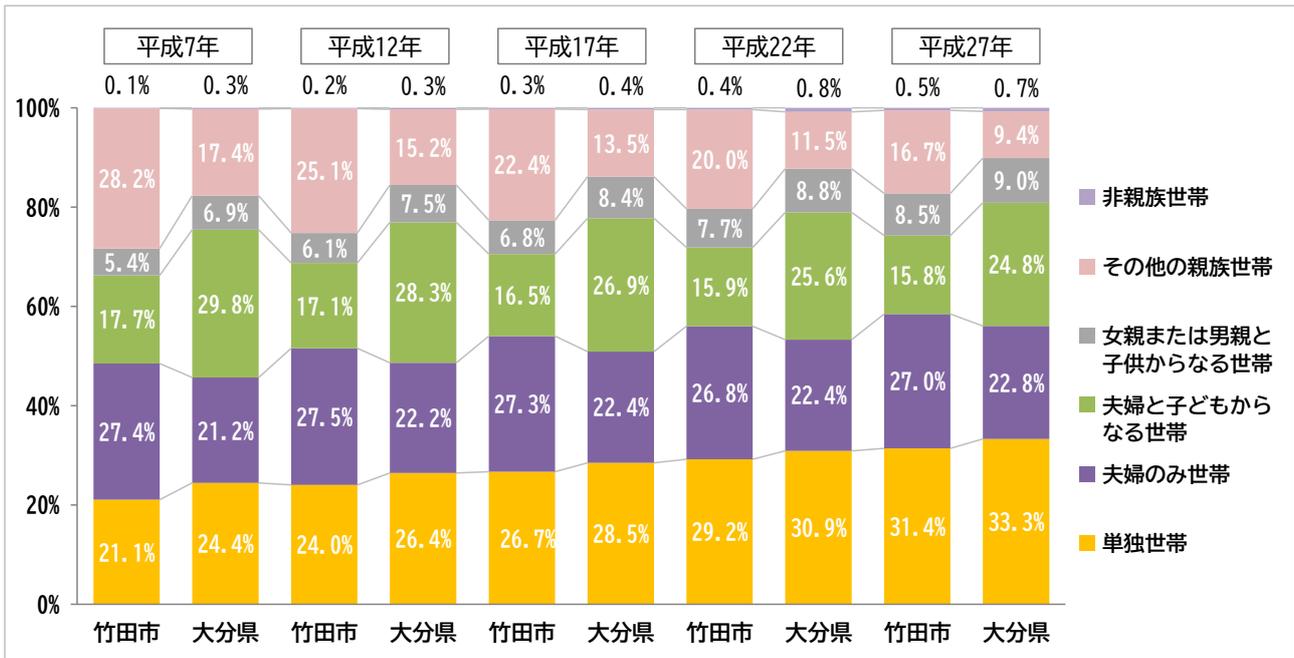
資料：国勢調査

② 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、「その他の親族世帯」は減少傾向にあります。県平均と比較すると高い割合となっています。「夫婦のみの世帯」の割合はほぼ横ばいで推移しており、県平均と比較すると、高い割合となっています。「夫婦と子どもからなる世帯」は、県平均と比較して低い割合となっています。「単独世帯」は県平均と同様に増加傾向にあります。

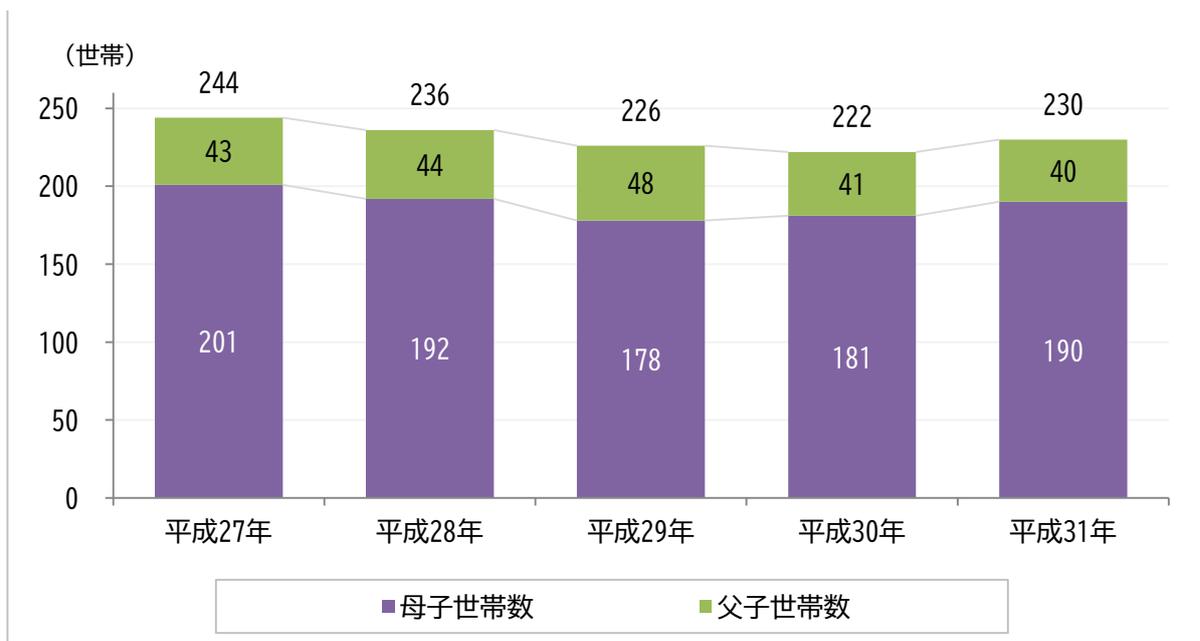
また、ひとり親世帯数はおおむね横ばいで推移し、平成31年では230世帯となっています。

■ 世帯構成の推移



資料：国勢調査

■ 世帯構成の推移



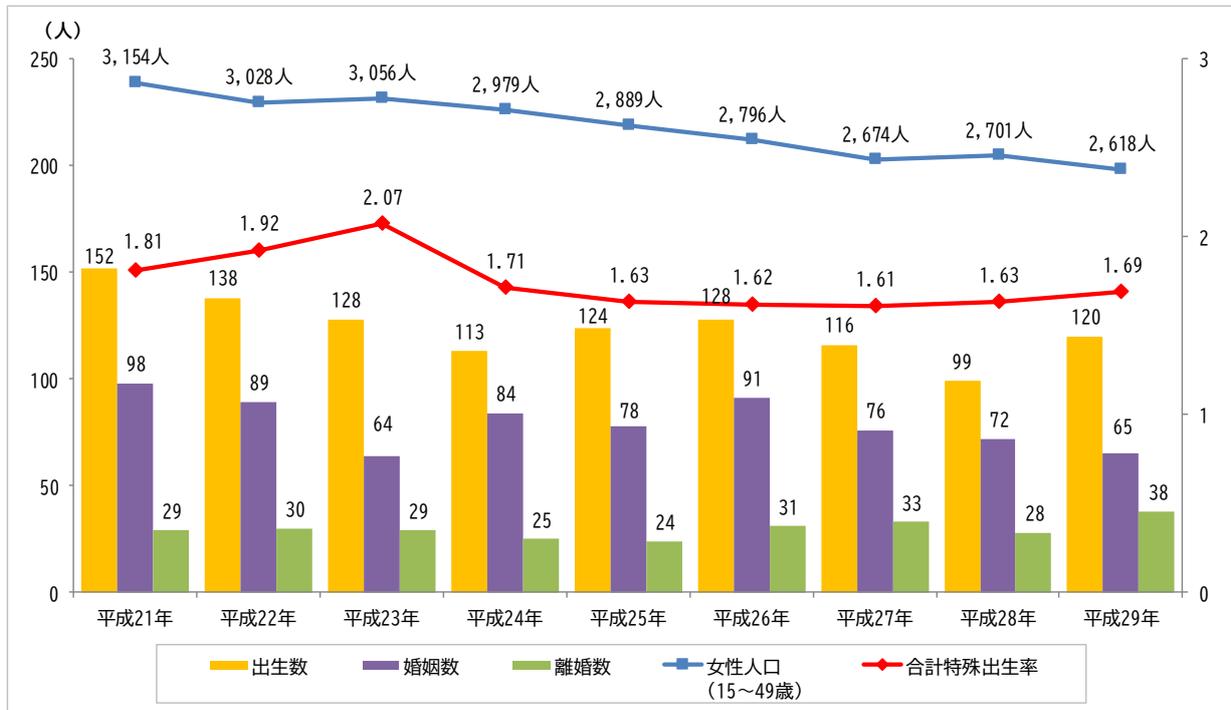
資料：社会福祉課調べ

(3) 出生数、婚姻・離婚件数、女性人口、合計特殊出生率の推移

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は減少傾向、離婚件数は30件前後で推移しています。15～49歳の女性人口、出生数は、減少傾向で推移しています。

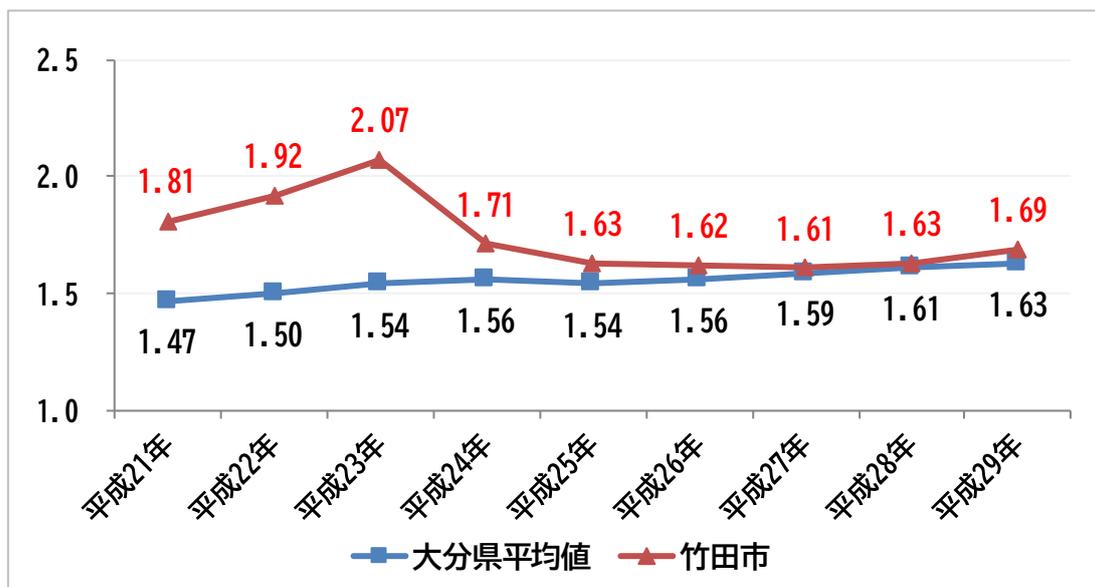
合計特殊出生率の推移をみると、各年において本市が県平均値を上回っています。本市の合計特殊出生率は、上昇傾向から平成24年に低下に転じ、近年は横ばいで推移しています。平成29年においては1.69となっています。

■ 出生数、婚姻・離婚件数、女性人口、合計特殊出生率の推移



資料：出生数、婚姻数、離婚数、女性人口…大分県人口動態統計
合計特殊出生率…数字で見る「大分県の保健・福祉」

■ 合計特殊出生率の推移（県比較）



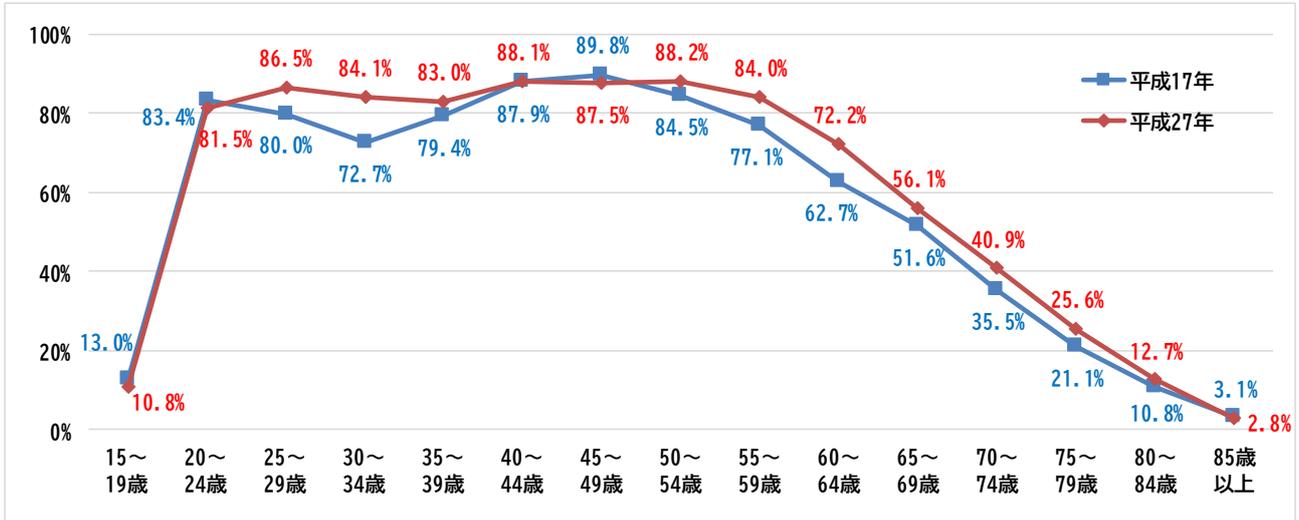
資料：数字で見る「大分県の保健・福祉」

注) 合計特殊出生率については、出生数の少なさに起因する偶然性の影響のため、数値が不安定となる問題があり、5年間の平均として算出することにより、地域間の比較が可能な指標としている。

(4) 就労の状況

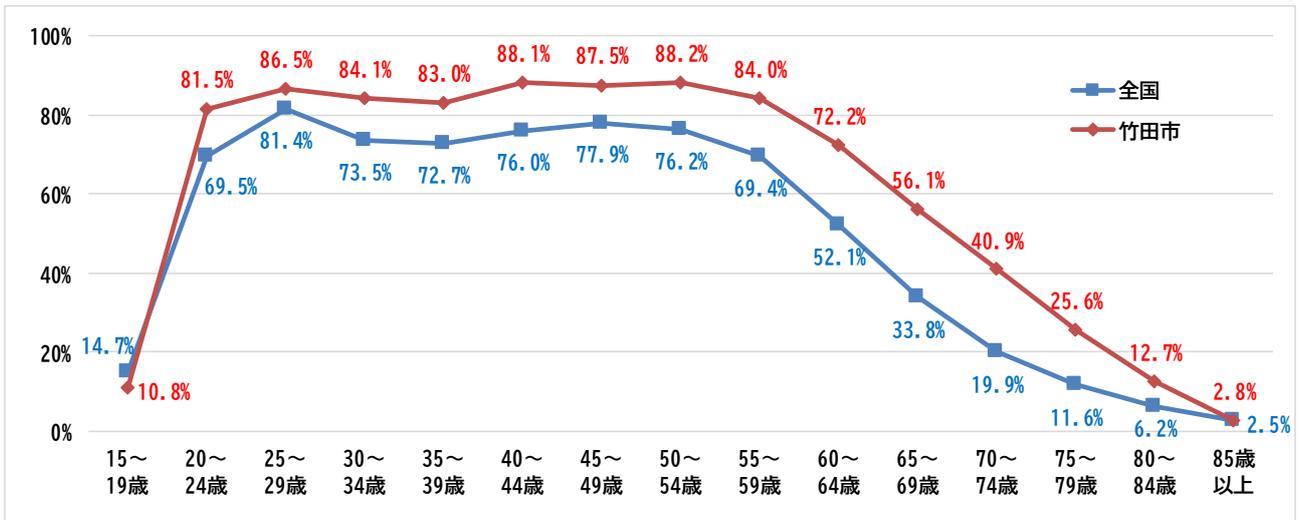
女性の労働力率の状況を見ると、10年前と比較して25歳～40歳の労働力率が高くなっています。また、本市の女性の労働力率は全国平均よりも概ね高くなっています。

■女性の労働力率（竹田市 経年比較）



資料：国勢調査

■女性の労働力率（全国比較）



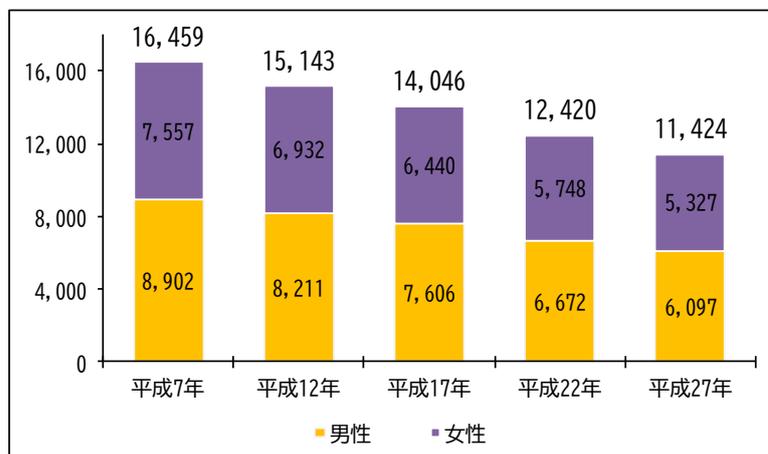
資料：平成27年国勢調査

(5) 就業者の状況

就業者人口は人口減少に伴い、男女ともに減少傾向にあります。男性は20年前と比べて2,805人、女性は2,230人減少し、市全体では5,035人減少しています。

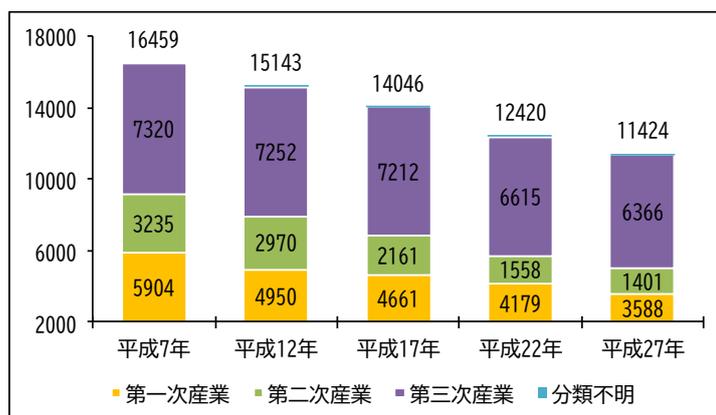
産業別就業者の割合でみると、第一次産業、第二次産業の従事者の割合が減少しています。

■ 男女別就業者数の推移



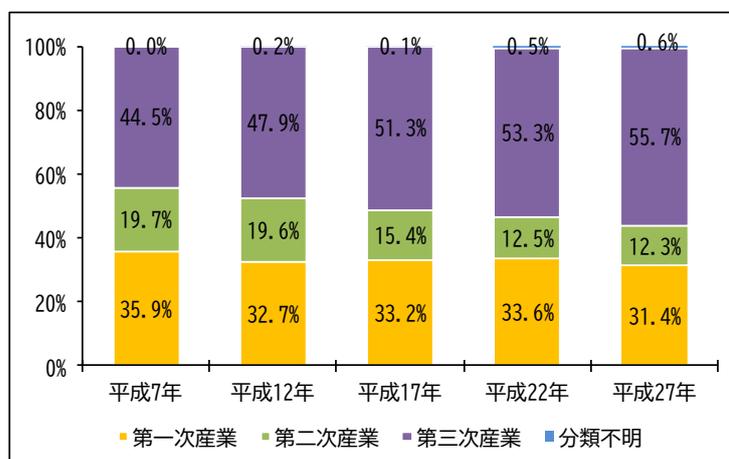
資料：国勢調査

■ 産業別就業者数



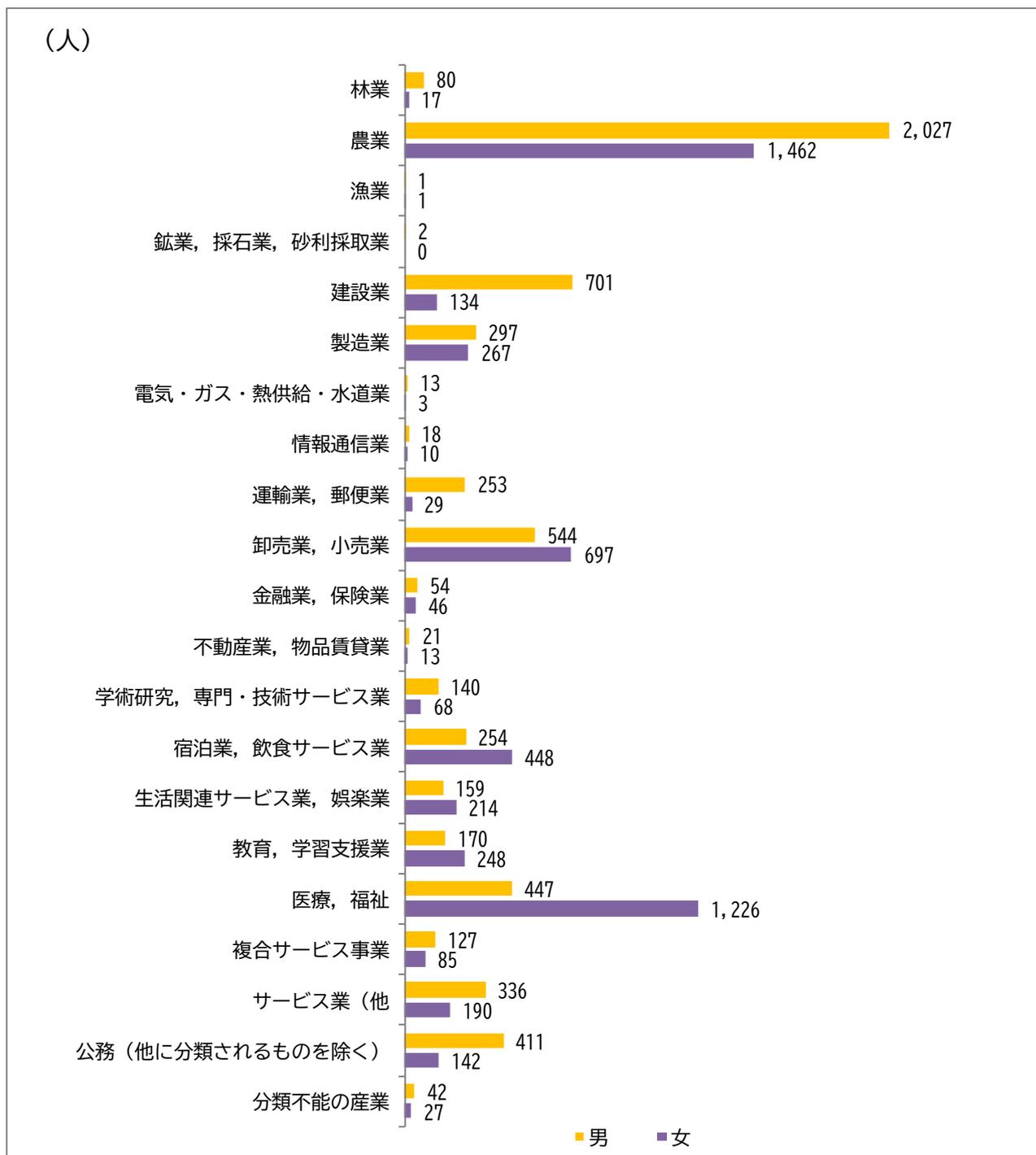
資料：国勢調査

■ 産業別就業割合



資料：国勢調査

■男女別産業別就業人口数



資料：平成 27 年国勢調査

2. アンケート調査結果からみえる子どもと家庭を取り巻く状況

(1) 調査対象家族の特徴

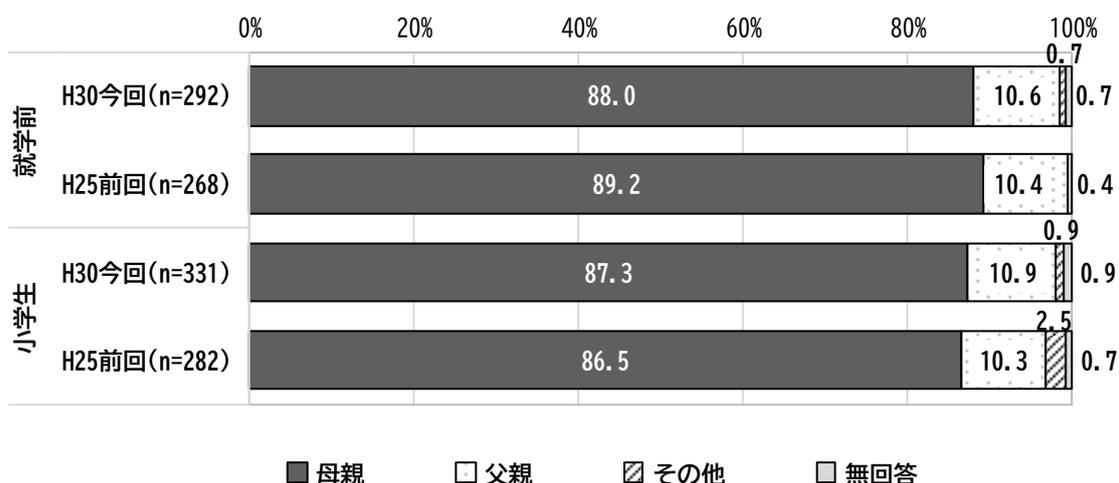
調査対象者は、0歳から小学生までの子育てを行っている保護者で、回答者の多くが「母親」であり、就学前児童の保護者では88.0%、小学生の保護者では87.3%となっています。

よって、本調査の結果は、主に「母親」の立場から見た子どもの生活状況や子育てに関する意識として考察することが妥当と考えられます。

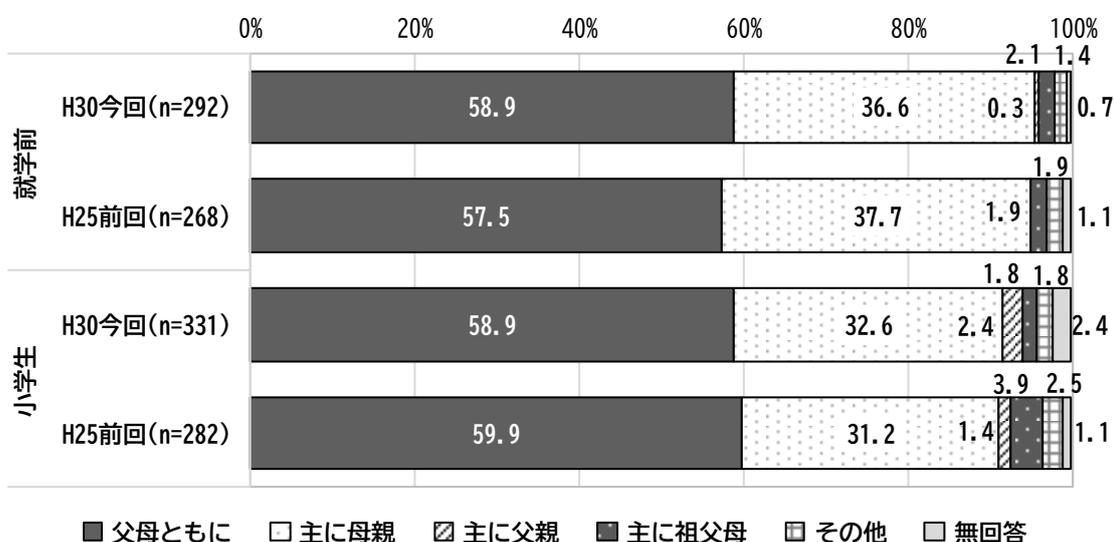
子育てを主に行っているのは、「父母ともに」とする家庭の割合が最も高く、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに58.9%となっています。

平成25年に実施した「竹田市子ども・子育て支援事業計画のための実態調査」（以下、前回調査という）と比較すると、「父母ともに」行っている家庭では、就学前児童の保護者においては57.5%が58.9%となり1.4ポイント増加、小学生の保護者においては59.9%が58.9%となり1.0ポイント減少しています。

■ 回答者



■ 子育ての主な担い手



(2) 子どもの育ちをめぐる環境

子どもを「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は、就学前児童の保護者で34.6%、小学生の保護者で42.6%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は就学前児童の保護者で64.7%、小学生の保護者で57.4%となっており、半数以上の家庭は、日常的にあるいは緊急時に子育ての支援が可能な親族が身近にいると考えられます。また、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」割合は就学前児童の保護者で10.3%、小学生の保護者で13.9%となり、ほぼ同程度となっています。

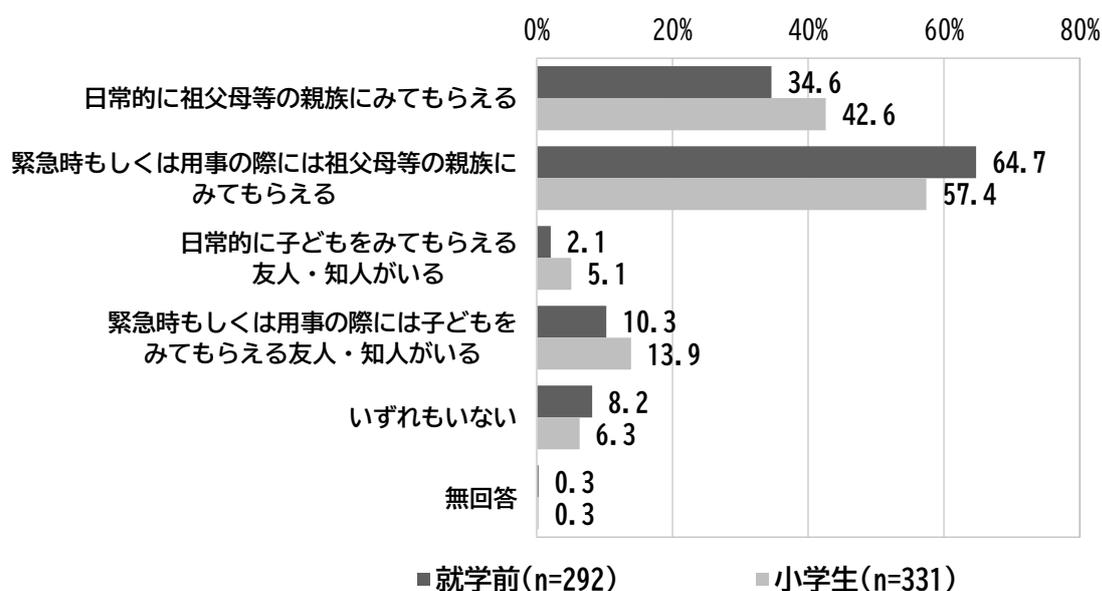
一方、支援してもらえる人が身近に「いずれもない」割合は、就学前児童の保護者では8.2%、小学生の保護者では6.3%あります。このような、身近な人からの子育て支援を受けられない保護者に対する一時預かりなどの支援や、子育てネットワークづくりに対する支援についての周知を高めるとともに、支援を受けやすい体制を充実させていく必要があります。

子育てをする上で気軽に相談できる相手・場所が「いる・ある」とする割合は、就学前児童の保護者で94.2%、小学生の保護者で90.3%となっています。一方、「いない・ない」とする回答も就学前児童の保護者で5.1%、小学生の保護者で8.8%となっています。

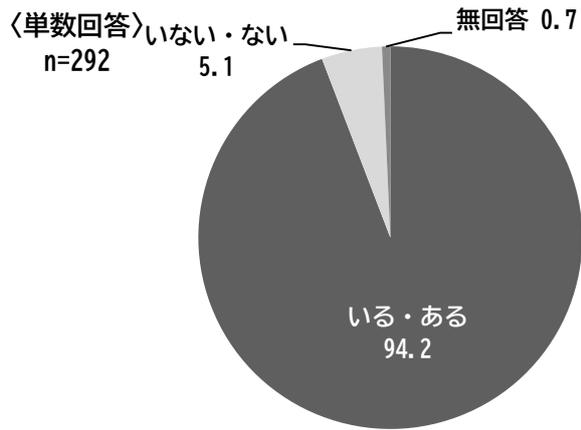
また、気軽に相談できる相手・場所については、「祖父母等の親族」（就学前児童の保護者79.6%、小学生の保護者74.6%）、「友人や知人」（就学前児童の保護者71.6%、小学生の保護者79.3%）が上位となり、複数の相談先を持っている保護者が多数いることがうかがえます。また、公的な相談場所の「保健所・保健センター」「自治体の子育て関連担当窓口」に相談しているとする回答は少なくなっています。

子育ての悩みは、子どもの成長段階や家族構成によって変わってくるため、保護者のニーズに合わせた多様な内容で学習機会を提供するとともに、子育て相談窓口の周知を徹底していくことが求められています。気軽に相談できる相談窓口があれば、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止につながると考えられます。

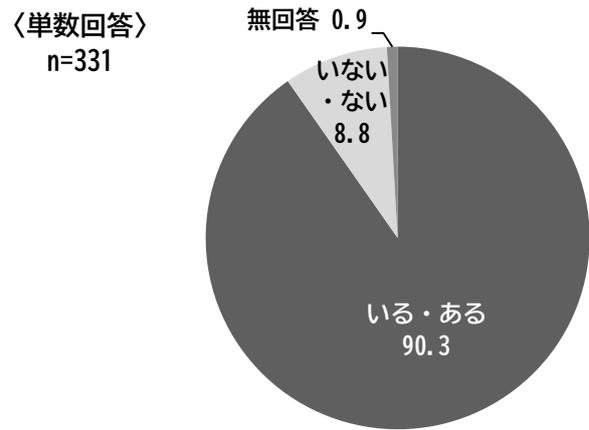
■ 子どもをみてくれる親族、知人・友人の有無



■気軽に相談できる相手・場所の有無

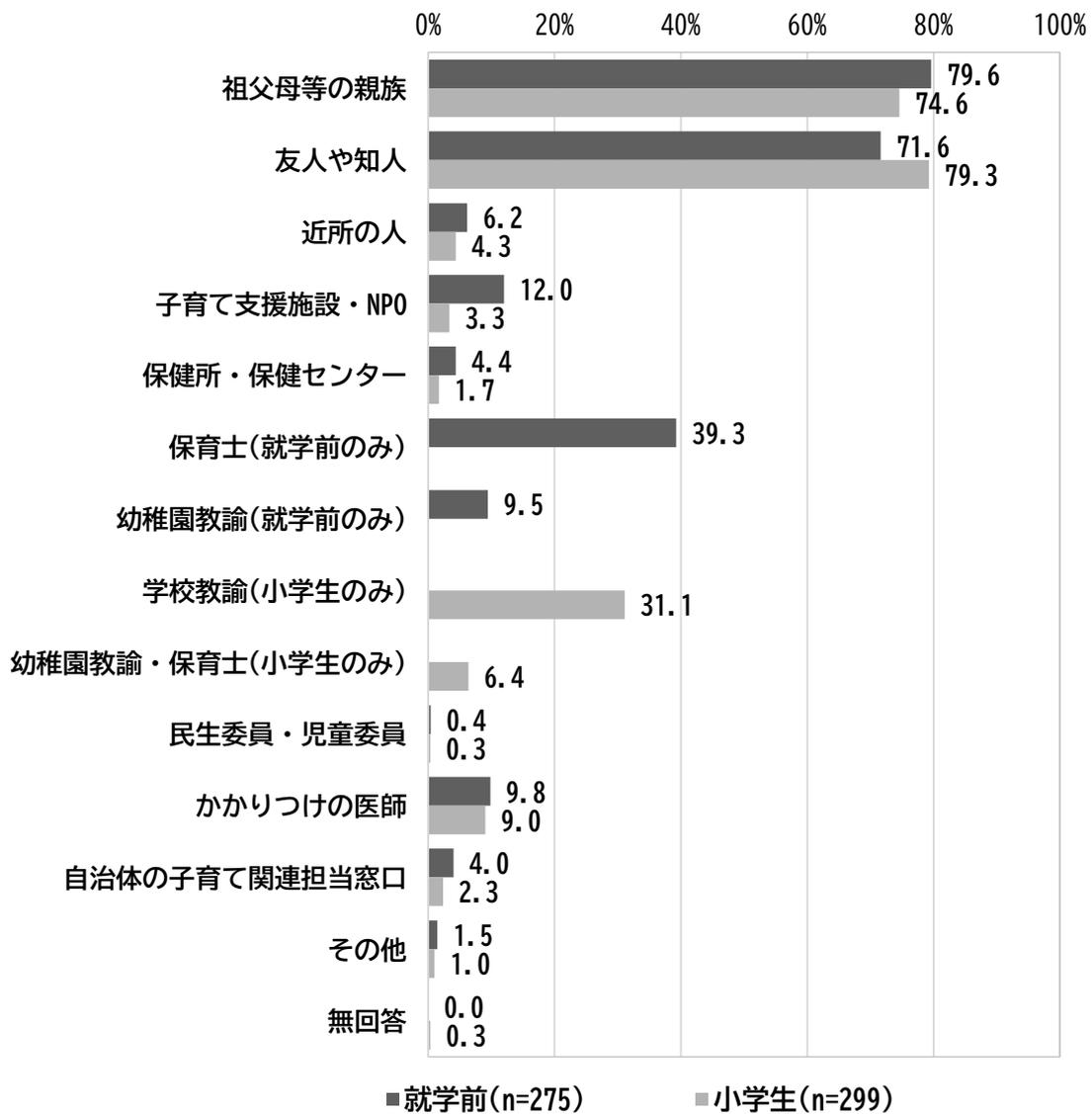


就学前児童保護者



小学生児童保護者

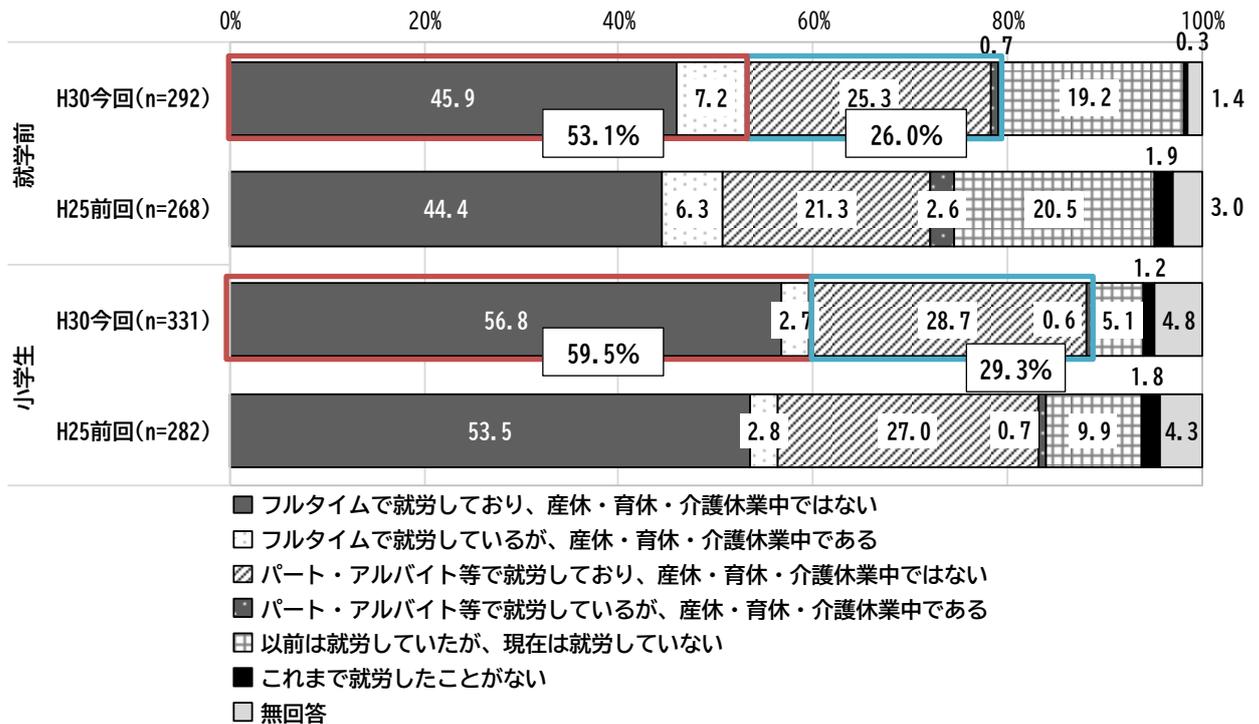
■気軽に相談できる相手・場所



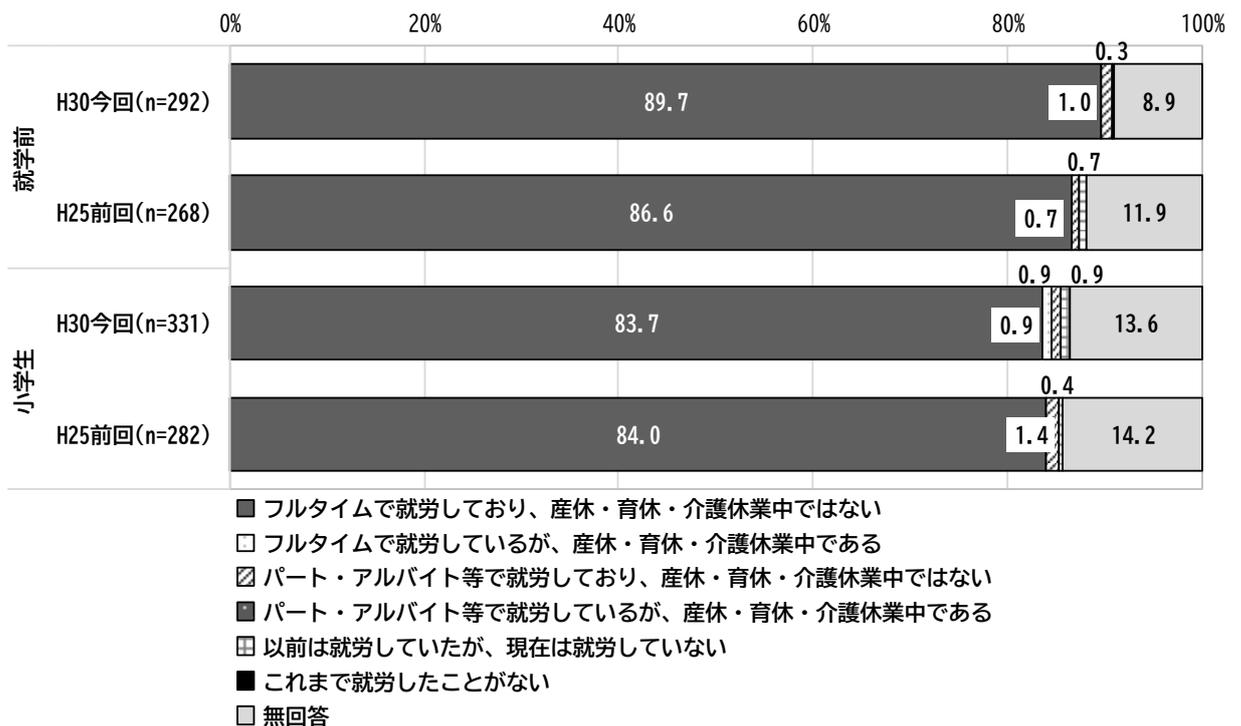
(3) 保護者の就労状況

母親の就労状況を見ると、就学前児童の保護者については、「フルタイム就労」が53.1%、「フルタイム以外で就労」が26.0%、「就労していない」が19.5%となっています。小学生の保護者については、「フルタイム就労」が59.5%、「フルタイム以外で就労」が29.3%、「就労していない」が6.3%となっています。父親は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、「フルタイムで就労している」が8割を超えています。

■ 母親の就労状況



■ 父親の就労状況

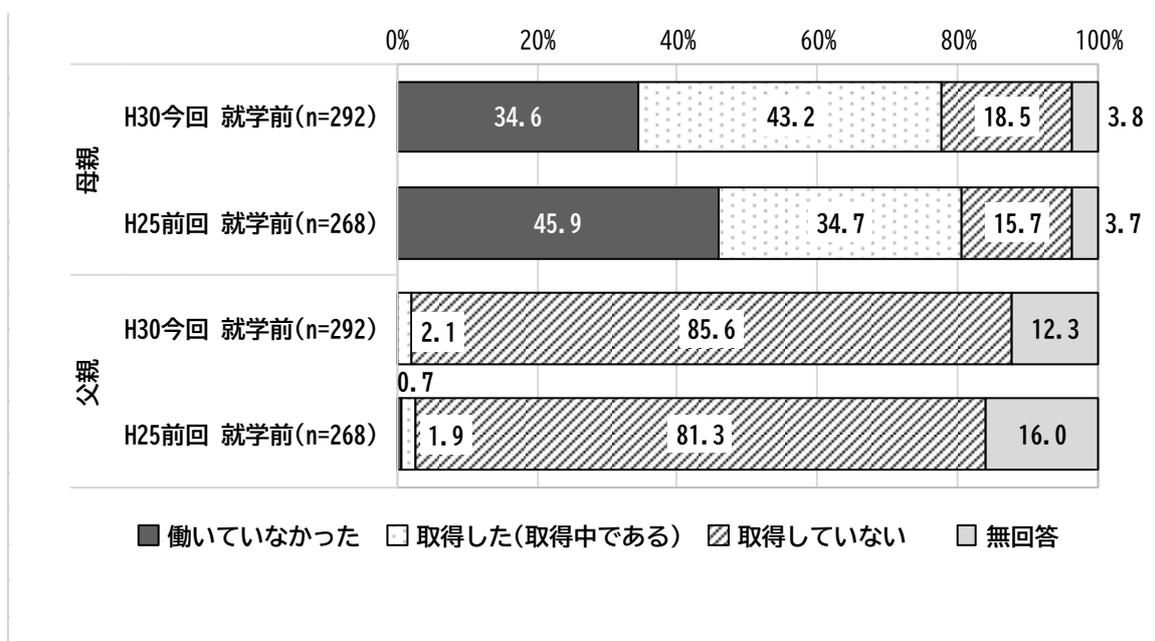


就学前児童の母親が育児休業を取得した、あるいは取得中である割合は、前回調査と比較して8.5ポイント増え、母親が育児休業を取得しやすい環境整備が進んでいることがうかがえます。

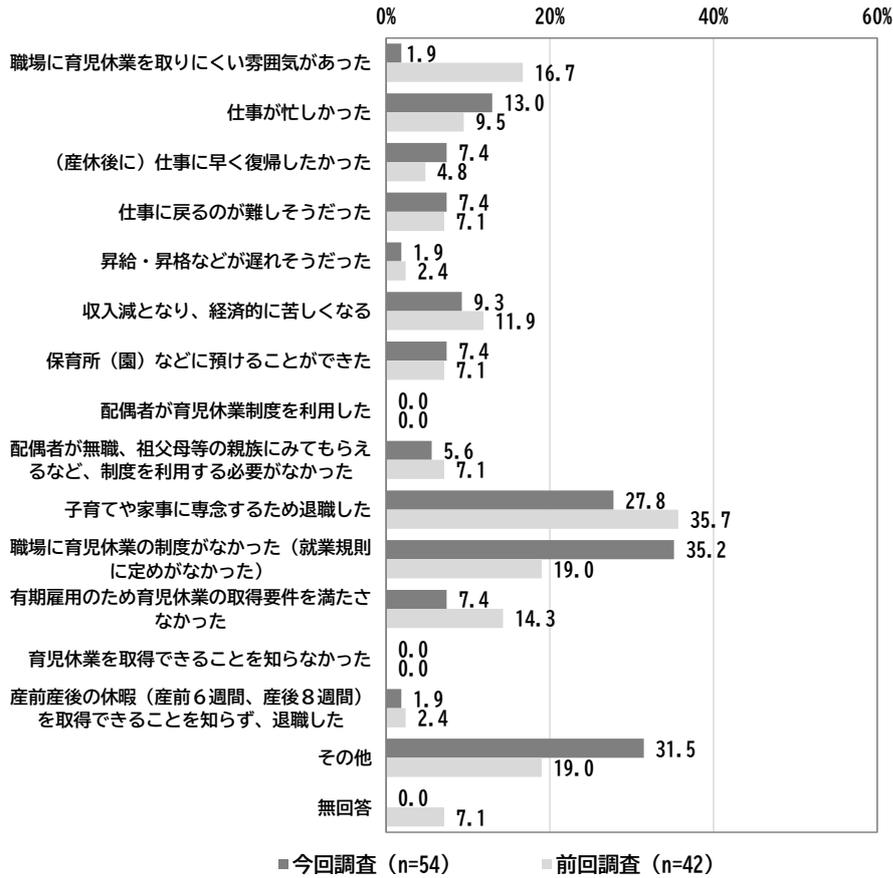
しかし、父親についてみると、育児休業を取得した割合は前回調査と比較して0.2ポイント増えてはいるものの、2.1%に留まります。

育児休業を取得しなかった理由は、母親では「職場に育児休業制度がなかった」が35.2%で最も高く、父親では「仕事が忙しかった」が32.0%で最も高くなっています。母親における「職場に育児休業の制度がなかった」の割合は前回調査の19.0%から35.2%となり16.2ポイント増加し、職場の育児休業制度が整備されていないと回答する人が増えていることがうかがえます。育児休業の取得割合は増加傾向にあるため、今後は、雇用主及び被雇用者に対する周知・啓発の手法等について検討する必要があると考えます。

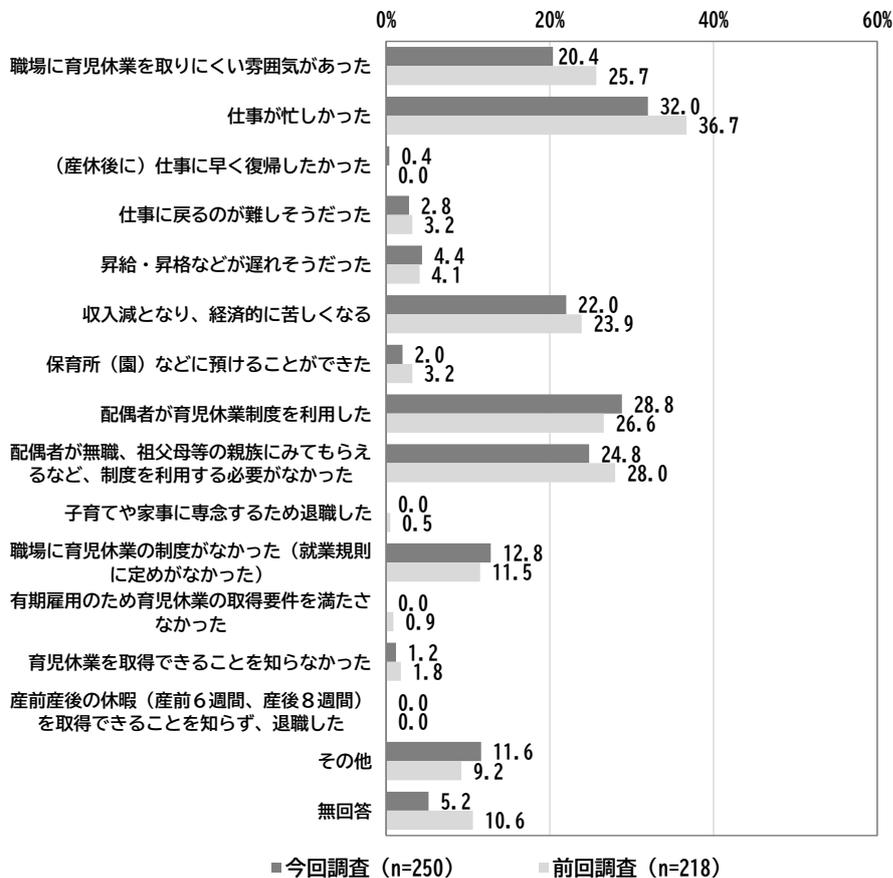
■ 育児休業の取得状況



■ 母親の育児休業をとっていない理由



■ 父親の育児休業をとっていない理由



(4) 教育・保育の利用状況と利用意向

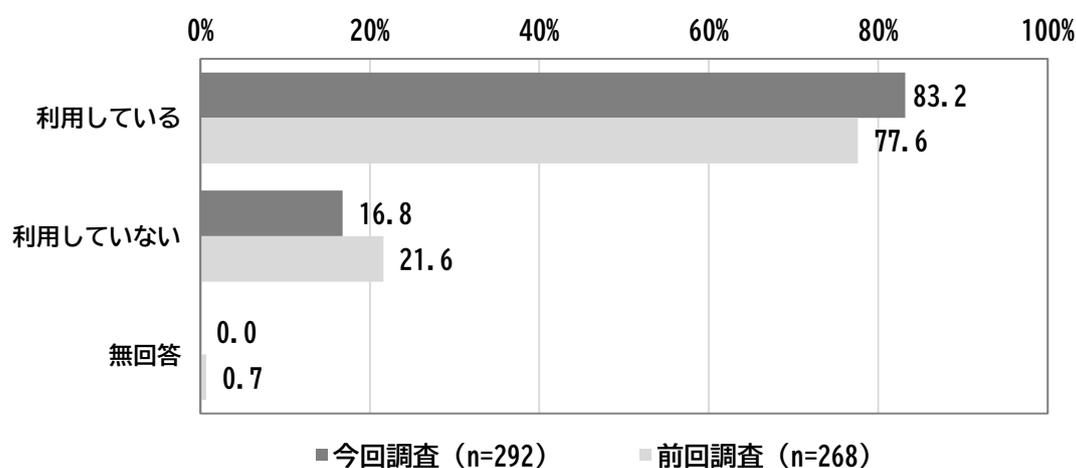
就学前児童の保護者で幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は83.2%で、前回調査から5.6ポイント増加しています。

現在利用している施設は、「認可保育所（園）」(56.8%)、「幼稚園」(23.9%)の割合が多く、合わせて80.7%となっています。今後全国的には、育児休業取得者の増加や幼児教育・保育の無償化の実施により、利用者の増加が見込まれています。

現在利用していない人も含めて、今後の教育・保育事業に対する利用意向をたずねたところ、「認可保育所（園）」が61.0%、「幼稚園」が47.9%となっており、現在の利用状況と同じ順位となっています。現在「幼稚園」を利用している人は23.9%、利用を希望する人は47.9%と実態より24.0ポイント高く、「幼稚園の預かり保育」で16.6ポイント、「認定こども園」で13.6ポイント希望する人の割合が高くなっています。これら利用状況よりも利用意向が多くなっている事業については、潜在的なニーズが多く含まれる事業であるといえます。今後、これらの潜在的なニーズについても、本計画においては的確に把握し、事業の供給体制を検討する必要があります。

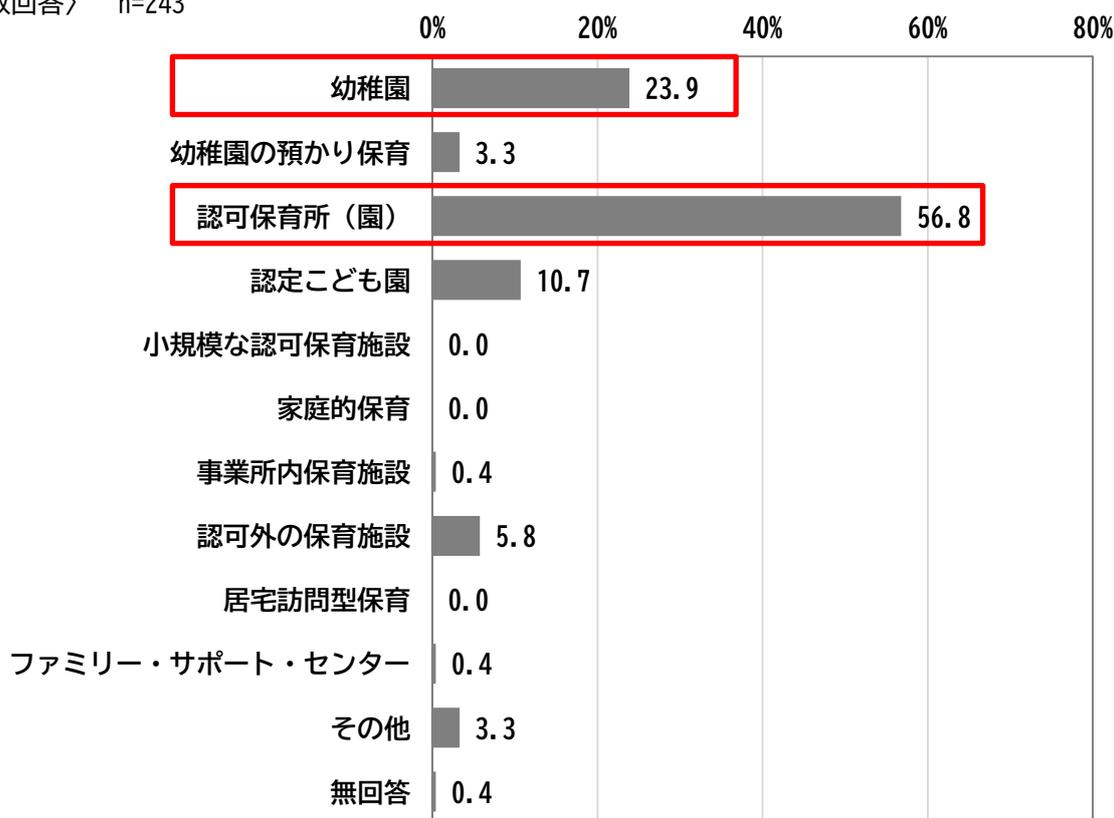
幼児教育・保育無償化が実施された場合の利用意向においては、「幼稚園」「認定こども園」の利用意向が現在の利用割合より多くなっているため、本計画においてはこれらの意向を考慮する必要があると考えます。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況



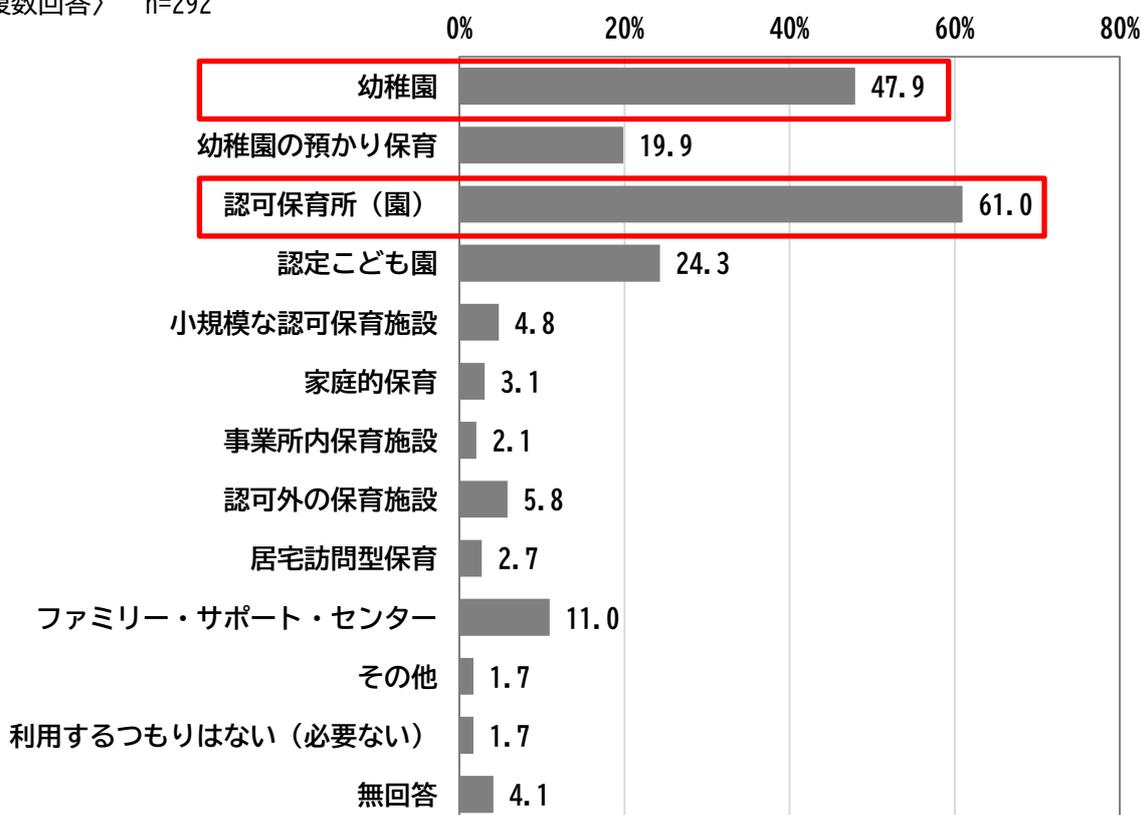
■ 現在利用している日常的な教育・保育事業

〈複数回答〉 n=243



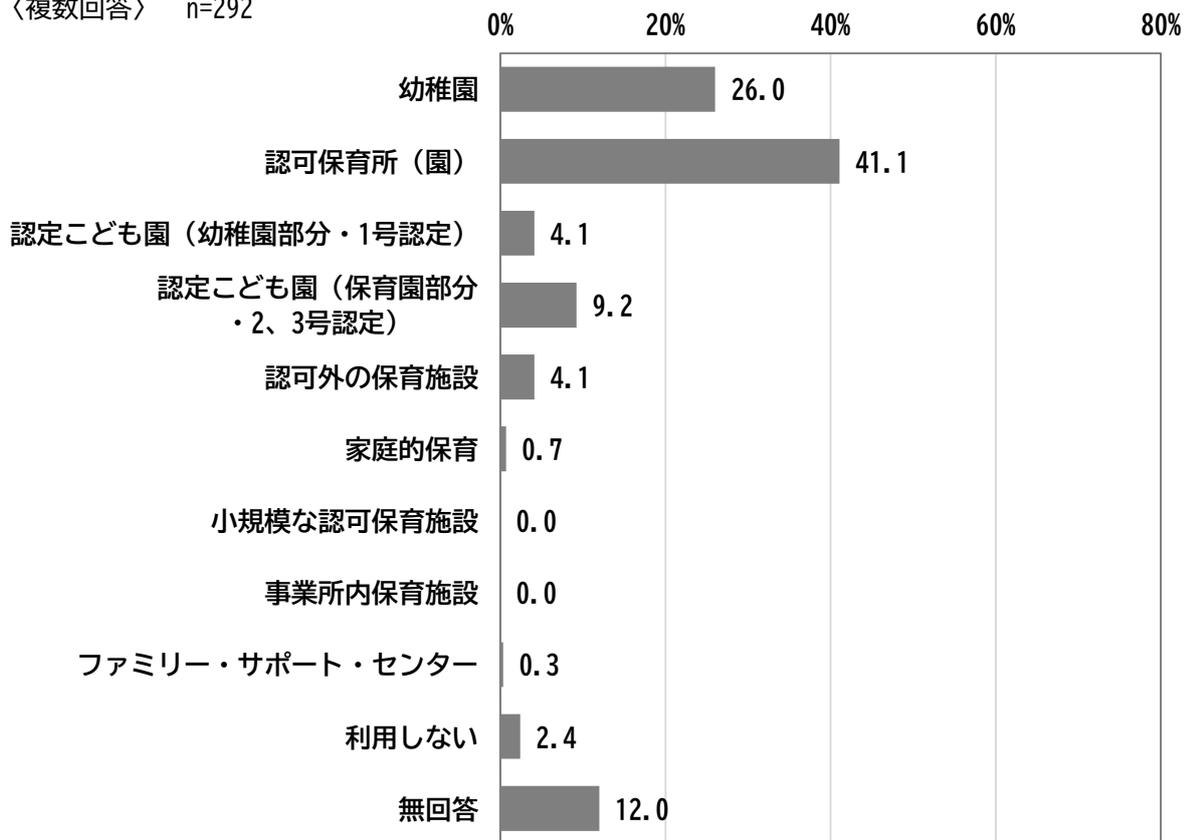
■ 「定期的に」利用したいと考える教育・保育事業

〈複数回答〉 n=292



■ 無償化した場合利用したい事業

〈複数回答〉 n=292



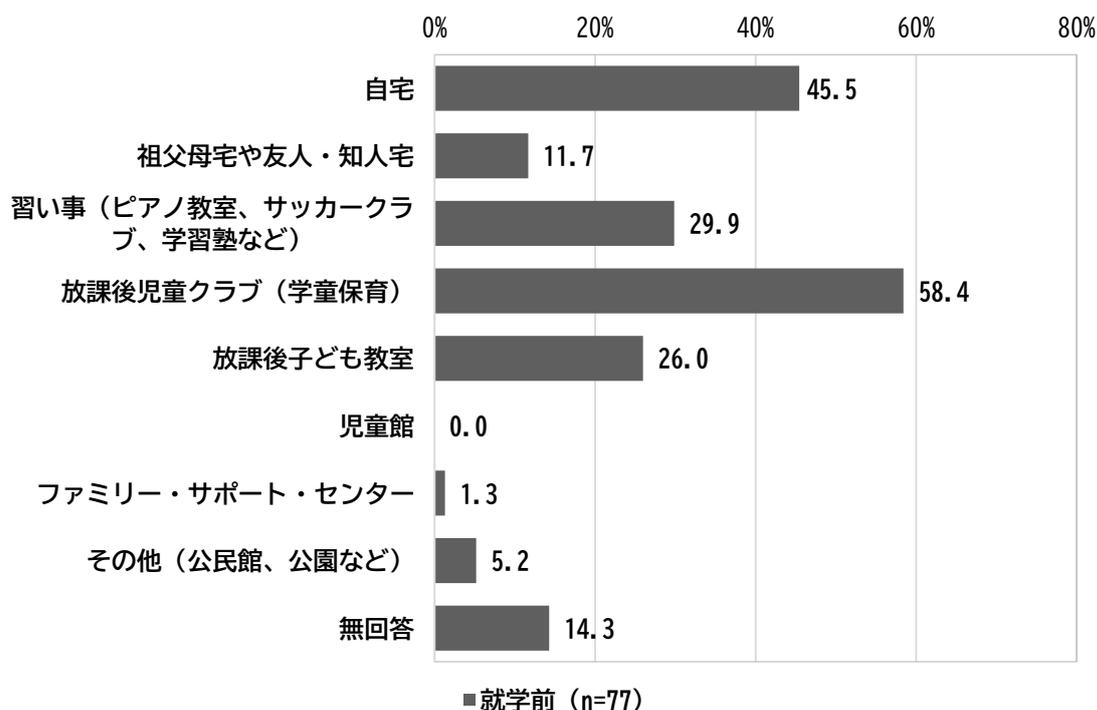
(5) 小学校における放課後の過ごし方

就学前児童の保護者の小学校入学後における放課後の過ごし方の希望は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が58.4%と最も高く、次いで「自宅」が45.5%、「習い事」が29.9%の順となっています。一方、小学生の保護者の放課後の過ごし方の希望は、「自宅」が62.8%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が47.7%、「習い事」が42.0%の順となっており、就学前と小学生において異なる結果となっています。

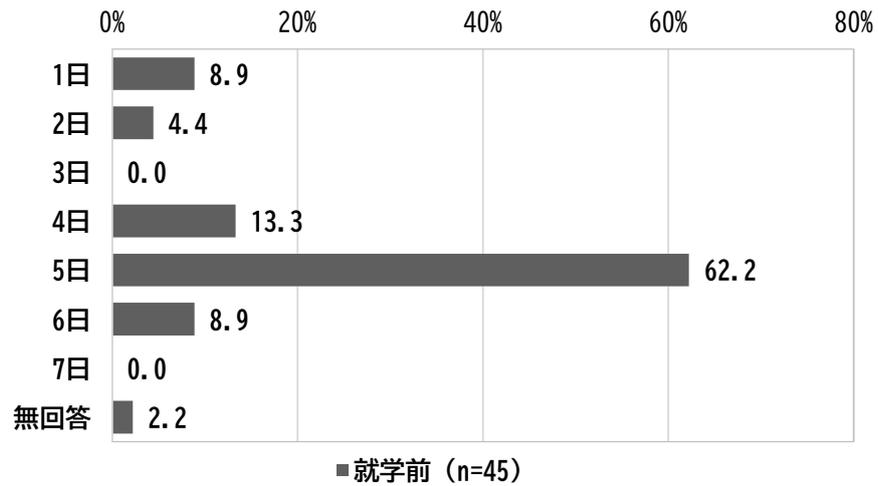
また、「放課後児童クラブ（学童保育）」の希望する週あたり利用日数について、小学生の保護者の低学年（1～3年生）時の希望は、「6日」と「5日」が合計81.7%となっていますが、高学年（4～6年生）時の希望は、「6日」と「5日」が合計39.3%となり、学年が上がるにつれて利用を希望する日数は少なくなる傾向にあることがうかがえます。

働く保護者にとって、放課後児童クラブとは重要な社会資源であると言えます。今後も安心して預けることができるよう、多様なニーズに合った放課後児童クラブを維持していくことが求められます。

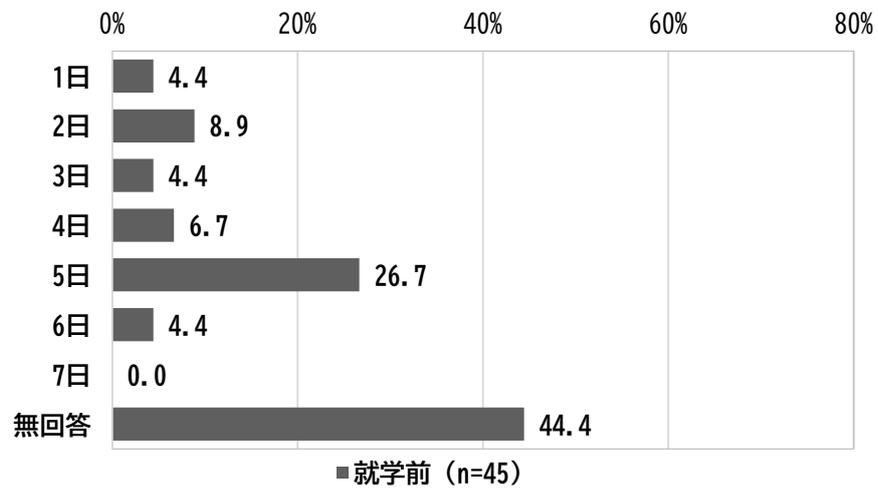
■ 就学前児童保護者が希望する小学校入学後の放課後の過ごし方



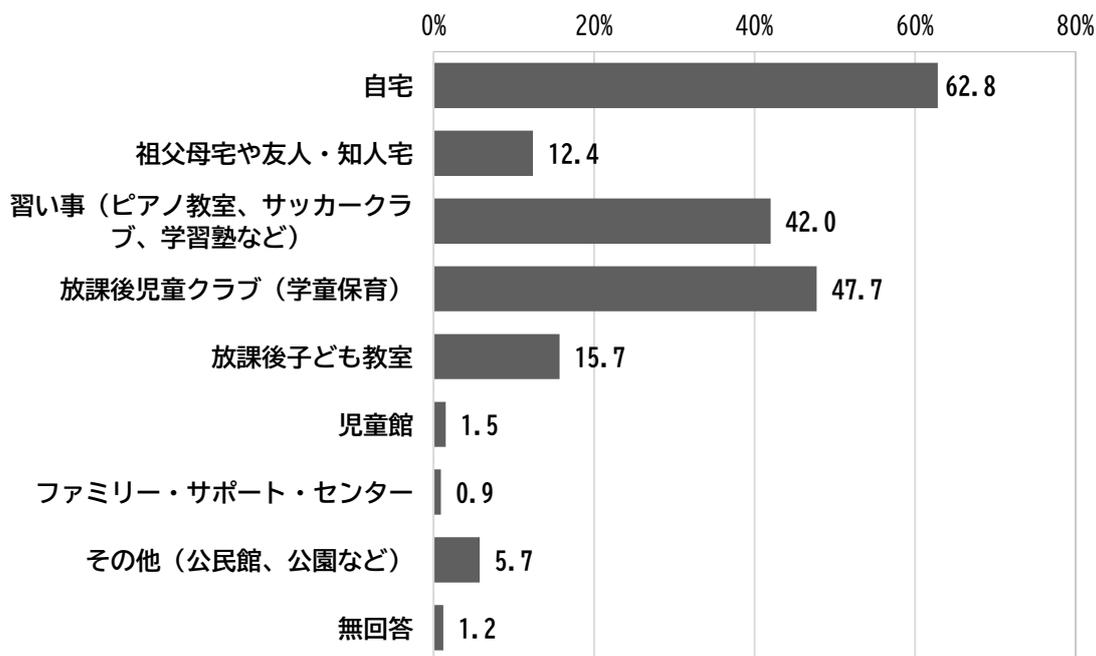
■ 就学前児童保護者が希望する低学年時の放課後児童クラブ週あたり日数



■ 就学前児童保護者が希望する高学年時の放課後児童クラブ週あたり日数

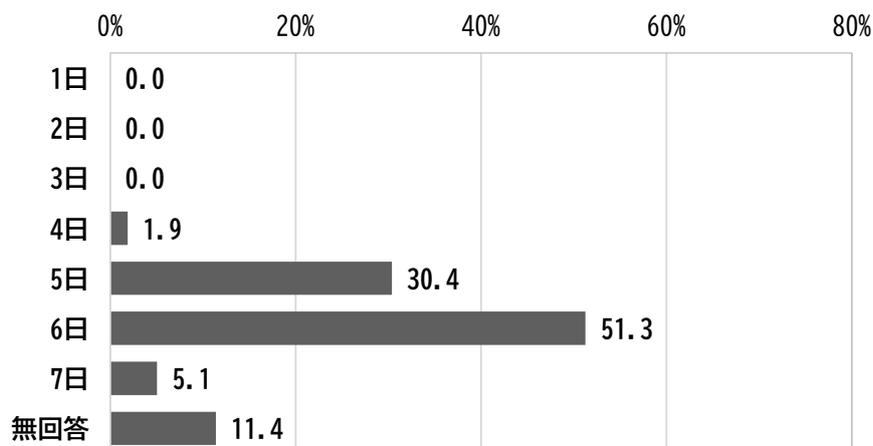


■小学生保護者が希望する放課後の過ごし方



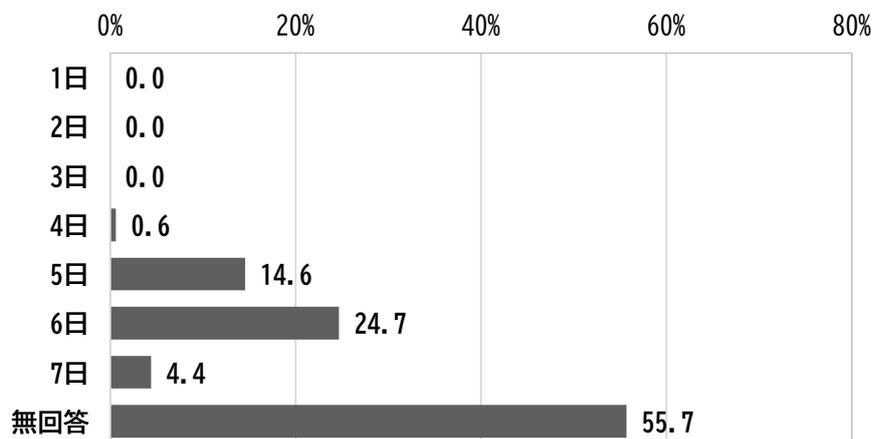
■小学生 (n=331)

■小学生保護者が希望する低学年時の放課後児童クラブの週あたり日数



■小学生 (n=158)

■小学生保護者が希望する高学年時の放課後児童クラブの週あたり日数



■小学生 (n=158)

(6) 子育ての環境や支援への満足度

市の子育ての環境や支援の満足度の平均値を前回調査と比較すると、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに「満足・やや満足」の割合が増え、平均も前回調査からやや高くなっています。一方で「普通」と回答した保護者の割合は最も多く、就学前児童、小学生の保護者の双方とも40%前後を占めていることから、より多くの保護者が満足に感じられる特色ある支援を行うことが求められています。

■居住地域における子育て環境や支援への満足度

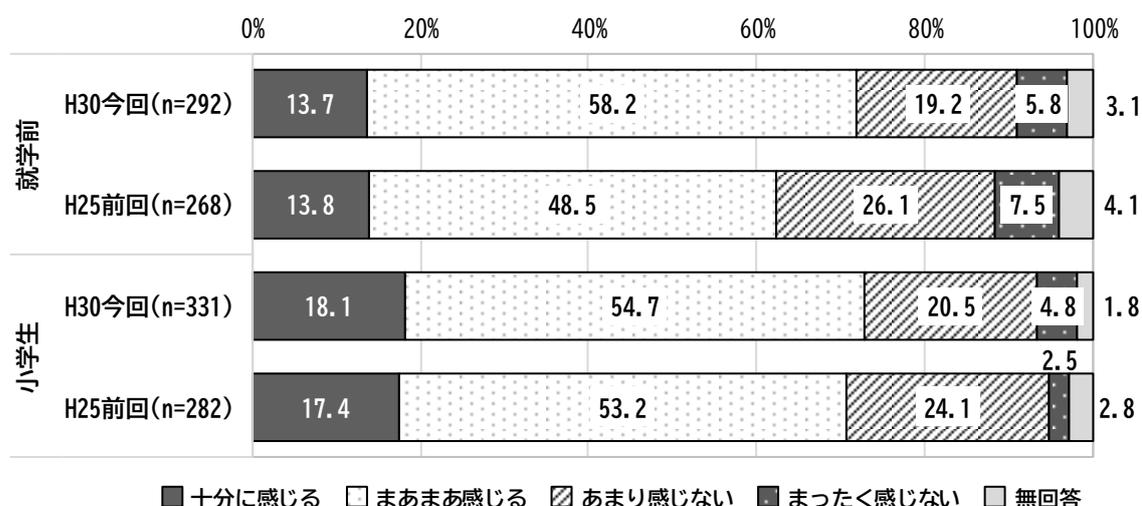
満足度が低い 1点、やや満足度が低い 2点、普通 3点、やや満足度が高い 4点、満足度が高い 5点として、点数化しました。

| | | | 満足度が低い | やや満足度が低い | 普通 | やや満足度が高い | 満足度が高い | 合計 | 平均 |
|-----|------|------|--------|----------|-----|----------|--------|-----|------|
| 就学前 | 今回調査 | 回答者数 | 20 | 41 | 125 | 81 | 15 | 282 | 3.11 |
| | | 評点 | 20 | 82 | 375 | 324 | 75 | 876 | |
| | 前回調査 | 回答者数 | 28 | 51 | 107 | 57 | 15 | 258 | 2.92 |
| | | 評点 | 28 | 102 | 321 | 228 | 75 | 754 | |

| | | | 満足度が低い | やや満足度が低い | 普通 | やや満足度が高い | 満足度が高い | 合計 | 平均 |
|-----|------|------|--------|----------|-----|----------|--------|-----|------|
| 小学生 | 今回調査 | 回答者数 | 30 | 59 | 130 | 90 | 16 | 325 | 3.01 |
| | | 評点 | 30 | 118 | 390 | 360 | 80 | 978 | |
| | 前回調査 | 回答者数 | 28 | 49 | 116 | 63 | 16 | 272 | 2.96 |
| | | 評点 | 28 | 98 | 348 | 252 | 80 | 806 | |

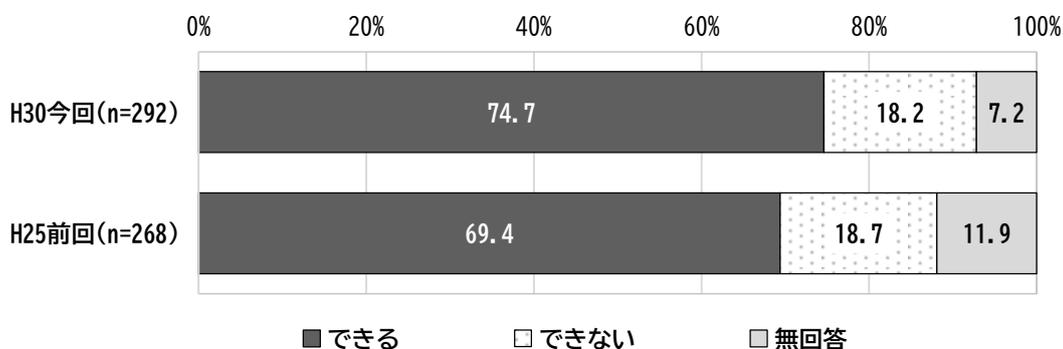
子育てが地域の人や社会に支えられていると感じるかについて、「十分に感じる」「まあまあ感じる」と回答した割合は、就学前児童の保護者では71.9%で前回調査より9.6ポイント増加しています。小学生の保護者においても72.8%で、前回調査よりわずかに増加しています。

■子育てが地域や社会で支えられていると感じるか



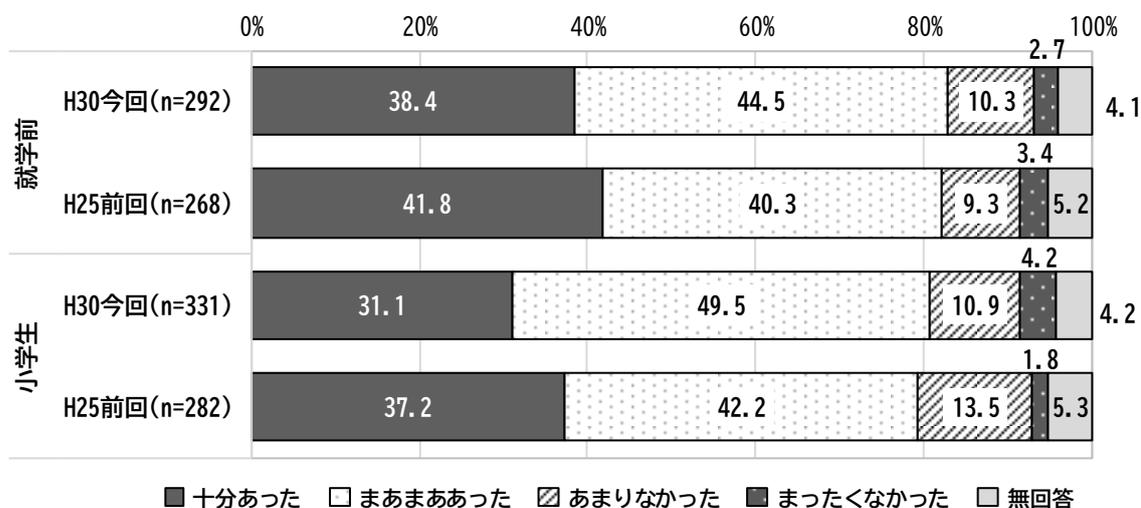
就学前児童の保護者が希望した時期や時間に教育・保育サービスが利用できるかについて、「できる」と回答した割合は74.7%で、前回調査より5.3ポイント増加しています。「できない」と回答した割合は18.2%で、前回調査の18.7%より0.5ポイント減少しています。

■ 希望した時期や時間での教育・保育サービスの利用状況



妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感について、「十分あった」「まあまああった」と回答した割合は、就学前児童の保護者で82.9%、小学生の保護者で80.6%と、前回調査とほぼ同程度となっています。

■ 妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感

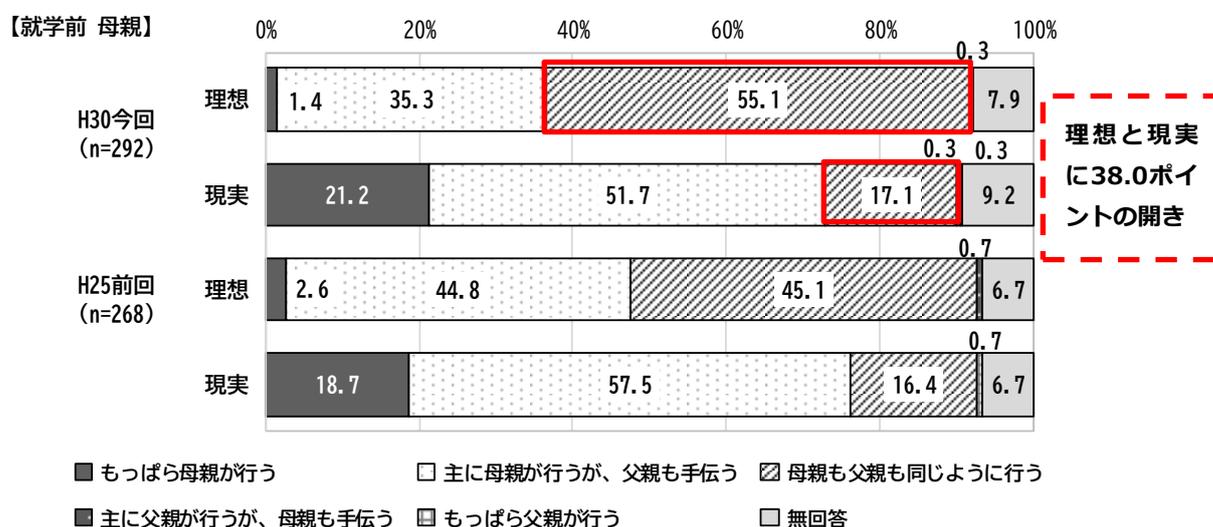


子育てに関する役割分担について、理想として最も多かったのは就学前児童の父母、小学生の父母とも「母親も父親も同じように行う」でしたが、就学前児童の母親では、理想では55.1%、現実では17.1%であり、理想と現実には38.0ポイントの開き、就学前児童の父親では25.3ポイントの開き、小学生の母親では33.6ポイントの開き、小学生の父親では23.9ポイントの開きが生じています。前回調査と比べ、就学前の母親・父親とも、理想と現実の開きが大きくなっています。

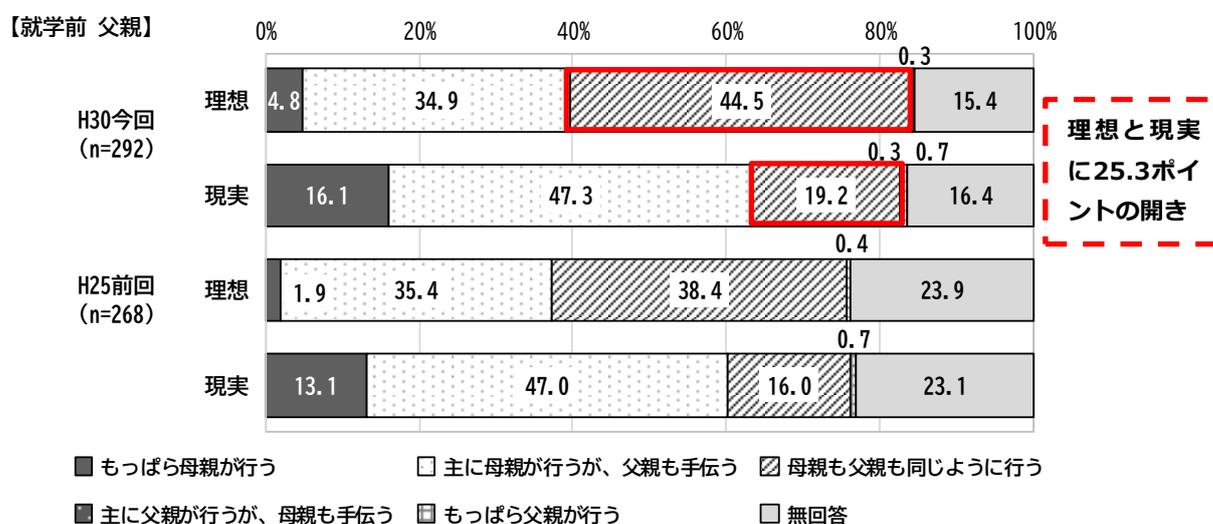
一方現実で最も多かった「もっぱら母親が行う」「主に母親が行うが、父親も手伝う」の割合は、就学前児童の母親では、72.9%であり、就学前児童の父親では63.4%、小学生の母親では69.8%、小学生の父親では58.0%といずれも半数以上が主に母親が行っていると回答しています。

母親の育児に携わる割合が高いため、母親の方がより強く負担を感じていることがうかがえます。

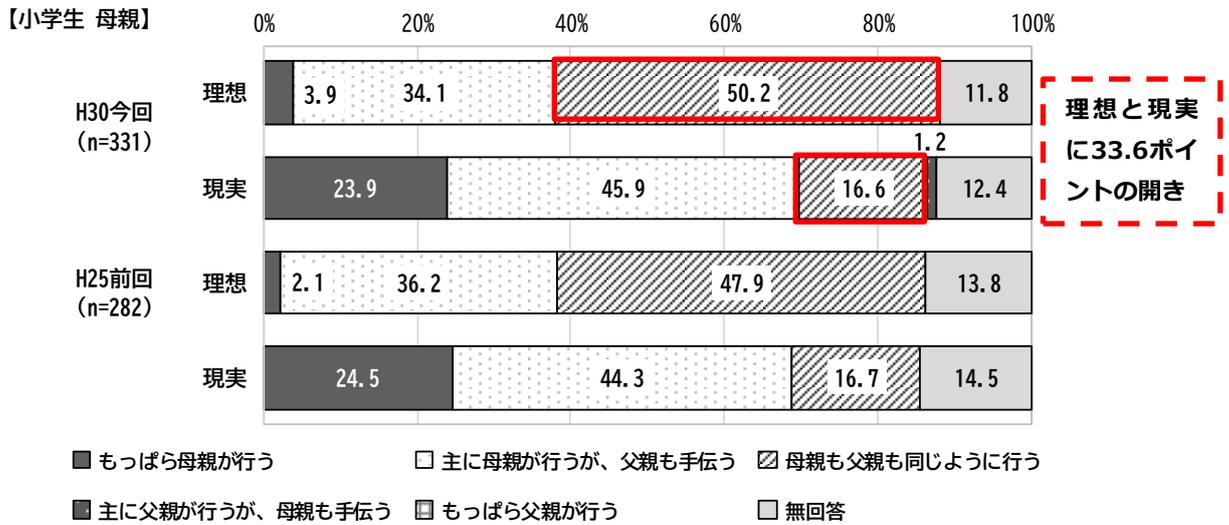
■ 就学前児童の母親の子育てに関する役割分担の理想と現実



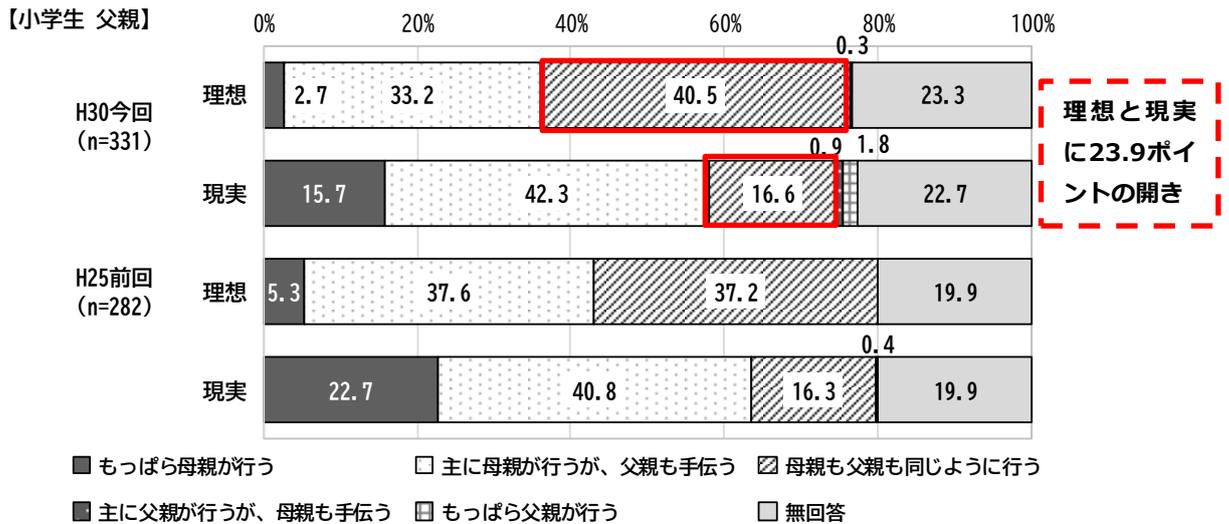
■ 就学前児童の父親の子育てに関する役割分担の理想と現実



■ 小学生の母親の子育てに関する役割分担の理想と現実

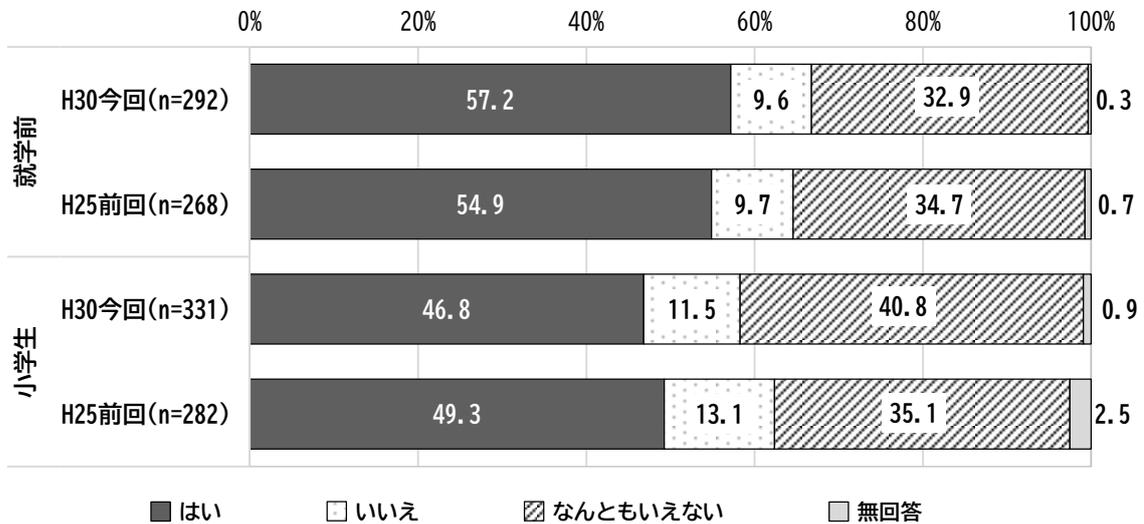


■ 小学生の父親の子育てに関する役割分担の理想と現実



保護者がゆったりとした気分で子どもと過ごす時間があるかについて、「はい」と回答した割合は、就学前児童の保護者で 57.2%と前回調査から 2.3 ポイント増え、小学生の保護者では 46.8%と、前回調査から 2.5 ポイント減少しています。

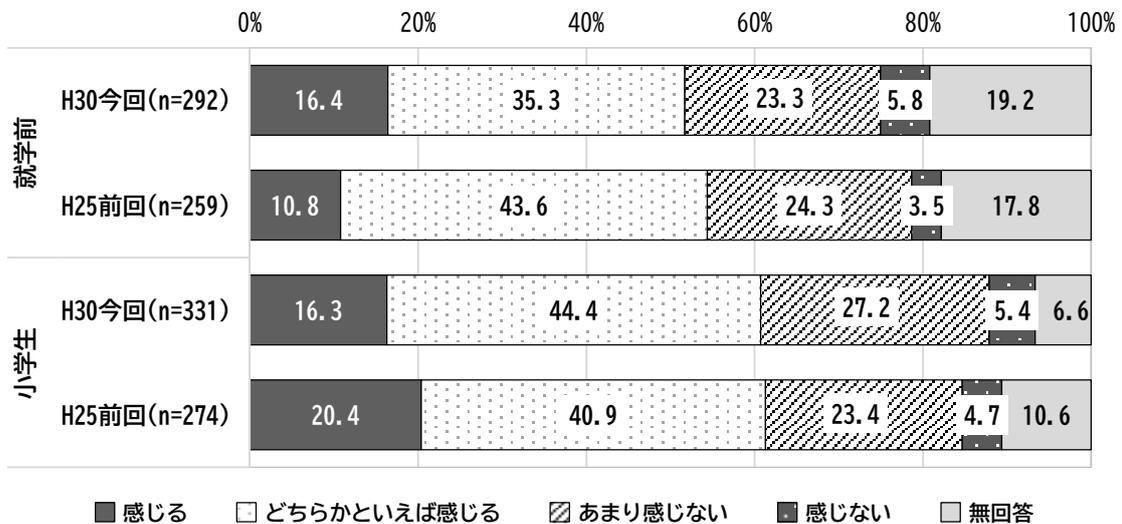
■ 保護者がゆったりとした気分で、子どもと過ごす時間の有無



就労している保護者が仕事と家庭生活の両立ができていると感じているかについては、「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した割合は、就学前児童の保護者で 51.7%と前回調査より 2.7 ポイント減っています。小学生の保護者では 60.7%と、前回調査より 0.6 ポイント減っています。

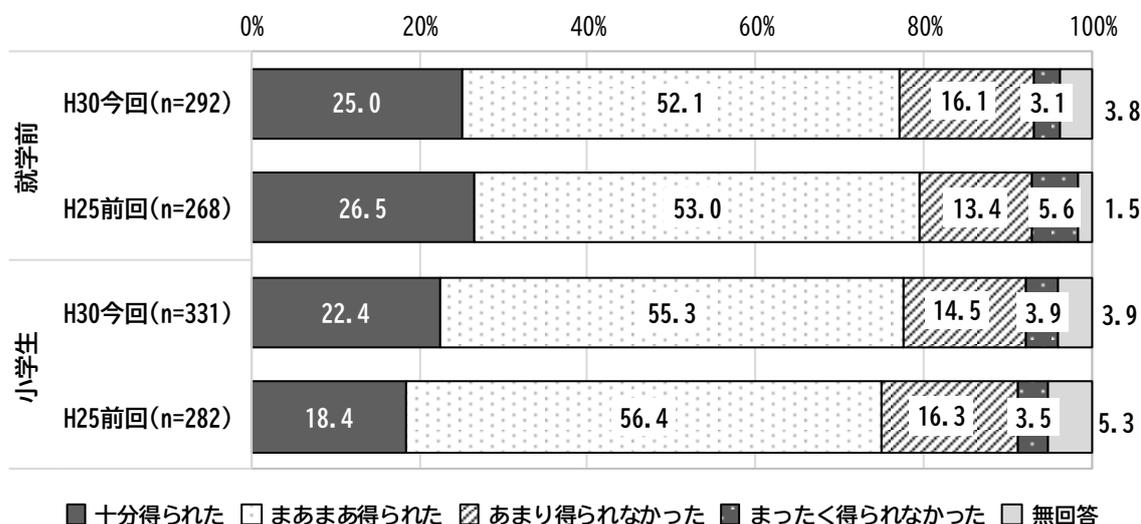
「あまり感じない」「感じない」と回答した割合は、就学前児童の保護者で 29.1%と前回調査より 1.3 ポイント増えています。小学生の保護者では 32.6%と、前回調査より 4.5 ポイント増えています。

■ 仕事と家庭生活の両立ができていると感じるか



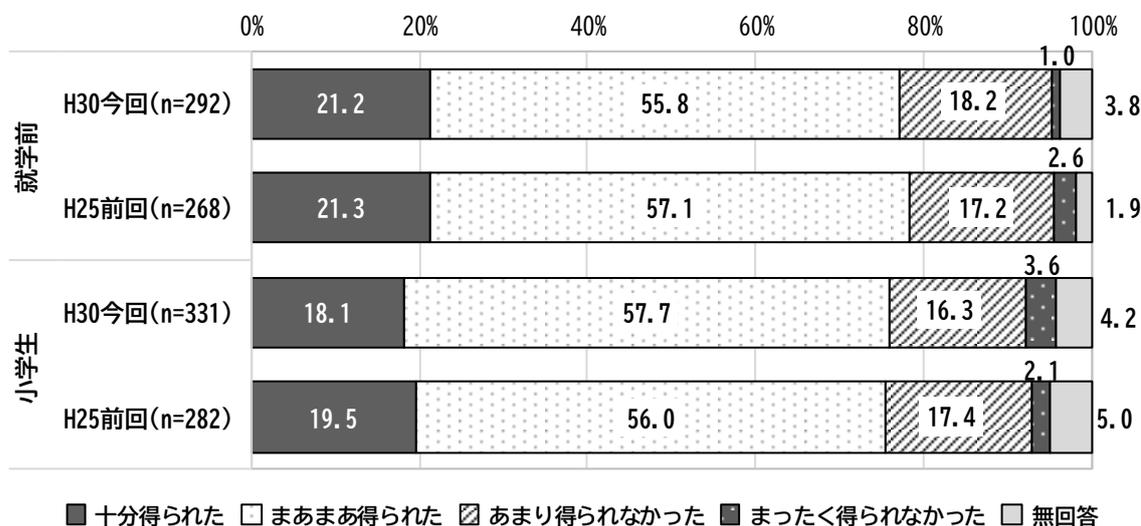
妊娠期から出産までの期間の保健サービスに対し、満足感が得られたかについては、「十分得られた」「まあまあ得られた」と回答した割合は、就学前児童の保護者で 77.1%、小学生の保護者で 77.7%と、前回調査とほぼ同程度となっています。

■ 妊娠期から出産までの期間における保健サービスの満足感



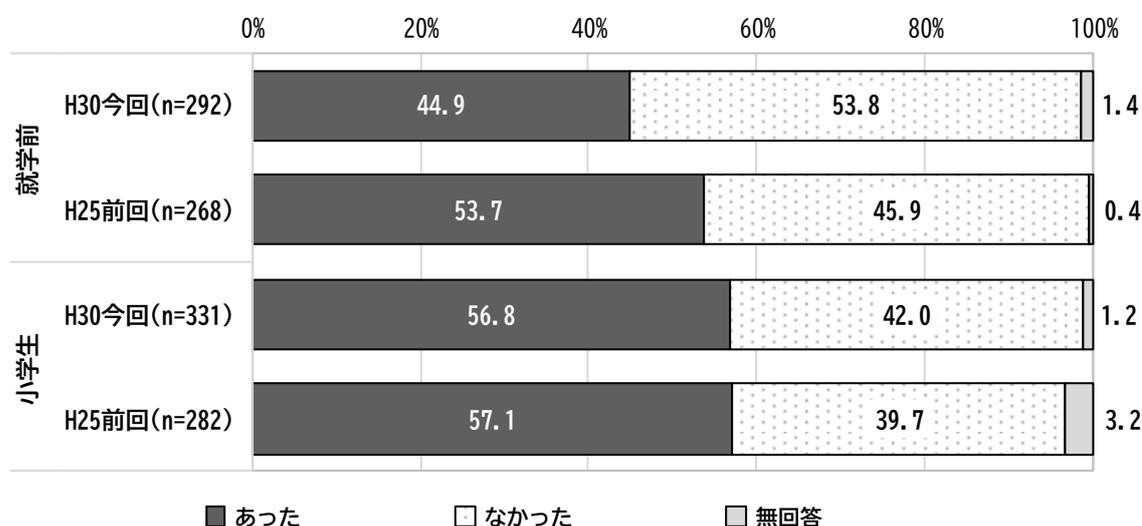
妊娠・出産に関する情報を十分に得ることができたかについては、「十分得られた」「まあまあ得られた」と回答した割合は、就学前児童の保護者で 77.0%、小学生の保護者で 75.8%と、前回調査とほぼ同程度となっています。

■ 妊娠・出産に関する情報の取得状況



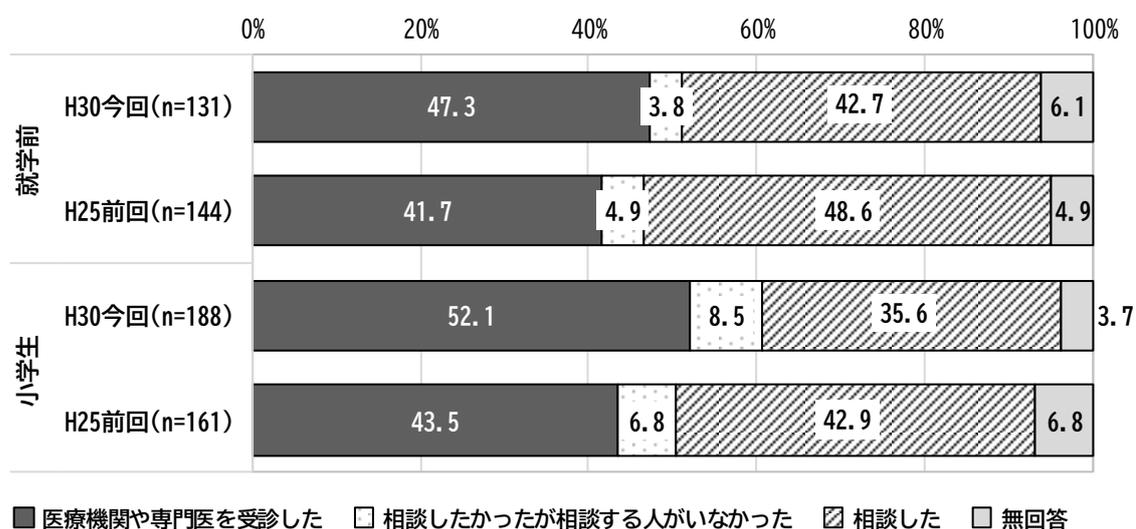
今までに子どもの成長・発達について不安やわからないことがあったかについて、「あった」と回答した割合は、就学前児童の保護者で 44.9%と、前回調査から 8.8 ポイント減っています。小学生の保護者では 56.8%と、前回調査とほぼ同程度となっています。

■ 子どもの成長・発達について不安やわからないことの有無



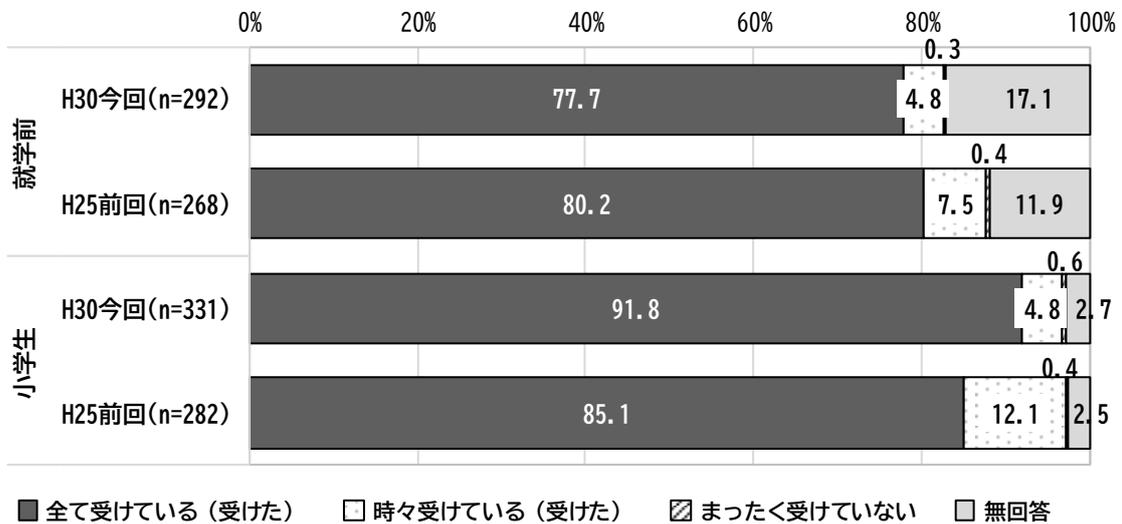
不安やわからないことがあった時どのように対応したかについては、「医療機関や専門医を受診した」が就学前児童の保護者で 47.3%、小学生の保護者で 52.1%と最も多く、前回調査より就学前児童の保護者で 5.6 ポイント、小学生の保護者で 8.6 ポイント増えています。

■ 不安時の対応方法



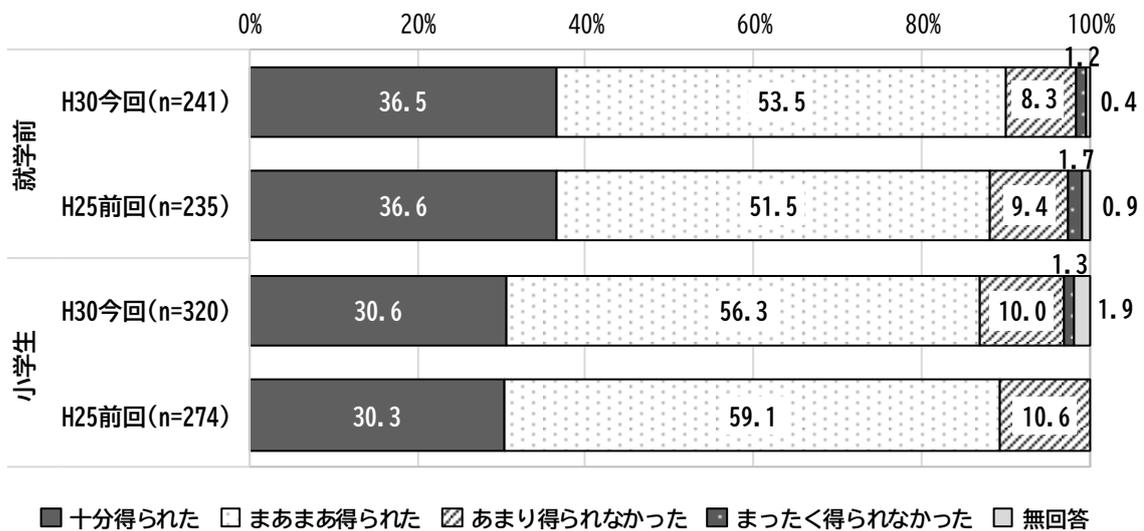
子どもの乳幼児健診について、「全て受けている（受けた）」と回答した割合は、就学前児童の保護者で 77.7%と、前回調査より 2.5 ポイント減っています。小学生の保護者では 91.8%と、前回調査より 6.7 ポイント増えています。

■ 乳幼児健診の受診状況



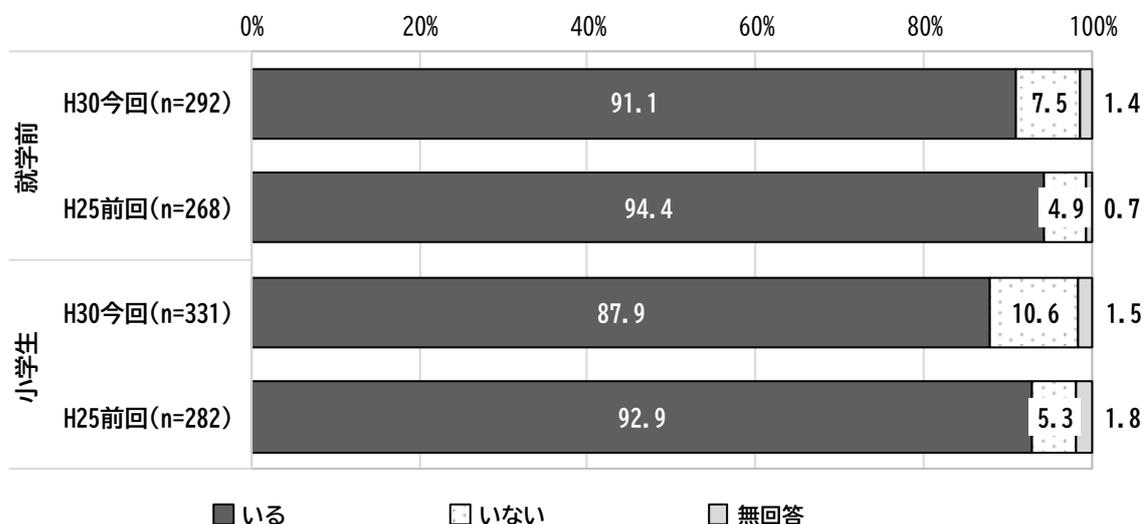
乳幼児健診を受け、安心感や満足感が得られたかについて、「十分得られた」「まあまあ得られた」と回答した割合は、就学前児童の保護者で 90.0%、小学生の保護者で 86.9%と、前回調査とほぼ同程度となっています。

■ 乳幼児健診の安心感や満足感



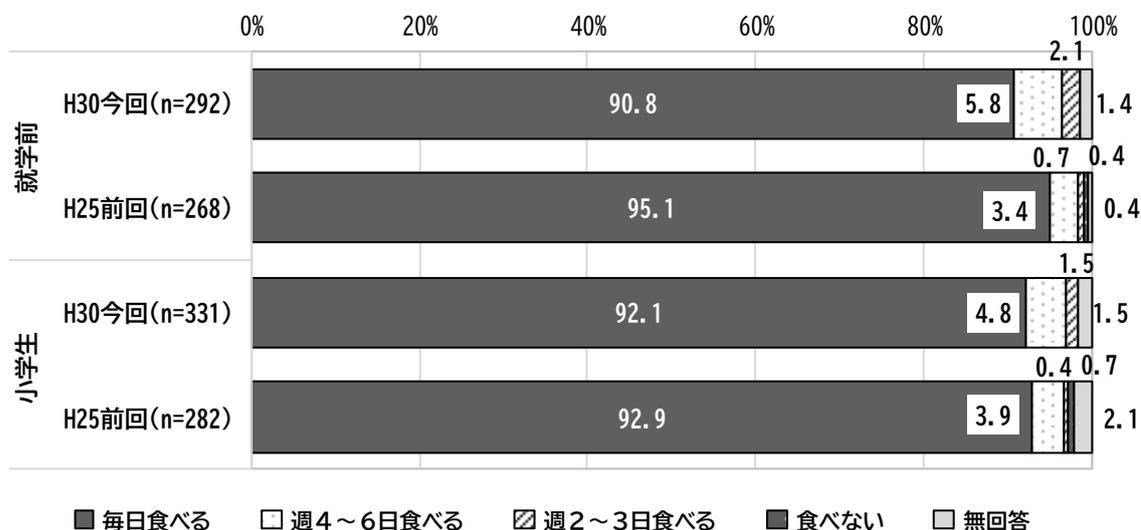
子どもにかかりつけ医が「いる」と回答した割合は、就学前児童の保護者で 91.1%、小学生の保護者で 87.9%となり、大半を占めていますが、前回調査より就学前児童の保護者で 3.3 ポイント、小学生の保護者で 5.0 ポイント減っています。

■ かかりつけ医の有無



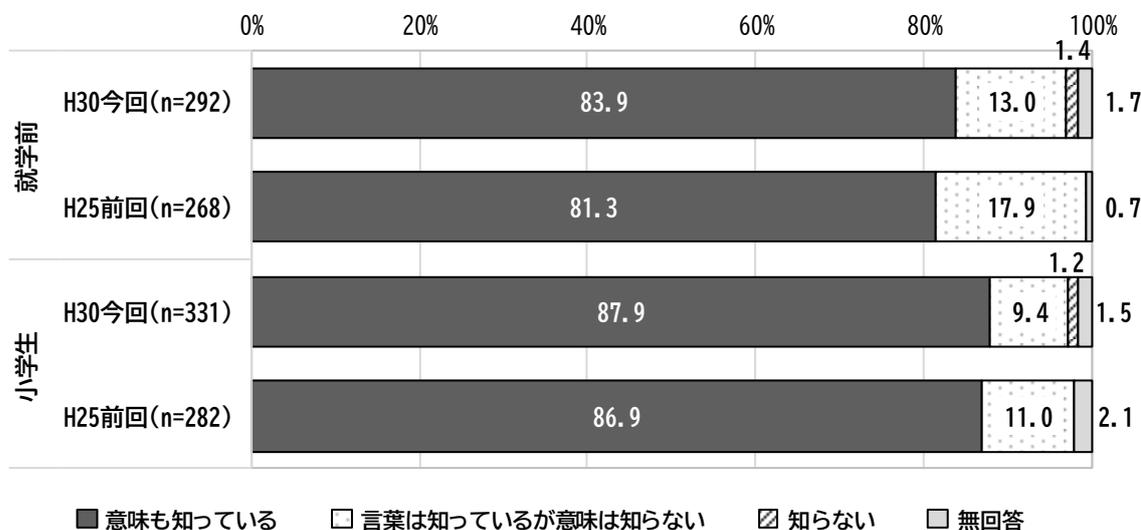
子どもは朝食を食べるかについて、「毎日食べる」と回答した割合は、就学前児童の世帯で 90.8%、小学生の世帯で 92.1%となり、就学前児童の世帯において前回調査より 4.3 ポイント減っています。

■ 朝食の摂取状況



「食育」という言葉について、「意味も知っている」と回答した割合は、就学前児童の保護者で83.9%、小学生の保護者で87.9%と、前回調査よりわずかながら増えています。

■「食育」という言葉の認知度



3. 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

第1期子ども・子育て支援事業計画の実績については、以下のとおりです。

(1) 特定教育・保育事業

① 1号認定（3～5歳）

荻地域と直入地域において量の見込みの計画値を実績値が上回っていましたが、市全体では計画値内で確保できました。

(単位：人)

| 市全体 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------------------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量 の 見 込 み | 計画値 ① | 141 | 136 | 132 | 126 | 122 |
| | 実績値 ② | 65 | 68 | 58 | 74 | 118 |
| | 過不足 ①－② | 76 | 68 | 74 | 52 | 4 |
| 確 保 の 内 容 | 計画値 ③ | 250 | 260 | 270 | 270 | 270 |
| | 実績値 ④ | 170 | 170 | 180 | 180 | 240 |
| | 過不足 ③－④ | 80 | 90 | 90 | 90 | 30 |

(単位：人)

| ①竹田地域 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------------------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量 の 見 込 み | 計画値 ① | 120 | 116 | 113 | 107 | 104 |
| | 実績値 ② | 51 | 58 | 34 | 46 | 93 |
| | 過不足 ①－② | 69 | 58 | 79 | 61 | 11 |
| 確 保 の 内 容 | 計画値 ③ | 190 | 190 | 190 | 190 | 190 |
| | 実績値 ④ | 110 | 110 | 120 | 120 | 180 |
| | 過不足 ③－④ | 80 | 80 | 70 | 70 | 10 |

(単位：人)

| ②荻地域 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量の 見込み | 計画値 ① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 実績値 ② | 0 | 2 | 0 | 1 | 4 |
| | 過不足 ①－② | 0 | △2 | 0 | △1 | △4 |
| 確保の 内容 | 計画値 ③ | 0 | 0 | 10 | 10 | 10 |
| | 実績値 ④ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 過不足 ③－④ | 0 | 0 | 10 | 10 | 10 |

(単位：人)

| ③久住地域 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量の 見込み | 計画値 ① | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 |
| | 実績値 ② | 1 | 1 | 3 | 4 | 4 |
| | 過不足 ①－② | 6 | 6 | 3 | 2 | 2 |
| 確保の 内容 | 計画値 ③ | 0 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 実績値 ④ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 過不足 ③－④ | 0 | 10 | 10 | 10 | 10 |

(単位：人)

| ④直入地域 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量の 見込み | 計画値 ① | 14 | 13 | 13 | 13 | 12 |
| | 実績値 ② | 13 | 7 | 21 | 23 | 17 |
| | 過不足 ①－② | 1 | 6 | △8 | △10 | △5 |
| 確保の 内容 | 計画値 ③ | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| | 実績値 ④ | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| | 過不足 ③－④ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

② 2号認定（3～5歳）

竹田地域と荻地域において、量の見込みの計画値を実績値が上回っていた年度がありましたが、市全体では計画値内で確保できました。

(単位：人)

| 市全体 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------------------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量 の 見 込 み | 計画値 ① | 252 | 246 | 240 | 234 | 229 |
| | 実績値 ② | 240 | 229 | 216 | 225 | 201 |
| | 過不足 ①－② | 12 | 17 | 24 | 9 | 28 |
| 確 保 の 内 容 | 計画値 ③ | 287 | 280 | 279 | 282 | 282 |
| | 実績値 ④ | 264 | 260 | 266 | 262 | 237 |
| | 過不足 ③－④ | 23 | 20 | 13 | 20 | 45 |

(単位：人)

| ①竹田地域 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------------------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量 の 見 込 み | 計画値 ① | 100 | 97 | 94 | 89 | 87 |
| | 実績値 ② | 89 | 80 | 93 | 90 | 90 |
| | 過不足 ①－② | 11 | 17 | 1 | △1 | △3 |
| 確 保 の 内 容 | 計画値 ③ | 116 | 108 | 107 | 110 | 110 |
| | 実績値 ④ | 87 | 74 | 85 | 85 | 82 |
| | 過不足 ③－④ | 29 | 34 | 22 | 25 | 28 |

(単位：人)

| ②荻地域 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------------------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量 の 見 込 み | 計画値 ① | 57 | 55 | 54 | 53 | 52 |
| | 実績値 ② | 63 | 66 | 58 | 61 | 45 |
| | 過不足 ①－② | △6 | △11 | △4 | △8 | 7 |
| 確 保 の 内 容 | 計画値 ③ | 55 | 55 | 55 | 55 | 55 |
| | 実績値 ④ | 53 | 66 | 64 | 65 | 50 |
| | 過不足 ③－④ | 2 | △11 | △9 | △10 | 5 |

(単位：人)

| ③久住地域 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量の見込み | 計画値 ① | 72 | 72 | 70 | 70 | 69 |
| | 実績値 ② | 70 | 61 | 49 | 55 | 51 |
| | 過不足 ①－② | 2 | 11 | 21 | 15 | 18 |
| 確保の内容 | 計画値 ③ | 80 | 81 | 81 | 81 | 81 |
| | 実績値 ④ | 88 | 85 | 87 | 77 | 84 |
| | 過不足 ③－④ | △8 | △4 | △6 | 4 | △3 |

(単位：人)

| ④直入地域 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量の見込み | 計画値 ① | 23 | 22 | 22 | 22 | 20 |
| | 実績値 ② | 18 | 22 | 16 | 19 | 15 |
| | 過不足 ①－② | 5 | 0 | 6 | 3 | 5 |
| 確保の内容 | 計画値 ③ | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 実績値 ④ | 36 | 35 | 30 | 35 | 21 |
| | 過不足 ③－④ | 0 | 1 | 6 | 1 | 15 |

③ 3号認定（1、2歳）

平成30年度の竹田地域、平成27年から平成29年度の荻地域、直入地域で量の見込みの計画値を実績値が上回っていました。市全体では平成29年度が計画値を実績値が上回っていました。

(単位：人)

| 市全体 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------------------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量 の 見 込 み | 計画値 ① | 171 | 167 | 160 | 155 | 152 |
| | 実績値 ② | 153 | 162 | 165 | 153 | 145 |
| | 過不足 ①－② | 18 | 5 | △5 | 2 | 7 |
| 確 保 の 内 容 | 計画値 ③ | 163 | 167 | 169 | 168 | 168 |
| | 実績値 ④ | 161 | 182 | 174 | 160 | 164 |
| | 過不足 ③－④ | 2 | △15 | △5 | 8 | 4 |

(単位：人)

| ①竹田地域 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------------------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量 の 見 込 み | 計画値 ① | 102 | 100 | 94 | 90 | 89 |
| | 実績値 ② | 75 | 88 | 88 | 91 | 82 |
| | 過不足 ①－② | 27 | 12 | 6 | △1 | 7 |
| 確 保 の 内 容 | 計画値 ③ | 81 | 89 | 91 | 90 | 90 |
| | 実績値 ④ | 73 | 92 | 83 | 77 | 82 |
| | 過不足 ③－④ | 8 | △3 | 8 | 13 | 8 |

(単位：人)

| ②荻地域 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------------------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量 の 見 込 み | 計画値 ① | 21 | 21 | 21 | 22 | 21 |
| | 実績値 ② | 34 | 31 | 29 | 21 | 21 |
| | 過不足 ①－② | △13 | △10 | △8 | 1 | 0 |
| 確 保 の 内 容 | 計画値 ③ | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| | 実績値 ④ | 29 | 27 | 28 | 26 | 24 |
| | 過不足 ③－④ | △8 | △6 | △7 | △5 | △3 |

(単位：人)

| ③久住地域 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------------------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量 の 見 込 み | 計画値 ① | 37 | 35 | 34 | 33 | 31 |
| | 実績値 ② | 29 | 27 | 31 | 25 | 26 |
| | 過不足 ①－② | 8 | 8 | 3 | 8 | 5 |
| 確 保 の 内 容 | 計画値 ③ | 43 | 39 | 39 | 39 | 39 |
| | 実績値 ④ | 39 | 41 | 39 | 40 | 40 |
| | 過不足 ③－④ | 4 | △2 | 0 | △1 | △1 |

(単位：人)

| ④直入地域 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------------------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量 の 見 込 み | 計画値 ① | 11 | 11 | 11 | 10 | 11 |
| | 実績値 ② | 15 | 16 | 17 | 16 | 16 |
| | 過不足 ①－② | △4 | △5 | △6 | △6 | △5 |
| 確 保 の 内 容 | 計画値 ③ | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 実績値 ④ | 20 | 22 | 24 | 17 | 18 |
| | 過不足 ③－④ | △2 | △4 | △6 | 1 | 0 |

④ 3号認定（0歳）

4地域すべてにおいて、量の見込みの計画値が実績値を上回る結果となりました。

(単位：人)

| 市全体 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------------------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量 の 見 込 み | 計画値 ① | 68 | 65 | 62 | 60 | 59 |
| | 実績値 ② | 24 | 22 | 27 | 26 | 9 |
| | 過不足 ①－② | 44 | 43 | 35 | 34 | 50 |
| 確 保 の 内 容 | 計画値 ③ | 60 | 63 | 62 | 60 | 60 |
| | 実績値 ④ | 40 | 28 | 30 | 43 | 34 |
| | 過不足 ③－④ | 20 | 35 | 32 | 17 | 26 |

(単位：人)

| ①竹田地域 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------------------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量 の 見 込 み | 計画値 ① | 32 | 30 | 27 | 25 | 24 |
| | 実績値 ② | 9 | 17 | 15 | 18 | 6 |
| | 過不足 ①－② | 23 | 13 | 12 | 7 | 18 |
| 確 保 の 内 容 | 計画値 ③ | 28 | 28 | 27 | 25 | 25 |
| | 実績値 ④ | 20 | 14 | 12 | 18 | 16 |
| | 過不足 ③－④ | 8 | 14 | 15 | 7 | 9 |

(単位：人)

| ②荻地域 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------------------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量 の 見 込 み | 計画値 ① | 14 | 14 | 14 | 14 | 13 |
| | 実績値 ② | 8 | 1 | 2 | 3 | 2 |
| | 過不足 ①－② | 6 | 13 | 12 | 11 | 11 |
| 確 保 の 内 容 | 計画値 ③ | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| | 実績値 ④ | 8 | 2 | 3 | 4 | 6 |
| | 過不足 ③－④ | 6 | 12 | 11 | 10 | 8 |

(単位：人)

| ③久住地域 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------------------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量 の 見 込 み | 計画値 ① | 16 | 15 | 15 | 15 | 16 |
| | 実績値 ② | 3 | 2 | 6 | 3 | 0 |
| | 過不足 ①－② | 13 | 13 | 9 | 12 | 16 |
| 確 保 の 内 容 | 計画値 ③ | 12 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | 実績値 ④ | 8 | 9 | 9 | 13 | 6 |
| | 過不足 ③－④ | 4 | 6 | 6 | 2 | 9 |

(単位：人)

| ④直入地域 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------------------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 量 の 見 込 み | 計画値 ① | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 実績値 ② | 4 | 2 | 4 | 2 | 1 |
| | 過不足 ①－② | 2 | 4 | 2 | 4 | 5 |
| 確 保 の 内 容 | 計画値 ③ | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 実績値 ④ | 4 | 3 | 6 | 8 | 6 |
| | 過不足 ③－④ | 2 | 3 | 0 | △2 | 0 |

(2) 地域子ども・子育て支援事業

| | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|------------------|---------------------------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| ①利用者支援事業 (箇所) | 見込量 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 箇所数 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 評価 | 平成28年度に基本型、平成30年度に母子保健型を開始しました。 | | | | | |

| | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|--|--|------------|------------|------------|------------|-----------|
| ②地域子育て支援 拠点事業(子育て 支援センター 事業)(人) | 見込量 | 4,116 | 4,008 | 3,864 | 3,720 | 3,636 |
| | 利用者 | 6,266 | 6,437 | 6,543 | 6,980 | 6,713 |
| 評価 | 平成27年度から見込み量を利用者が上回る結果となっています。出生児数は減少傾向にありますが利用者数は見込みを大幅に上回っており、定期的に利用する親子が一定量以上いることがうかがえます。 | | | | | |

| | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|----------------|--|------------|------------|------------|------------|-----------|
| ③妊婦健康診査 (件) | 見込量 | 1,500 | 1,440 | 1,380 | 1,380 | 1,380 |
| | 延件数 | 1,344 | 1,337 | 1,317 | 1,054 | 1,049 |
| 評価 | 妊娠届出数の減少に伴い見込量にいたっていませんが、必要な支援は提供できています。 | | | | | |

| | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|---------------------|--|------------|------------|------------|------------|-----------|
| ④乳幼児家庭全戸 訪問事業(件) | 見込量 | 125 | 120 | 115 | 115 | 115 |
| | 延件数 | 121 | 101 | 101 | 77 | 83 |
| 評価 | 出生数の減少に伴い見込量にいたっていませんが、必要な支援は提供できています。 | | | | | |

| | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|--------------|---|------------|------------|------------|------------|-----------|
| ⑤養育支援訪問事業（件） | 見込量 | 81 | 78 | 75 | 72 | 69 |
| | 延件数 | 51 | 49 | 79 | 245 | 82 |
| 評価 | 平成30年度から利用者支援事業（母子保健型）を開始、併せて子育て世代包括支援センターを開設したことで、訪問件数の増加につながりました。 | | | | | |

| | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|---------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| ⑥子育て短期支援事業（人） | 見込量 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 利用者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 評価 | 計画期間内の利用はありませんでした。 | | | | | |

| | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|------------------------------------|---|------------|------------|------------|------------|-----------|
| ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（人） | 見込量 | 316 | 316 | 316 | 316 | 316 |
| | 利用者 | 374 | 431 | 496 | 437 | 611 |
| 評価 | 計画初年度から見込量を利用者が上回っており、事業の周知が図られていると考えられます。子育てサポーターが高齢化傾向にあり、今後は子育てサポーターの養成が課題になりつつあります。 | | | | | |

| | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|---------------------|--------------------------------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| ⑧一時預かり事業（幼稚園型）（人） | 見込量 | 26,863 | 26,216 | 25,504 | 24,663 | 24,016 |
| | 利用者 | 16,168 | 16,530 | 12,639 | 16,793 | 15,218 |
| ⑧一時預かり事業（幼稚園型以外）（人） | 見込量 | 1,495 | 1,460 | 1,415 | 1,361 | 1,335 |
| | 利用者 | 505 | 707 | 262 | 307 | 345 |
| 評価 | 幼稚園型、幼稚園型以外どちらも、全ての年度で見込量の中に収まっています。 | | | | | |

| | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|--------------------------|---|------------|------------|------------|------------|-----------|
| ⑨ 延長保育事業 (時間外保育事業)(人) | 見込量 | 132 | 129 | 125 | 120 | 117 |
| | 利用者 | 117 | 290 | 102 | 94 | 98 |
| 評価 | 平成28年度のみ利用者が見込量を大きく上回っていますが、その他の年度は見込量の中に収まっています。 | | | | | |

| | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------------|---------------------------------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| ⑩ 病児保育事業 (人) | 見込量 | 1,191 | 1,162 | 1,126 | 1,087 | 1,060 |
| | 利用者 | 27 | 13 | 35 | 58 | 16 |
| 評価 | 全ての年度で見込量に収まっていますが、見込量と実績の乖離が大きい状況です。 | | | | | |

| | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|--|-----------------------------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| ⑪ 放課後児童健全 育成事業(放課 後児童クラブ) (人) | 見込量 | 350 | 350 | 350 | 350 | 350 |
| | 利用者 | 356 | 350 | 393 | 378 | 361 |
| 評価 | 平成28年度以外の年度で利用者が見込量を上回る結果となっています。 | | | | | |

| | | | | | | |
|----------------------------|--|--|--|--|--|--|
| ⑫ 実費徴収に係る 補給給付を行う 事業 | 教育・保育制度の無償化が開始されたことに伴い、令和元年10月から予算措置を行っています。 | | | | | |
|----------------------------|--|--|--|--|--|--|

多様な主体の参加促進事業は計画期間内で実施がありませんでした。

4. 次世代育成支援行動計画の評価

次世代育成支援行動計画の達成度と評価は以下のとおりです。これまでの評価方法と合わせるため、ニーズ調査から算出する実績値は無回答を除いて算出しています。

■施策レベルの評価指標と目標（アウトカム）

| | 指標 | 目標値 | 実績値 (H30) | 達成率・評価 | |
|---|---|----------|--------------------|----------|----------|
| 1 | 子育てが地域の人に（もしくは社会に）支えられていると感じる※（「十分に感じる」+「まあまあ感じる」の割合） | 就学前児童保護者 | 74.2% | A（98.9%） | |
| | | 小学生保護者 | 74.2% | A（98.9%） | |
| 2 | 希望した時期や時間に保育サービスが利用できる ※（「できる」の割合） | 就学前児童保護者 | 85.0% | A（94.6%） | |
| | | 小学生保護者 | — | — | |
| 3 | 妊娠期から出産までの期間に満足感・充実感を感じる ※（「十分あった」+「まあまああった」の割合） | 就学前児童保護者 | 90.0% | A（96.0%） | |
| | | 小学生保護者 | 84.2% | A（93.6%） | |
| 4 | 父親と母親の子育てに関する役割分担は同等と感じる ※（理想における「母親も父親も同じように行う」の割合） | 就学前児童母親 | 60.0% | A（99.8%） | |
| | | 小学生保護者 | 52.6% | A（87.7%） | |
| | | 就学児母親 | 56.8% | A（94.7%） | |
| | | 小学生父親 | 52.8% | A（88.0%） | |
| 5 | 居住地における子育て環境や支援に対し満足している ※（「満足度が高い」+「やや高い」の割合） | 就学前児童保護者 | 50.0% | B（68.0%） | |
| | | 小学生保護者 | 32.6% | B（65.2%） | |
| 6 | この地域で子育てしたいと思う親の割合（※） | 4か月児健診 | H27年度乳幼児健診で実態把握。 | 91.4% | A（97.3%） |
| | | 1歳6か月児健診 | H31年度までに割合の増加を目指す。 | 91.7% | A（97.8%） |
| | | 3歳児健診 | | 92.0% | A（99.5%） |

※この地域で子育てしたいと思う親の割合：H27現状値 4か月児健診93.9%、1歳6か月児93.8%、3歳児92.5%。H27現状値とH30実績値で達成率を算出しています。

| 計画期間内における事業比較基準 | |
|-----------------|-----------------|
| A | 達成率が80%以上 |
| B | 達成率が60%以上 |
| C | 達成率が60%未満 |
| D | 取組を未実施、もしくは実施困難 |
| E | 実績値を出すことが困難 |

事業レベルの評価指標と目標（アウトプット）

| 指標 | 目標値 | 実績値 (H30年) | 達成率・評価 |
|-------------------------------------|---------|---------------|-----------|
| 基本方針1 子どもの人権を守る | | | |
| 身近な場所で人権について学ぶことができる地域講演会等を開催する | 6箇所 | 4箇所 | B (66.7%) |
| 年齢に応じた人権教育の充実を図る | 全部実施 | 一部実施 | — |
| 基本方針2 家族とのふれあいがある | | | |
| ゆったりとした気分で子どもと過ごすことができる時間がある | 70.0% | 47.3% | B (67.6%) |
| 「食育」について周知し、食事を家族団らんの時間として楽しむことができる | 100% | 89.3% | A (89.3%) |
| 基本方針3 ふるさとを愛し、感動を体験する場がある | | | |
| 地域の特色ある行事への参加や世代間交流を図る事業に積極的に参加する | 参加者の増 | — | E |
| 基本方針4 思春期を考える | | | |
| 保護者や児童が思春期について学ぶことができる | 実施施設の増 | 1 | — |
| 保護者と児童がともに性について学び、家庭で生について自然な会話ができる | 取り組みの推進 | — | E |
| 基本方針5 安心して保育・教育を受けられる | | | |
| いじめ・不登校等の相談体制の充実を図る | 85.0% | 85.0% | A (100%) |
| 災害や火災等緊急時の避難訓練の充実を図る | 充実 | — | E |
| 基本方針6 子育てへの支援がある | | | |
| 子育て支援事業の周知を図る | 100% | 49.6% | C (49.6%) |
| 子育て支援事業の充実を図る | 90.0% | 44.0% | C (48.9%) |
| 基本方針7 要保護児童や家庭への支援がある | | | |
| 子どもの成長・発達についてわからない時の相談や支援を受けることができた | 100% | 91.1% | A (91.1%) |
| 基本方針8 子育てしながら仕事が続けられる | | | |
| 仕事と家庭生活の両立ができていると感じる | 80.0% | 65.1% | A (81.4%) |

| 指標 | | 目標値 | 実績値 (H30年) | 達成率・評価 |
|---|----------|--|------------------------------|--------------------------------------|
| 基本方針9 心身の健康保持、増進ができる | | | | |
| 乳幼児健診を受け、安心感や満足感が得られる(十分+まあまあ) | | 95.0% 以上 | 就学前 90.5% 小学生 88.5% | 就学前 A (95.3%) 小学生 A (93.2%) |
| 子どものかかりつけ医がいる | | 100% | 就学前 92.4% 小学生 89.3% | 就学前 A (92.4%) 小学生 A (89.3%) |
| 虫歯保有率 | 1歳6か月児健診 | 0% | 0.8% | A (90.2%) |
| | 3歳児健診 | 30.0% 以下 | 26.1% | A (105.6%) |
| 仕上げ磨きをする親の割合(1歳6か月児健診)(※) | | H27年度乳幼児健診で 実態把握。 H31年度までに割合の 増加を目指す。 | 93.5% | A (109.1%) |
| 1歳6か月までに麻疹・風疹の予防接種を終了している者の割合(1歳6か月児健診) | | 95.0% | 73.2% | B (77.1%) |
| 基本方針10 子どもの安全が確保され、安心してすごせる | | | | |
| 子どもが犯罪等に巻き込まれることがない | | 0件 | 2件 | 未達成 |
| 子どもが交通事故の被害者にならない | | 0件 | 1件 | 未達成 |

※仕上げ磨きをする親の割合：H27現状値 85.7%。H27現状値とH30実績値で達成率を算出しています。

| 計画期間内における事業比較基準 | |
|-----------------|-----------------|
| A | 達成率が80%以上 |
| B | 達成率が60%以上 |
| C | 達成率が60%未満 |
| D | 取組を未実施、もしくは実施困難 |
| E | 実績値を出すことが困難 |

5. 課題の整理

竹田市の子どもを取り巻く状況やニーズ調査の結果から、子ども・子育て支援の充実に向けて以下のような課題が考えられます。

(1) 子育て世帯を取り巻く生活環境に関すること

| | |
|----------|--|
| 統計データ | <ul style="list-style-type: none">○子どもの数は、年々減少しており、今後も減少すると見込まれます。○子育て世代と言われる世代の人口が少なくなっています。○地域別にみても、子どもの人口は減少傾向にあります。○男女ともに、30歳以上の未婚率が高くなっています。○転入者より転出者が上回っており、人口減少が続いています。○出生数より死亡数が上回っており、人口減少が続いています。○1世帯当たりの人口が減少しており、核家族化が進行しています。○女性人口、婚姻件数が減少傾向にあります。 |
| 保護者アンケート | <ul style="list-style-type: none">○子育ての主な担い手は「父母ともに」が就学前児童保護者、小学生保護者ともに約6割となっています。○9割以上の保護者は、日常的あるいは緊急時の有事の際に子どもをみてる祖父母等の親族が身近にいることがうかがえますが、いずれの場合も子どもをみてる親族等のいない保護者が1割未満ですが存在します。 |
| 検討すべき課題等 | <p>晩婚・核家族化の進行、自然増減・社会増減による人口減少など、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。このため、子育てに対する不安を持つ家庭や有事の際に子どもをみてる親戚や友人がいない家庭などが孤立しないよう、必要な子育ての情報提供や相談しやすい体制づくりを充実させる必要があります。</p> |

(2) 保護者の就労に関すること

| | |
|-------|---|
| 統計データ | <p>○女性 25 歳～44 歳の労働力率が、10 年前と比較して上昇しています。</p> <p>○産業別就業の割合をみると、第一次産業、第二次産業従事者の割合が減少し、第三次産業従事者の割合が上昇しています。</p> |
|-------|---|

| | |
|--------------|--|
| 保護者 アンケート | <p>○母親の就労状況についてみると、就学前児童保護者において約 5 割、小学生保護者において約 6 割がフルタイムで就労（病休・産休・育休・介護休業中を含む）しています。</p> <p>○父親の就労状況では、就学前児童保護者の約 9 割、小学校保護者の 8 割以上がフルタイムで就労しています。</p> <p>○子どもが生まれた時点で、就学前児童の母親の約 3 割が就労しておらず、出産前に退職されている方もいると考えられます。</p> <p>○育児休業を所得した（取得中を含む）母親の割合は、就学前児童保護者で 4 割となっています。</p> <p>○父親の育児休業の取得状況は、数パーセントとなっています。</p> <p>○母親の育児休業を取得しなかった理由では「職場に育児休業の制度がなかった」「子育てや家事に専念するために退職した」「その他」の回答が多くありました。</p> <p>○父親の育児休業を取得しなかった理由では「仕事が忙しかった」の回答が最も多くありました。</p> |
|--------------|--|

| | |
|--------------|---|
| 検討すべき 課題等 | <p>働いている母親の増加など、子育て世帯の就労状況は変化しています。国では、一億総活躍社会の実現に向けて様々な政策を行っており、計画策定にあたり、保護者の就労状況を踏まえた上で、量の見込みと確保の方策を決定する必要があります。</p> <p>育児休業を取得しなかった理由に「職場に育児休業の制度がなかった」「仕事が忙しかった」といった回答が上位であるため、企業や雇用主に対して、職場の育児休業の推進について、更なる周知・啓発が必要であると考えられます。</p> |
|--------------|---|

(3) 教育・保育の利用に関すること

| | |
|--------------|---|
| 保護者 アンケート | <p>○全体の8割以上の保護者が定期的に教育・保育施設を利用しています。</p> <p>○定期的に利用している教育・保育施設は幼稚園が約2割、認可保育所(園)が約6割、認定こども園が約1割となっています。</p> <p>○定期的に利用したい施設では幼稚園が約5割、認可保育所(園)が約6割、認定こども園が約2割となっており、潜在的教育のニーズがあります。</p> |
|--------------|---|

| | |
|--------------|---|
| 検討すべき 課題等 | <p>両親の共働きなどにより全国的に保育のニーズが高くなっており、受け皿の確保については状況に応じて検討する必要があります。</p> <p>保護者アンケートの回答結果では、潜在的教育のニーズがあることが伺えます。ニーズ量の算出にあたっては、社会状況と地域の実情を踏まえて設定する必要があります。</p> |
|--------------|---|

(4) 地域における子育て支援事業に関すること

| | |
|--------------|--|
| 保護者 アンケート | <p>○就学前児童保護者が希望する小学校入学後の放課後の過ごし方は、放課後児童クラブ(学童保育)が約6割、自宅が約5割、習い事が約3割の順となっています。</p> <p>○小学生保護者が希望する放課後の過ごし方は、自宅が6割を超え、放課後児童クラブが約5割、習い事が約4割となっています。</p> |
|--------------|--|

| | |
|--------------|--|
| 検討すべき 課題等 | <p>国は一億総活躍社会の実現のため、放課後児童クラブの30万人の追加的な受け皿づくりを進めています。</p> <p>すべての小学校区での放課後児童クラブの開設や、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的提供を推進するにあたっては、地域の実情や保護者のニーズを踏まえて整備していく必要があると考えます。</p> |
|--------------|--|

(5) 保健・医療に関すること

| | |
|--------------|--|
| 保護者 アンケート | ○乳幼児健診について全て受けている（受けた）と回答している就学前児童保護者は約 8 割、小学生保護者は約 9 割となっています。 ○子どもにかかりつけ医がいる割合は、就学前児童保護者で 9 割以上、小学生保護者で約 9 割となっています。 |
|--------------|--|

| | |
|--------------|--|
| 検討すべき 課題等 | 子どもの健やかな成長のためには、疾病の早期発見をするために乳幼児健診を受診することや急な病気の発症や慢性的な病気の管理に備えてかかりつけ医を持つことが大切です。健診受診率を維持・向上させる取り組みや適切な医療受診を促すための情報発信等を行う必要があります。 |
|--------------|--|

(6) 経済的な負担に関すること

| | |
|-------|---|
| 統計データ | ひとり親家庭は 200 世帯前後で、そのうち、約 9 割が母子家庭となっています。 |
|-------|---|

| | |
|--------------|---|
| 検討すべき 課題等 | 一般的にひとり親家庭、特に母子家庭の貧困率が高いと言われています。本市においてもひとり親家庭はおおむね 200 世帯あり、そのうちの 9 割前後が母子家庭です。ひとり親家庭の子どもが経済的理由によって将来を左右されることがないように、有効な支援を行う必要があります。 |
|--------------|---|



(7) 支援を必要とする子どもや家庭への支援に関すること

| | |
|--------------|--|
| 保護者 アンケート | ○子どもの成長・発達に不安があった保護者が 5 割近くおり、そのうち約 5 割が医療機関や専門医を受診、約 4 割が周囲に相談をしています。 |
|--------------|--|

| | |
|--------------|---|
| 検討すべき 課題等 | <p>子どもの発達障がいなどにより、支援を必要とする家庭が増えてきているといわれています。本市においても、相談体制の充実とともに、医療機関等への受診勧奨、様々な関係機関の連携を行い、保護者の不安を軽減する支援体制づくりが必要になると考えられます。</p> <p>また、全国的に児童虐待などに関する相談が増加していることを踏まえ、要保護・要支援児童に対する支援の充実とともに、関係団体と連携強化を行い、万が一の場合に速やかに対応できる体制を構築する必要があります。</p> |
|--------------|---|

(8) 支援体制（相談など）に関すること

| | |
|--------------|---|
| 保護者 アンケート | <p>○就労している保護者のうち、仕事と家庭生活を両立出来ていないと感じている保護者が約 3 割となっています。</p> <p>○9 割以上の保護者は、日常的あるいは緊急時の有事の際に子どもをみてくれる祖父母等の親族が身近にいることがうかがえますが、いずれもない保護者が 1 割未満います。</p> |
|--------------|---|

| | |
|--------------|---|
| 検討すべき 課題等 | <p>子育ての悩みについては、子どもの成長段階や家庭環境、家族構成等によって変わるため、各家庭のニーズに合わせた対応をする必要があります。現在、仕事と家庭生活が両立出来ていないと感じている保護者もいるため、子育てに関する相談の充実とともに、子育てに対する配偶者や家族の理解が得られるような啓発活動や支援を行う必要があります。また、子育て家庭の孤立を防ぐため、保育士や学校教諭など、身近な支援者の相談支援技術の向上を図り、関係機関との連携を強化する必要があります。</p> |
|--------------|---|

第3章 計画の基本理念と基本方針

第3章 計画の基本理念と基本方針

1. 計画の基本理念

子どもは、私たちに喜びと活力を与えてくれる宝であり、将来の竹田市を担う大切な財産です。全ての子どもが健やかに育ち笑顔を絶やさないことは誰もが願うことで、そのための最適な環境をつくることは私たちの責務です。世代間交流を図り、子育て経験者や地域の人とふれあうことにより、子どもは社会の中で生きる力を、親は次代に伝えるべき子育ての知恵を身につけていくことができます。

地域における住民同士の関わりが希薄になりつつあるなか、思いやりなど豊かな心を抱くことができる人づくり（人育て）のためには、市民・事業所・行政など地域を構成するメンバーがお互いに連携、協力し合う必要があります。

また、国の基本指針に示されているように、子育ての第一義的責任は保護者が有していること、家庭が教育の原点であることを前提として、子育てがさまざまな愛や思いやり、支援に支えられていることを忘れてはなりません。

子どもを安心して生み育てることができ、将来竹田市に子どもたちが住み続けることができるよう、地域で助けあい、支えあうことができる仕組みづくりが重要です。

子どもが生まれ、育っていく過程で、地域やたくさんの市民の温かい思いやりや配慮、大きな愛に感謝しながら、親も子どもともに成長していくことのできる竹田市を将来に展望することとします。

竹田市では、政策に健康一直線「子育て一番宣言」を掲げ、子育てしやすい環境づくりと一人ひとりの子どもを大切に育てる機運の醸成を図っています。

こうしたことを踏まえて、「第2期竹田市すこやか支援計画」では「安心して産み・生まれ・子どもがすこやかに育つ竹田」を基本理念に、すべての子どもが笑顔で包まれ育つ地域を目指して、子育て支援の充実を図ります。

【基本理念】

～安心して産み・生まれ・子どもがすこやかに育つ竹田～

すべての子どもが笑顔で包まれ育つ地域を目指して

2. 計画の基本目標

基本理念である「安心して産み・生まれ・子どもがすこやかに育つ竹田」を実現するために、基本目標と基本方針を下記のように定め、子ども・子育て支援の施策を推進します。

〈基本目標〉

1. 思いやりのある子どもが育つまち

家庭教育・地域学・人権意識の高揚を柱とし、子どもたちが温かい愛情に包まれ育ち、他者への愛情を育むことができる子育て環境の整備を図ります。

2. 安心して産み育てられるまち

福祉、母子保健、教育の視点で切れ目のない支援、相談体制の強化、地域ネットワークの整備を推進し、命の芽生えから、産み、生まれたことに喜びを感じられるよう様々な支援の充実を図ります。

〈基本方針〉

1 子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり

2 安心して結婚・妊娠・出産ができる環境づくり

3 子どもの健やかな成長・発達を支える環境づくり

4 子どもを支えるための地域における子育ての支援

5 子育ても仕事もしやすい環境づくり

6 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

7 ふるさとを愛する心をはぐくむ環境づくり

8 子どもにとって安全・安心なまちづくり

3. 計画の体系

【基本理念】 ～安心して産み・生まれ・子どもがすこやかに育つ竹田～
すべての子どもが笑顔で生まれ育つ地域を目指して

【基本目標】 ◎思いやりのある子どもが育つまち
◎安心して産み育てられるまち

1. 子どもの育ちと子育てをみんな
で支える意識づくり

(1) すべての子どもの人権が守られる

2. 安心して結婚・妊娠・出産が
できる環境づくり

(1) 生について学び性差を理解することができる
(2) 思春期の子育てについて学ぶことができる
(3) 命の芽生えから出産まで支援する

3. 子どもの健やかな成長・発達
を支える環境づくり

(1) 心身の健やかな発育を支援する
(2) 豊かな食生活を実践できるよう食育を推進する
(3) 安心して医療が受けられる体制づくりを推進する

4. 子どもを支えるための地域に
おける子育ての支援

(1) 子育て世帯への経済的支援を図る
(2) 子育ての第一義的責任を自覚することができる
(3) 家族の愛情を感じることができる
(4) 幼児教育・保育の一体的提供を図る
(5) すこやかに育ち学べる環境づくり
(6) 地域における子育て支援を推進する
(7) 子育て支援の総合的提供を図る

5. 子育ても仕事もしやすい環境
づくり

(1) 子育てしやすい職場環境づくりを支援する

6. きめ細かな対応が必要な子ども
と親への支援

(1) 配慮を要する子どもや家庭を支援する
(2) 子どもへの虐待防止

7. ふるさとを愛する心をはぐく
む環境づくり

(1) 地域について学びふるさとを知る機会がある
(2) 世代間交流を図り、文化を学ぶ機会がある

8. 子どもにとって安全・安心な
まちづくり

(1) 子どもが安全に過ごせる環境を整備する
(2) 社会や地域全体で子育てを支援する体制を整備する
(3) 子どもを事故や犯罪から守る

〈ライフステージによる施策の展開〉

| 基本方針 | 施策 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 (6～11歳) | 中学生 (12～14歳) | 高校生以上 (15歳以上) | |
|--|---|------------------------|--------|----------------|---------------------|------------------|--|
| 1 子どもを みん なで 支 え る 意 識 づ く り | (1)すべての子どもの人権が守られる | ①人権意識啓発 | | | | | |
| | | ②人権教育の充実、講演会の実施 | | | | | |
| | | | | | ③人権尊重の意識を育てる人権教育の推進 | | |
| | | ④いじめ見逃し0と早期対策の推進 | | | | | |
| 2 安 心 し て 結 婚 ・ 妊 娠 ・ 出 産 が で き る 環 境 づ く り | (1)生について学び性差を理解することができる | | | | | ①思春期保健講演会 | |
| | | | | | | ②生についての学びの充実 | |
| | | ③相談体制の整備 | | | | | |
| | (2)思春期の子育てについて学ぶことができる | | | | | ①子育て講演会 | |
| | | | | | | ②情報リテラシー教育の推進 | |
| | (3)命の芽生えから出産まで支援する | ③青少年健全育成事業 | | | | | |
| | | ①母子健康手帳の交付、妊娠・出産にかかる相談 | | | | | |
| | | ②新生児訪問・乳児訪問 | | | | | |
| | | ③不妊・不育治療費の助成 | | | | | |
| | 3 子 ど も の 健 や か な 成 長 ・ 発 達 を 支 え る 環 境 づ く り | (1)心身の健やかな発育を支援する | ①乳幼児健診 | | | | |
| ②相談会の開催 | | | | | | | |
| ③歯科保健事業 | | | | | | | |
| ④母子保健推進委員会 子育てボランティア | | | | | | | |
| (2)豊かな食生活を実践できるよう食育を推進する | | ①食育推進事業 | | | | | |
| | | ②乳幼児の栄養事業 | | | | | |
| | | ③地産地消の推進 | | | | | |
| (3)安心して医療が受けられる体制づくりを推進する | | ①市立こども診療所の安定的な運営 | | | | | |
| | | ②相談窓口や応急処置の啓発 | | | | | |
| | | ③地域医療の推進 | | | | | |
| | | ④予防接種の実施 | | | | | |

| 基本方針 | 施策 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 (6～11歳) | 中学生 (12～14歳) | 高校生以上 (15歳以上) | |
|-----------------------------|--------------------------|---------------------------------|------|----------------|-----------------|------------------|--|
| 4 子どもを支えるための地域における子育ての支援 | (1)子育て世帯への経済的支援を図る | ①医療費等の経済的支援 | | | | | |
| | | ②教育・保育施設の利用軽減事業 | | | | | |
| | | ③児童手当給付事業 | | | | | |
| | | ④竹田市子育て応援事業 おおいた子育てほっとクーポン事業 | | | | | |
| | (2)子育ての第一義的責任を自覚することができる | ①子育てに関する情報提供 | | | | | |
| | | ②ホームスタート事業 | | | | | |
| | (3)家族の愛情を感じることができる | ①親子で参加できるイベントの充実 | | | | | |
| | | ②さとうよしみ童謡祭 | | | | | |
| | | ③家族の日、家族の週間の周知啓発 | | | | | |
| | (4)幼児教育・保育の一体的提供を図る | ①幼児教育・保育の一体的提供の推進 | | | | | |
| | | ②地域の特色ある幼児教育・保育の提供体制の充実 | | | | | |
| | (5)すこやかに育ち学べる環境づくり | ①子育て支援者研修会 | | | | | |
| | | | | ②幼稚園職員の資質向上 | | | |
| | | ③保育士確保のための処遇改善 | | | | | |
| | | ④教育環境の整備 | | | | | |
| | | | | | | ⑤いじめ、不登校対策 | |
| | | | | | | ⑥学力・体力の向上 | |
| | | | | | ⑦教育施設と保育施設の連携強化 | | |
| | (6)地域における子育て支援を推進する | | | | ①放課後児童クラブ | | |
| | | | | | ②放課後子ども教室 | | |
| | | ③利用者支援事業の充実 | | | | | |
| | | ④子育て支援拠点事業の充実 | | | | | |
| | | ⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | | | | | |
| | (7)子育て支援の総合的提供を図る | ①切れ目のない支援体制 | | | | | |
| | | | | ②特別支援ネットワーク会議 | | | |
| | | ③総合的な支援の推進 | | | | | |
| | | ④子育て講演会、家庭教育講演会 | | | | | |

| 基本方針 | 施策 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 (6～11歳) | 中学生 (12～14歳) | 高校生以上 (15歳以上) |
|---------------------------|----------------------------|------------------------|---------------------------|----------------|-----------------|------------------|
| 5 やすい環境づくり | (1)子育てしやすい職場環境づくりを支援する | ①企業への周知・啓発 | | | | |
| | | ②男女共同参画啓発活動の推進 | | | | |
| | | ③子育てしやすい職場環境づくりの支援 | | | | |
| | | ④仕事と子育ての両立のための制度の周知・啓発 | | | | |
| 6 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援 | (1)配慮を要する子どもや家庭を支援する | ①ひとり親家庭への支援 | | | | |
| | | ②母子・父子自立支援事業 | | | | |
| | | ③保育所や幼稚園、学校における施設支援 | | | | |
| | | ④障がいのある子どもの日中の支援 | | | | |
| | | | ⑤障がいのある子どもへの学習の場の確保と就労の支援 | | | |
| | | ⑥障がいのある児童の保護者との相談体制の整備 | | | | |
| | | ⑦医療的ケア児への支援 | | | | |
| | | ⑧外国の子どもへの支援 | | | | |
| | (2)子どもへの虐待防止 | ①児童虐待防止対策の充実 | | | | |
| | 7 はぐくむ環境づくり | (1)地域について学びふるさを知る機会がある | ①文化財資料活用モデル校事業 | | | |
| ②文化財市民講座 | | | | | | |
| (2)世代間交流を図り、文化を学ぶ機会がある | | ①教育・保育施設での世代間交流の推進 | | | | |
| | | ②世代間交流の推進 | | | | |
| | ③竹田郷土学の推進 | | | | | |
| 8 子どもにとって安全・安心なまちづくり | (1)子どもが安全に過ごせる環境を整備する | ①道路・公共施設等のバリアフリー化の推進 | | | | |
| | | ②良質な居住環境の確保 | | | | |
| | | ③交通安全対策事業の推進 | | | | |
| | | ④安全性の向上 | | | | |
| | | ⑤防犯対策の推進 | | | | |
| | | ⑥通学路合同点検 | | | | |
| | (2)社会や地域全体で子育てを支援する体制を整備する | ①青少年健全育成事業 | | | | |
| | | ②子どもを犯罪から守る活動 | | | | |
| | (3)子どもを事故や犯罪から守る | ①交通安全教室の開催 | | | | |
| | | ②子どもを守る活動 | | | | |
| | | ③こども連絡所 | | | | |
| | | ④健全な心身の育成 | | | | |
| | | ⑤青少年健全育成事業、家庭教育講演会 | | | | |

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本方針1 子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり

◆方向性

子どもの育ちと子育てをみんなで支えるためには、市民一人ひとりが子育て世帯を支えるという意識づくりが必要となります。そのためには、子育て世帯の現状や子育てに対する様々な取り組みを市民が理解することが重要となります。

また、子どもの人権を守るといった面から、子どもに対する虐待やいじめに対して、相談体制の充実と関係機関の連携による虐待やいじめ等を受けた子どもたちの心身のケア、家庭へのきめ細かな支援、再発防止に向けた継続的かつ総合的な支援が必要です。今年度竹田市人権問題相談窓口一覧表を作成し全戸配布しています。今後、関係課と連携しながら相談体制の周知を図ります。

◆施策目標ごとの取組

(1) すべての子どもの人権が守られる

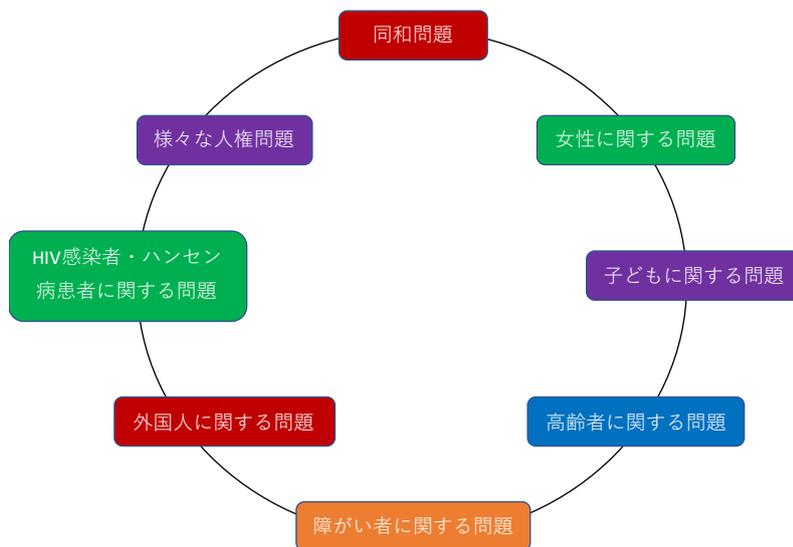
| 取組 | 内 容 | | | | | 関係課 |
|----------------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|------------------|
| ①人権意識啓発 | 市民が「子どもの人権」について理解を深めると同時に、自身の人権意識を再確認するため、人権教育への積極的参加を促します。人権侵害の予防と早期発見に努めます。 今後はPTAをはじめ子どもを包む関係各所を通じて、広報紙・チラシ・HP等を利用して講演会の周知を行っていきます。 | | | | | 人権・部落差別 解消推進課 |
| 目標 (指標) | 年1回開催している人権講演会（人権を守る市民の集い）・3支所で開催している（人権講演会）の参加を推進します。 （人権講演会の参加者数） | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 目標値 (下段3支所) | 400人 428人 | 400人 430人 | 400人 430人 | 410人 440人 | 410人 440人 | 420人 440人 |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|-----------------|---|---------|---------|---------|---------|---------|--------------|
| ②人権教育の充実、講演会の実施 | <p>人権意識の定着は、幼少期からの経験や学びが重要であることから、保育の場で人権アニメの視聴等、年齢に応じた取り組みを行っています。感性豊かな子どもたちであるため、素直な感想も届いており、今後も継続し対象施設の拡大を図っていきます。</p> <p>さまざまな問題を抱える家庭や子どもを含めて、生命の大切さは平等であることが理解される環境整備のため、全市民を対象とした「人権を守る市民の集い」や地域ごとの人権講演会を開催するとともに、啓発パンフレットの配布等に努め、「子どもの人権」「子どもの権利条約」等の重要課題の周知と市民全体の人権意識の高揚を図ります。</p> | | | | | | 人権・部落差別解消推進課 |
| 目標 (指標) | 人権に関する DVD の貸出を継続して行います。 (人権に関する DVD 貸出対象者数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | |
| 目標値 | 301 人 | 400 人 | 400 人 | 400 人 | 400 人 | 400 人 | |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|---------------------|--|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| ③人権尊重の意識を育てる人権教育の推進 | <p>夏季休業中に小・中学校の教職員に対して、部落問題学習に係る研修を行い、人権教育に取り組みます。</p> | | | | | | 学校教育課 |
| 目標 (指標) | 部落問題学習に係る教職員研修を継続して実施します。 (研修開催回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | |
| 目標値 | 2 回 | 2 回 | 2 回 | 2 回 | 2 回 | 2 回 | |

| 取 組 | 内 容 | | | | | | 関係課 |
|--------------------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ④いじめ見逃し ^{ゼロ} と早期対策の推進 | 学校におけるいじめは人権侵害であり、教育の権利を奪うものであるため、「竹田市いじめ防止基本方針」に沿って相談体制の強化と他機関との適切な連携を図ります。 | | | | | | 学校教育課 |
| 目標 (指標) | いじめ対策連絡協議会を継続して行います。 (いじめ対策連絡協議会の実施回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | |

【人権問題 8 課題】



※人権問題には同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人など様々な分野があります。

基本方針 2 安心して結婚・妊娠・出産ができる環境づくり

◆方向性

核家族化や共働き世帯、ひとり親家庭の増加といった家族形態の変化に伴い、出産・子育ての環境が変化し価値観の多様化が進む中、子どもたちが心身ともに健やかに育ち、豊かな愛情を育み、あたたかい家庭を築いていけるよう、ライフサイクルを通じて保健・福祉・医療・教育等の幅広く切れ目のない支援が必要になっています。

思春期を迎えた子どもは、親への依存から自立への境界を迎えます。飲酒や喫煙に興味を持ったり、性差による不安や違和感を抱えたりすることがあります。氾濫する性情報やSNS等のインターネット利用による被害は、年々増加し低年齢化しています。子どもの心身が損なわれることのないよう、正しく「生」を理解し、「性」を学び、正しい知識により、氾濫する情報に惑わされることのない判断力を育むことが求められます。正しい知識を学ぶことで、若年妊娠や望まない妊娠を防ぎ、自分のライフプランが考えられるよう成長に応じた学習の機会をもつことが必要です。

また、産後は産婦が体調の回復を図りながら不安や負担感がなく子育てできる環境整備が必要です。家庭や地域での子育て支援に加え、新生児訪問や産後ケア等の実施により、産婦への支援の充実を図ります。

本市では、子育て世代包括支援センター「すまいる」を平成30年4月に立ち上げ、妊娠・出産・子育ての窓口を一本化して、妊娠期から子育て期（18歳）までの切れ目のない重ね着型の支援を目指しており、今後も関係機関と連携を取りながら包括的にきめ細かな支援をしていきます。



◆施策目標ごとの取組

(1) 生について学び性差を理解することができる

| 取組 | | 内容 | | | | | 関係課 |
|------------|-------------------------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①思春期保健講演会 | | <p>自分の結婚・妊娠・出産等のライフプランを考えることができるよう、学校等と連携し正しい情報の提供に努めます。</p> <p>特に、高校期においては、次代の子どもを生き育てるための準備期間と位置づけ、思春期保健教室の開催により「生」と「性」について学ぶ機会を提供することで、自分を大事にする気持ちを育みます。</p> | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 思春期の「生」と「性」を考えます。 (教室開催回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | |

| 取組 | | 内容 | | | | | 関係課 |
|--------------|--|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| ②生についての学びの充実 | | <p>親が子どもの誕生について率直に話し、その喜びを伝えることで「生」について学び、自分の生命の神秘と大切さを理解できる取り組みを推進します。</p> <p>また「性」を理解し性差を認めることで異性への思いやりと優しさを持って接することができるよう、取り組みを行います。</p> | | | | | 学校教育課 |
| 目標 (指標) | 命の大切さを考える授業を行います。 (道徳の授業で実施する小中学校数) ※竹田市立小中学校は令和元年度 18 校、令和2年度以降は 17 校 | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 18校 | 17校 | 17校 | 17校 | 17校 | 17校 | |

| 取 組 | | 内 容 | | | | | 関係課 |
|------------|-----------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| ③相談体制の整備 | | 子ども自身が思春期を迎えた戸惑いや、性の悩みをひとりで抱えることなく相談できるよう相談窓口を周知するとともに、スクールカウンセラー等と連携して相談体制の充実を図ります。 | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 相談窓口を啓発します。 (啓発回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | |

(2) 思春期の子育てについて学ぶことができる

| 取 組 | | 内 容 | | | | | 関係課 |
|------------|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①子育て講演会 | | 保護者が正しい知識を持ち、子どもの悩みを受け止めて解決へ導くことができるよう、思春期の特性等について学ぶ機会や情報の提供を行います。その際に、保護者のニーズや社会情勢に応じて、学校や家庭での性・生教育の方法について学習できる場となるように取り組みます。 | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 保護者が子どもの悩み等について学ぶ機会や情報提供を行います。 (子育て講演会の参加者数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 160人 | 160人 | 160人 | 160人 | 160人 | 160人 | |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|---------------|---|-------|-------|-------|-------|---------------|-------|
| ②情報リテラシー教育の推進 | 子どもの心身が損なわれることのないよう、正しく「生」を理解し、「性」を学び、正しい知識により氾濫する情報に惑わされることのない判断力を育むことができるよう、研修や啓発の機会を設けます。家庭、学校、地域が一体となって、子どもたちの支援体制づくりに努めます。 | | | | | | 学校教育課 |
| 目標 (指標) | 氾濫する情報に惑わされることのない判断力を育むため、情報リテラシー教育を推進します。 (情報リテラシー研修や学習会を実施した学校数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 14校 | 17校 | 17校 | 17校 | 17校 | 17校 (全校実施) | |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ③青少年健全育成事業 | 情報や情報機器の利用法、使用に伴う危険性等を周知し、家庭や学校等で親子と一緒に学ぶ機会を設けます。 また、関係機関と連携して家庭の健全化、青少年をとりまく社会環境の改善に関する事業の助成、広報、広聴活動に努めます。 | | | | | | 生涯学習課 |
| 目標 (指標) | ネット利用に関する啓発講座等の周知を行い、学校やPTA等の研修で学ぶ機会を設けます。また、家庭教育講演会等を通して、未就学児の保護者が学べる機会を設けます。 (講座開設回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 0回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | |

(3) 命の芽生えから出産まで支援する

| 取組 | | 内容 | | | | | 関係課 |
|------------------------|---|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①母子健康手帳の交付、妊娠・出産にかかる相談 | | <p>妊娠期から切れ目のない支援を行うため、母子健康手帳交付時に妊娠の経過や妊娠中及び出産後の各種制度の説明と健康相談を行っています。</p> <p>平成30年度からは助産師を配置し、予定日の約1か月前に電話での体調確認や相談による不安の軽減、必要に応じて家庭訪問等を実施し、出産に向けた準備を支援していきます。</p> <p>引き続き助産師の配置等を周知し、安心して妊娠期が送れるよう支援に努めます。</p> | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 妊娠届出時に面接し状況を把握することで不安の軽減に努めます。 (妊娠時アンケートの実施割合) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 100% (H30) | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | |

| 取組 | | 内容 | | | | | 関係課 |
|-------------|---|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| ②新生児訪問・乳児訪問 | | <p>すべての出生児を対象に、家庭訪問を実施しています。子どもや産後の母親の健康状態、支援者の有無等を把握し、相談や情報提供を行っています。</p> <p>出産に伴う体の負担や生活の変化による母親の不安に対応するため、できるだけ早期に訪問するように努めます。</p> <p>必要に応じて、訪問等による継続支援や産後ケア・ホームスタート等各種サービスにつなぎ、安心して子育てできるよう支援を行います。</p> | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 出生児全員を対象に家庭訪問を行います。 (出生児に対する訪問件数の割合) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | |

| 取 組 | | 内 容 | | | | | 関係課 |
|--------------|---|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| ③不妊・不育治療費の助成 | | <p>不妊・不育治療にかかる経済的負担の軽減を図るため、治療費を助成しています。</p> <p>国・県の制度に加え、市独自の取り組みとして治療内容に関わらずすべての治療を対象に助成を行います。</p> <p>今後は、若い世代にも制度や妊娠力等について周知・啓発をするとともに、相談しやすい環境づくりに努めます。</p> | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 不妊症や不育症及びそれらに関する助成制度について、周知を図ります。 (広報回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 1回 | 1回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | |



基本方針 3 子どもの健やかな成長・発達を支える環境づくり

◆方向性

成長・発達が著しい乳幼児期の心身の健康状態は、生活習慣や親の心身状態といった養育環境の影響を受けやすく、その後の成長・発達過程やライフスキルの獲得にも影響するとされています。そのため、将来的な心身の健康や生活習慣の確立、自立に向けて子どもの成長・発達の過程に応じた五感を刺激する遊び・食生活・歯みがき・運動・睡眠等について、適切に環境調整を行うことが大切です。

乳幼児期の発達には個人差が大きいことから、保護者が不安を抱えたり育てにくさを感じたりすることも少なくありません。保護者が子どもの成長・発達に応じた関わり方を学ぶことで不安を解消し、前向きに子育てができるように相談支援・関係機関との連携体制の充実を図っていきます。

学童期においては、子ども自身が心身の健康を保つための適切な生活習慣を選択して確立できるよう、知識の習得に向けた支援を行っていきます。

◆施策目標ごとの取組

(1) 心身の健やかな発育を支援する

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|------------|--|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| ①乳幼児健診 | <p>子どもの健康の保持増進を目的に、9・10か月児、1歳6か月児、3歳児及び5歳児を対象に健康診査を実施しています。子どもの心身の健康状態を把握するとともに、保護者の健康状態、養育状況等に沿って必要な支援を行っています。</p> <p>健康診査未受診児等については、関係機関と連携し、受診勧奨・状況把握を行い、子育てについて悩む保護者への支援や幼児虐待の早期発見につなげます。</p> <p>引き続き、関係機関と連携して受診率の向上及び未受診者の把握に努めます。</p> | | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 1歳6か月児健診、3歳児健診の健診受診率の向上を目指します。 (①1歳6か月児の健診受診率 ②3歳児の健診受診率) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | ①97.5% ②91.3% (H30) | ①100% ②100% | ①100% ②100% | ①100% ②100% | ①100% ②100% | ①100% ②100% | |

| 取組 | | 内容 | | | | | 関係課 |
|------------|---|---|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|
| ②相談会の開催 | | <p>医療・保健・福祉・教育などの関係機関と連携し、子どもの疾病や障がいに対する気づきから受容、療育、就学まで、成長・発達に応じた切れ目ない適切な支援の提供に努めます。支援を必要とする子どもの把握を行い、早い段階から適切なサービスが受けられるように努めます。</p> <p>また、関係機関との連携や支援ツール「ぼこあぼこ」を活用して、就学による支援が途切れないように取り組んでいます。</p> <p>今後は、さらに子育てについての相談窓口を周知し、保護者の相談にタイムリーに対応できる体制整備を行い、保護者に寄り添った支援を行います。</p> | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 子どもの成長や発達に関する相談窓口の周知を図ります。 (育てにくさを感じたときに対処できる保護者の割合①1歳6か月児 ②3歳児) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | ①75.0% ②91.7% (H30) | ①78% ②92% | ①79% ②92% | ①80% ②93% | ①81% ②93% | ①82% ②93% | |

| 取組 | | 内容 | | | | | 関係課 |
|------------|---|--|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------|
| ③歯科保健事業 | | <p>健診や各種イベントを活用し、歯の大切さや手入れ方法、フッ化物応用等について正しい知識を提供し、口腔衛生の向上に努めます。妊娠期は、妊婦歯科健診の実施、乳幼児期は健診での啓発に加え、フッ素塗布券の交付、学童期は各学校での歯科保健教室を行っています。</p> <p>平成31年度から小学校でのフッ化物洗口を導入し、中学校でも令和2年度から導入を予定しています。中学生のなかには、むし歯だけでなく歯周病の症状がみられる子どももいることから、子ども自身が適切に自己管理できるように啓発することが必要です。</p> <p>引き続き、あらゆる機会を活用した啓発及び学校と連携した歯科保健対策に取り組めます。</p> | | | | | 社会福祉課 学校教育課 |
| 目標 (指標) | むし歯保有率の減少を目指します。 (むし歯の保有率①1歳6か月児 ②3歳児) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | ①0.8% ②26.1% (H30) | ①0% ②24% | ①0% ②23% | ①0% ②22% | ①0% ②21% | ①0% ②20% | |

| 取組 | 内 容 | | | | | | 関係課 |
|-------------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ④母子保健推進委員会 子育てボランティア | <p>妊婦や子育て世帯に対し、地域での支援者である母子保健推進員や子育てボランティア「しゃぼんだまの会」と連携し、妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行います。</p> <p>母子保健推進員は赤ちゃん訪問や健診等の声かけを通じて、しゃぼんだまの会は健診の機会等を活用して遊びの場を提供することで子育て世帯の孤立を防ぎ、保護者の不安軽減に努めます。</p> <p>今後も引き続き、各種団体と連携し地域での見守りや声かけを行います。</p> | | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 子育て世帯の孤立を防ぎ、不安を軽減します。 (母子保健推進員の声かけ件数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 408人 (H30) | 400人 | 400人 | 400人 | 400人 | 400人 | |

(2) 豊かな食生活を実践できるよう食育を推進する

| 取組 | 内 容 | | | | | | 関係課 |
|------------|--|-------------|---------------|--------------|----------------|--------------|-------|
| ①食育推進事業 | <p>「竹田市食育推進計画」に基づき、家庭・地域・学校・行政が連携して食育の推進を図ります。</p> <p>また、竹田市食育推進委員会や竹田市食育推進庁内連絡会議（学校教育課・学校給食調理場・農政課・商工観光課・社会福祉課・生涯学習課・企画情報課・市民課）で協議し、竹田市食生活改善推進協議会とともに、保育所・幼稚園や小中学校で研修・体験・講演を行います。</p> | | | | | | 保険健康課 |
| 目標 (指標) | 食育を推進します。 ①朝食を毎日食べている小学生の割合 ②おおいた食育人材バンクの登録者数 | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | ①90.8% ②4人 | ①92% ②6人 | ①93.5% ②8人 | ①95% ②10人 | ①96.5% ②12人 | ①98% ②14人 | |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ②乳幼児の栄養事業 | <p>乳幼児健診時に子どもの食生活について講話や試食を行い、食生活の基本や年齢に応じたポイント等の啓発に努めます。また、偏食や少食等の困りに対して個別に相談に応じ、食に関する悩みの軽減を図ります。</p> <p>保護者も子どもも、ともに食に関心をもち、食事の楽しさや感謝を感じられるよう啓発します。</p> | | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 乳幼児健診を通じて、啓発活動の充実を図ります。 (啓発回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 24回 | 24回 | 24回 | 24回 | 24回 | 24回 | |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|----------|--|--|--|--|--|--|------------------|
| ③地産地消の推進 | <p>教育・保育施設で提供される給食は、子どもの栄養と食育の観点から給食担当者が献立会議を開催し、地産地消を重視した安全な食材による、嗜好・季節感・地域性を考慮したメニュー作りを行っています。各学校に出向き、栄養教諭による食に関する指導も行っています。引き続き、地産地消を重視した給食活動に取り組みます。</p> | | | | | | 社会福祉課 学校給食調理場 |

(3) 安心して医療が受けられる体制づくりを推進する

| 取組 | | 内容 | | | | | 関係課 |
|------------------|---|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-------|
| ①市立こども診療所の安定的な運営 | | <p>地域小児医療の拠点となっている「竹田市立こども診療所」が安定的な運営継続できるように、関係機関や関係者とともに引き続き検討をしていきます。</p> <p>また、医師会等の関係団体や他医療機関等との連携を図りながら、アレルギー外来の継続、母子保健事業との連携、代診医の確保等に努め、地域小児医療の充実を進めます。</p> | | | | | 保険健康課 |
| 目標 (指標) | ①代診医の派遣医療機関 ②こども診療所の休診時間（年間） ③アレルギー外来及び講演会の開催回数（年間） | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | ①5か所 ②135時間 ③5回 | ①5か所 ②129時間 ③5回 | ①5か所 ②121時間 ③6回 | ①6か所 ②113時間 ③6回 | ①6か所 ②105時間 ③7回 | ①6か所 ②96時間 ③7回 | |

| 取組 | | 内容 | | | | | 関係課 |
|---------------|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| ②相談窓口や応急処置の啓発 | | <p>子ども医療電話相談窓口（#8000）の啓発や、万一の事態に対応できるよう、病気の対処法等について情報提供に努めます。</p> <p>引き続き、周知活動を充実させ、安心して医療が受けられるように努めます。</p> | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 子ども医療電話相談窓口の啓発に努めます。 （乳児健診で子ども医療電話相談（#8000）を知っている保護者の割合） | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 95.8% (H30) | 96% | 96.5% | 97% | 97.5% | 98% | |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|------------|--|---------------|-----------------|---------------|-----------------|----------------|-------|
| ③地域医療の推進 | <p>消防本部、医師会、市内医療機関と連携を図り、初期救急や二次救急の体制を維持できるよう努めます。 小児医療に関しては、豊肥圏域の医療機関との連携を継続していきます。</p> <p>また、あらゆる機会を通じて、日頃から安心につながる「かかりつけ医」を決めておくことを推進します。</p> | | | | | | 保険健康課 |
| 目標 (指標) | <p>①連携協定により小児科外来の休日診療を実施します。(休日診療実施率) ②かかりつけ医がいる家庭を増やします。 (乳児健診問診でかかりつけ医がいると回答した保護者の割合)</p> | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | ①100% ②97.9% (H30) | ①100% ②98% | ①100% ②98.5% | ①100% ②99% | ①100% ②99.5% | ①100% ②100% | |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|------------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|
| ④予防接種の実施 | <p>出生時や健診時に予防接種の目的や接種時期等について正しい情報を提供し、感染症の発症予防・重症化予防に努めます。</p> <p>また、予防接種の種類が増える中、適切な時期に安全に接種できる環境づくりに努めることが必要です。 未接種者に対し受けなかった理由を確認しながら、接種勧奨を行います。</p> | | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | <p>定期予防接種受診率の向上を目指します。 (MR 接種率①第1期 ②第2期)</p> | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | ①93.2% ②108.4% (H30) | ①95% ②95% | ①95% ②95% | ①95% ②95% | ①95% ②95% | ①95% ②95% | |

基本方針 4 子どもを支えるための地域における子育ての支援

◆方向性

人口の減少や少子化により、地域の中で子ども同士で遊ぶ場や、子どもと大人が触れ合う場が少なくなっています。近隣での住民の関わりも希薄化し、地域全体で「学び」や「育ち」を支えることが難しい状況もあり、家庭教育力の低下が懸念されています。

竹田市では子育て世帯を支援し家庭教育力を引き出すため、子育て支援拠点施設による出張広場の新規開設、ファミリー・サポート・センターの支援者の登録増など、サービス提供の充実に努めてきました。放課後児童クラブについては、小学校区単位での開設に取り組み、開設できていない地域は送迎事業を活用して、地域で子育てを行う体制づくりを推進しています。しかしながら、放課後児童支援員の高齢化や保育士不足といった課題があり、地域で支援し続けるためには仕組みづくりの検討が必要となっています。

子育てを支援する環境整備は進んでいますが、それと同時に、必要な情報を保護者に届け、地域と子育て世帯を結び付けることが重要となります。平成29年度から子育て携帯サイト「すまいるキッズ」を開設し、乳幼児健診や各種手続きの案内のほか、子育て世帯が参加できる催しの紹介などの情報提供を行っています。引き続き、子育て世帯が情報を受け取りやすいよう、様々な方法を利用して情報提供に努めます。

◆施策目標ごとの取組

(1) 子育て世帯への経済的支援を図る

| 取組 | 内 容 | | | | | | 関係課 |
|-------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①医療費等の経済的支援 | <p>子ども医療費の助成制度や行政措置予防接種の実施等により、経済的支援と安心して医療を受けられる体制整備を行います。</p> <p>子どもの医療費は、本市では県の助成制度に加え、中学生までの入院・通院医療費、入院時食事療養費も助成しており、引き続き事業の周知を図ります。</p> <p>予防接種では、行政措置予防接種として実施しているロタウイルス・流行性中耳下腺炎、妊娠を予定又は希望する女性及びその夫を対象とした風しんの予防接種について、啓発に努めます。</p> | | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 医療費助成や予防接種に関する各種事業について、周知します。 (出生時や転入時における説明の徹底) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|---------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ②教育・保育施設の利用 軽減事業 | <p>保育料については、幼児教育・保育の無償化制度により、3歳以上児の保育料が無償化されました。また、令和元年10月から「にこにこ保育支援事業」を拡充し、3歳未満で第2子以降の児童の保育料を無償化しています。</p> <p>国の徴収基準額に対する助成による負担軽減や多子軽減を引き続き実施するとともに、就学前児童の教育・保育施設の利用料を平準化する支援策を検討します。</p> <p>また、特定子ども・子育て支援施設等（認可外保育施設等）を利用する児童の利用料軽減事業について、利用者に対し周知していきます。</p> | | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 保育料軽減事業について周知・広報します。 (広報回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 1回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|------------|---|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| ③児童手当給付事業 | <p>児童手当の給付手続きについて申請手続きを勧奨します。また、市報等を活用して児童手当制度の周知を行い、支給漏れを防ぎます。</p> | | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 児童手当の申請や現況届の手続きについて、周知・広報を行います。 (市報において3月、6月の年2回告知の実施) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 市報 (6月) | 市報 (3月・6月) | 市報 (3月・6月) | 市報 (3月・6月) | 市報 (3月・6月) | 市報 (3月・6月) | |

| 取組 | | 内容 | | | | | 関係課 |
|---------------------------------|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| ④竹田市子育て応援事業 おおいた子育てほっとクーポン事業 | | <p>おおいた子育てほっとクーポン事業のほか、市内企業・団体の協力により子育て支援サービスの提供や商品券の交付を行う「竹田市子育て応援事業」を竹田市独自で実施しています。</p> <p>引き続き、市内企業・団体に対して事業趣旨の理解と協力を求め、子育て世帯の経済的負担軽減を図る応援事業の推進を図ります。</p> | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 竹田市子育て応援事業の協賛企業・団体数の増加を目指します。 (協賛企業・団体数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 57店舗 | 58店舗 | 59店舗 | 60店舗 | 61店舗 | 62店舗 | |

(2) 子育ての第一義的責任を自覚することができる

| 取組 | | 内容 | | | | | 関係課 |
|--------------|--|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①子育てに関する情報提供 | | <p>出産や子育てに関する制度をはじめ、地域活動の案内、イベント・行事、相談窓口等の情報を紙媒体・電子媒体を活用し様々な方法で提供していきます。</p> <p>また、子育て携帯サイト「すまいるキッズ」において、乳幼児健診や各種手続きの案内、子育て世帯が参加できる催しの紹介など、毎月情報を更新し情報提供に努めます。</p> | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 子育て携帯サイト「すまいるキッズ」により情報提供を行います。 (「すまいるキッズ」の更新回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 | |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ②ホームスタート事業 | <p>子育てにおいて地域住民の支えを受けながら、保護者自身が成長できるよう支援体制を整備し、その利用を促進します。</p> <p>今後は、事業の認知度を高め、気軽に利用できるように努めます。</p> | | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | ホームスタート事業の認知度を高め、利用者の増加を目指します。 (ホームスタート事業の利用人数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 1人 (H30) | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | |

(3) 家族の愛情を感じることができる

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|------------------|---|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|----------------|
| ①親子で参加できるイベントの充実 | <p>関係機関と連携し、親子参加型イベントや、教育・保育施設で実施する各種行事への参加を促し、親子もともに楽しむこと、協力することの大切さを啓発します。</p> <p>父親も参加しやすいイベント内容を検討するなど、父親の育児参加を促す取り組みを進めます。</p> | | | | | | 社会福祉課 生涯学習課 |
| 目標 (指標) | <p>各種親子教室を通じて、親子でイベントに参加をする機会を提供します。 (①親子教室の開催件数)</p> <p>親子参加型のイベント等を通じて、父親の育児参加を推進します。 (②1歳6か月児・3歳児健診における父親の育児参加「よくしている」の割合)</p> | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | ①2回 ②49.8% (H30) | ①2回 ②50% | ①2回 ②52.5% | ①2回 ②55% | ①2回 ②57.5% | ①2回 ②60% | |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ②さとうよしみ童謡祭 | 童謡祭と併せて児童クラブによる学習発表の場を設け、活動を知ってもらおうとともに、親子ともに楽しむことができるイベントになるよう取り組みを進めます。 | | | | | | 生涯学習課 |
| 目標 (指標) | 童謡祭と児童クラブの発表会を通して、親子でイベントに参加できるようにします。 (童謡祭の参加人数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 100人 | 110人 | 110人 | 120人 | 120人 | 120人 | |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ③家族の日、家族の週間の周知啓発 | 家庭内でのコミュニケーションを図り、家族の絆が深めることができるよう、「家族の日」や「家族の週間」について市報やメディアを活用し、周知、啓発に努めます。 | | | | | | 生涯学習課 |
| 目標 (指標) | 「家族の日」「家族の週間」について市報等を活用し、周知・啓発に努めます。 (広報啓発の回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | |

(4) 幼児教育・保育の一体的提供を図る

| 取組 | 内容 | 関係課 |
|-------------------|--|-------|
| ①幼児教育・保育の一体的提供の推進 | <p>令和2年度から荻保育園が「保育所」から「認定こども園」へ移行します。</p> <p>幼児教育・保育の一体的提供を図るため、引き続き保育所からの移行の支援や認可外保育所の認可による「認定こども園」の設置と、特定教育・保育施設の連携、情報交換を推進します。</p> <p>また、必要に応じて幼児教育・保育の一体的提供の推進のため、認定こども園へ移行するための情報提供を行います。</p> | 社会福祉課 |

| 取 組 | | 内 容 | | | | | 関係課 |
|-------------------------|--|---|------------|------------|------------|------------|----------------|
| ②地域の特色ある幼児教育・保育の提供体制の充実 | | <p>幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づく適切かつ地域の特色ある幼児教育・保育を提供し、保護者や児童が幼児教育や保育を必要に応じて選択できる環境整備等推進を図ります。</p> <p>各施設の特色を紹介するチラシの配布や、子育て携帯サイト「すまいるキッズ」で施設を紹介するなど保護者への情報提供がスムーズに行えるよう努めます。</p> | | | | | 社会福祉課 学校教育課 |
| 目標 (指標) | <p>チラシや携帯サイトで、幼児教育施設に関する情報提供を行います。</p> <p>(①情報提供の回数)</p> <p>公立幼稚園に関する情報提供を行います。</p> <p>(②竹田市公式ホームページの情報更新)</p> | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | ①2回 ②0回 | ①2回 ②1回 | ①2回 ②1回 | ①2回 ②1回 | ①2回 ②1回 | ①2回 ②1回 | |

(5) すこやかに育ち学べる環境づくり

| 取 組 | | 内 容 | | | | | 関係課 |
|------------|---|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①子育て支援者研修会 | | <p>すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられるよう、関係機関と連携して職員の資質向上に向けた研修会を実施します。</p> <p>また、県が実施する各種研修会に積極的に参加するよう促します。</p> | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | <p>子どもが質の高い教育・保育を受けられるよう、子育て支援者研修会を行います。</p> <p>(子育て支援者研修会出席者の人数)</p> | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 55人 | 60人 | 65人 | 70人 | 75人 | 80人 | |

| 取 組 | | 内 容 | | | | | 関係課 |
|-------------|--|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| ②幼稚園職員の資質向上 | | 就学前のすべての子どもが質の高い教育・保育を受けられるよう幼稚園職員の資質向上に向けて研修を実施します。 | | | | | 学校教育課 |
| 目標 (指標) | 幼稚園職員の資質向上のための研修会を開催します。 (幼稚園職員研修の回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | |

| 取 組 | | 内 容 | | | | | 関係課 |
|----------------|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| ③保育士確保のための処遇改善 | | 新制度において、保育士処遇改善費、チーム保育加算費等、保育の質の改善を目的として公定価格に含まれる経費や加算される経費が、目的に即して活用されていることを社会福祉法人監査等で確認し、保育士の人材確保の充実を図ります。 | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 経費や賃金に関する確認を、社会福祉法人監査等において行います。 (帳簿等の確認回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | |

| 取 組 | | 内 容 | | | | | 関係課 |
|----------|--|--|--|--|--|--|-------|
| ④教育環境の整備 | | <p>小中学校及び幼稚園の保守点検、施設の修繕・改修、環境衛生検査等を適切に行い、教育環境の維持・改善、管理等を適切に行っていきます。</p> <p>また、竹田市公共施設等総合管理計画の個別計画となる竹田市学校施設等長寿命化計画を平成30年度に策定しました。この計画を基に、トータルコストの平準化を図り予防保全を推進します。</p> | | | | | 教育総務課 |

| 取 組 | 内 容 | | | | | | 関係課 |
|------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| ⑤いじめ、不登校対策 | 不登校やいじめ等で教育の権利が奪われることがないよう、「不登校対策プラン」に基づき、不登校対策コーディネーターやスクールカウンセラーとの連携を図り、早期発見、早期支援、発生防止に取り組むとともに、いじめの見逃し0（ゼロ）、早期発見を推進します。 | | | | | | 学校教育課 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 早期発見、早期支援、発生防止に取り組むために、関係機関と連携の強化をします。 (連携会議の回数。月1回) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 | |

| 取 組 | 内 容 | | | | | | 関係課 |
|------------|---------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ⑥学力・体力の向上 | 学力・体力の向上のため、教育内容の充実と指導力の向上を図ります。 | | | | | | 学校教育課 |
| 目標 (指標) | 学力向上、体力向上のための授業公開を実施します。 (実施小中学校数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 8校 | 10校 | 10校 | 12校 | 12校 | 12校 | |

| 取組 | 内 容 | | | | | | 関係課 |
|-----------------|--|------------|------------|------------|------------|------------|----------------|
| ⑦教育施設と保育施設の連携強化 | <p>教育・保育を安心して受けることができる環境づくりのため、教育・保育施設を「子育て最前線 地域ネットワーク」の拠点と位置づけ、連携と情報交換を図り、家庭や教育・保育施設、地域の連携を図る仕組みづくりを推進します。</p> <p>施設間の情報共有と意見交換を図るため、定期的に教育・保育施設長会議を開催します。</p> | | | | | | 社会福祉課 学校教育課 |
| 目標 (指標) | <p>教育・保育施設長会議を定期的に開催します。</p> <p>(①会議の開催回数)</p> <p>保育所、幼稚園、小学校合同研修会を開催します。</p> <p>(②合同研修会の開催回数)</p> | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | ①4回 ②0回 (H30) | ①4回 ②1回 | ①4回 ②1回 | ①4回 ②2回 | ①4回 ②2回 | ①4回 ②2回 | |

(6) 地域における子育て支援を推進する

| 取組 | 内 容 | 関係課 |
|-----------|--|-------|
| ①放課後児童クラブ | 児童の安心、安全な居場所の確保を図るため、小学校との連携体制を構築するとともに、放課後児童支援員の研修会参加を促します。 | 社会福祉課 |

| 取組 | 内 容 | 関係課 |
|-----------|---|-------|
| ②放課後子ども教室 | <p>関係機関と連携を図り、放課後児童クラブと放課後こども教室の一体的提供可能な校区数の増加に努めます。</p> <p>また、放課後こども教室の指導者・見守り等の人材の確保に努め、すべての小学校区を対象として放課後こども教室が開催されるよう取り組みます。</p> | 生涯学習課 |

| 取組 | 内容 | 関係課 |
|-------------|---|-------|
| ③利用者支援事業の充実 | <p>利用者支援事業「基本型」を平成28年度に開始、平成30年度からは「母子保健型」を開始して、子育て世代包括支援センター「すまいる」として相談支援体制の充実を図ってきました。平成31年度からは子育て世代包括支援センター「すまいる」が課内室に位置付けられ、児童福祉と母子保健事業が一体となった包括的な重ね着型の相談支援体制が構築されました。</p> <p>より一層身近に感じられる相談機関として、相談支援体制の充実を図ります。</p> | 社会福祉課 |

| 取組 | 内容 | 関係課 |
|---------------|---|-------|
| ④子育て支援拠点事業の充実 | <p>地域の子育ての拠点として、子育て中の親子が気軽に集い交流を深める場を設けて、仲間づくりや子育てについての相談、情報交換、情報提供、その他の必要な支援を行っています。</p> <p>現在、出張広場を含め市内4か所で実施しており、子育て中の親子が参加しやすいよう、身近な地域で参加できる体制づくりに努めます。</p> | 社会福祉課 |

| 取組 | 内容 | 関係課 | | | | |
|---------------------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| ⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | <p>地域の子育てを支える子育てサポーター（まかせて会員）の育成を図るため、養成研修を行います。</p> <p>また、子育てサポーターの高齢化に伴い登録者数の減少が見込まれることから、市報等を活用してサポーター希望者を募ります。</p> <p>さらに、事故防止ガイドラインに沿った支援ができるよう、フォローアップ研修の更なる強化に努めます。</p> | 社会福祉課 | | | | |
| 目標 (指標) | 安定した支援体制を維持するために、子育てサポーターの登録者を確保します。 (子育てサポーター登録者数の増加) | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 目標値 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 |

(7) 子育て支援の総合的提供を図る

| 取組 | 内容 | 関係課 |
|-------------|--|-------|
| ①切れ目のない支援体制 | 子育て世代包括支援センター「すまいる」を中心に、出産、乳幼児期、義務教育期間、高校の期間を通して切れ目のない支援ができるよう、関係機関との連携体制を強化します。 | 社会福祉課 |

| 取組 | 内容 | 関係課 | | | | |
|---------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| ②特別支援ネットワーク会議 | 相談体制の充実を図り、子どもや家庭の抱える問題を一元的に把握して適切な支援を提供するため、関係機関の職員等の研修参加を促進し、スキルアップを図ります。 | 学校教育課 | | | | |
| 目標 (指標) | 関係機関の職員等のスキルアップに向けた会議を開催します。 (①特別支援ネットワーク会議の開催回数 ②ケース会議の開催回数) | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 目標値 | ①2回 | ①2回 | ①2回 | ①2回 | ①2回 | ①2回 |
| | ②2回 | ②2回 | ②2回 | ②2回 | ②2回 | ②2回 |

| 取組 | 内容 | 関係課 |
|------------|--|-------|
| ③総合的な支援の推進 | <p>経済的な問題が子どもや家庭の問題の根底となっているケースが多く、就労支援、経済的支援、子育て支援を併用し総合的支援を推進します。支援を適切に提供するため、生活困窮者自立相談支援事業所と連携して、必要な情報提供と支援に努めます。</p> <p>また、必要に応じて、子どもの高校進学の際に支援員による親への助言や教育に対する悩み相談、生活習慣の獲得、学習の場の提供などを通して、貧困による子どもの高校中退の防止対策を行います。</p> | 社会福祉課 |

| 取 組 | 内 容 | | | | | | 関係課 |
|--------------------|--|------------|------------|------------|------------|------------|----------------|
| ④子育て講演会 家庭教育講演会 | <p>保育所や幼稚園、小学校等と連携し、地域全体で子育てについて学習する機会を提供します。他の行事の協賛や託児を設けることでより多くの方に学習する機会を提供できるよう努めています。</p> <p>今後も各種団体と連携を図り、内容や参集範囲を検討しながら取り組んでいきます。</p> | | | | | | 社会福祉課 生涯学習課 |
| 目標 (指標) | <p>家庭、地域に対して子育てについて学習する機会を提供します。</p> <p>(①保護者に対しての講演会開催回数 ②地域を対象とした講演会の開催回数)</p> | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | ①1回 ②2回 | ①1回 ②2回 | ①1回 ②2回 | ①1回 ②2回 | ①1回 ②2回 | ①1回 ②2回 | |

基本方針 5 子育ても仕事もしやすい環境づくり

◆方向性

子育てをしている保護者の就労時間や就労状況は多様化しており、それに伴う子育てへの援助を公的サービスに求める家庭が増えています。男女共同参画や女性労働者の労働環境整備のため、産前産後休暇や育児休業の制度は充実されてきましたが、家事や育児は主に女性が行うものという意識や、育児休暇取得率の男女差等は依然として大きい状況です。

国では、「一億総活躍社会」の実現に向けて、子育てや介護をしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、保育や介護の受け皿整備を推進しています。

本市では、母子健康手帳交付時に、妊娠中から出産後の就労予定や保育所利用希望等を確認して対象者に応じた情報を提供するとともに、父親に向けた育児冊子を配布し育児参加を促しています。

今後、子育てと仕事の両立が図られる雇用環境・職場環境の整備に努め、子どもが笑顔に包まれ育つ環境を目指します。

◆施策目標ごとの取組

(1) 子育てしやすい職場環境づくりを支援する

| 取組 | 内容 | 関係課 |
|------------|--|-------|
| ①企業への周知・啓発 | 国や県、関係機関と連携し、企業に出産や育児に関する休暇制度や社会保障のリーフレットを配布するなど周知を図り、制度の利用を促進します。 | 商工観光課 |

| 取組 | 内容 | 関係課 | | | | |
|----------------|--|--------------|-------|-------|-------|-------|
| ②男女共同参画啓発活動の推進 | 性別にとらわれることのない、それぞれの家庭に応じたワーク・ライフ・バランスを支援する意識、男性が育児に関わることを当然と感じる意識の醸成に努めます。男女共同参画推進啓発活動、男女共同参画推進大会講演会について広報、チラシ、ホームページなどを活用し、周知を行います。 | 人権・部落差別解消推進課 | | | | |
| 目標 (指標) | ワーク・ライフ・バランスを支援する意識の醸成をします。 (男女共同参画推進大会講演会の参加者数) | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 目標値 | 80人 (H30) | 100人 | 100人 | 100人 | 100人 | 100人 |

| 取組 | 内容 | 関係課 |
|--------------------|--|-------|
| ③子育てしやすい職場環境づくりの支援 | 子育てしやすい職場環境整備について、国や県、関係機関と連携して事業者への意識啓発に努めます。 | 商工観光課 |

| 取組 | 内容 | 関係課 |
|------------------------|--|-------|
| ④仕事と子育ての両立のための制度の周知・啓発 | 国や県、関係機関と連携し、企業に対して子育てと仕事を両立させるための制度の導入による助成金支給制度等の周知と利用促進を図ります。 | 商工観光課 |



基本方針 6 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

◆方向性

国は「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもと子育て世帯を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを保障することを目指しています。

竹田市では、平成28年度から子育て支援員を配置して利用者支援事業基本型を実施し、平成30年度からは助産師を配置して母子保健型にも取り組み、子育て世代包括支援センター「すまいる」を開設しました。平成31年度からは、社会福祉課の課内室としてセンターを位置づけ、子育て世帯に対して包括的な重ね着型の支援を提供できるよう体制を整備しました。

また、子育て世代包括支援センターだけでなく、障がい福祉係、生活保護係と連携し、必要な支援を行うよう努めています。今後ますます多様化する相談ニーズに対応するため、家庭相談員のほかに子育て相談員、母子・父子自立支援員を配置し、児童虐待や養育相談等にも対応できる体制を整備してきましたが、子どもだけでなく家族そのものへの支援も求められています。

今後は、スクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携を強化することで、一体的支援の更なる充実を図ります。

◆施策目標ごとの取組

(1) 配慮を要する子どもや家庭を支援する

| 取組 | 内容 | 関係課 |
|-------------|--|-------|
| ①ひとり親家庭への支援 | ひとり親家庭等のニーズを把握し、各種事業における優先利用の考慮や、利用料の負担軽減等の施策を検討します。 また、児童扶養手当の適正な給付と高等職業訓練促進給付金等の給付により職業訓練資格取得等を支援し、経済的自立を促進します。 | 社会福祉課 |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|--------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ②母子・父子自立支援事業 | 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の子育てに関する悩みや不安、親自身の悩みや不安に柔軟に対応できる総合的な相談体制の整備と、いつでも気軽に相談できる体制に努め、各種相談に対応します。 | | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 母子・父子自立支援員の配置を行います。 (配置人員数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|---------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ③保育所や幼稚園、学校における施設支援 | 保育所や幼稚園、学校、子どもに関わる機関と行政の連携を強化し、発達に課題のある子どもの支援について情報提供し、一貫した支援を行います。専門職による助言も得ながら、関係機関での横断的支援に努めます。 | | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 関係機関と情報を共有して支援を行うため、施設支援を行います。 (施設支援回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 14回 (H30) | 14回 | 14回 | 14回 | 14回 | 14回 | |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|------------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ④障がいのある子どもの日中の支援 | 障がいのある子どもの日中活動の場を確保し、家庭が休息や外出ができる支援を行います。 | | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 障がい児の放課後や休日における活動の場を提供します。 (タイムケア事業利用者数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 11人 | 13人 | 13人 | 13人 | 13人 | 13人 | |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|---------------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ⑤障がいのある子どもへの学習の場の確保と就労の支援 | <p>障がいのある子どもが自立できるよう、小中学校及び特別支援学校等の教育機関と連携を図り、学習の場や社会性を習得する場の確保に努めます。</p> <p>学校卒業後の就労の場を確保するため、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク等と連携を図り、就業に必要な情報提供を行うとともに、一般事業所へ障がいに関する理解促進を図ります。</p> | | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 関係機関と情報を共有しながら、制度の周知を図っていきます。 (就労支援部会開催回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 6回 (H30) | 6回 | 6回 | 6回 | 6回 | 6回 | |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|------------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ⑥障がいのある児童の保護者との相談体制の整備 | <p>障がいのある児童の保護者に対し、必要な情報を提供できる相談体制を整備し、就学や療育に関する不安や悩みに継続して対応できるように努めます。</p> <p>また、必要に応じて学校等関係機関との情報共有・連携を図ります。</p> | | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 継続して巡回支援専門員派遣事業を実施します。 (派遣回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 2回 (H30) | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 | |

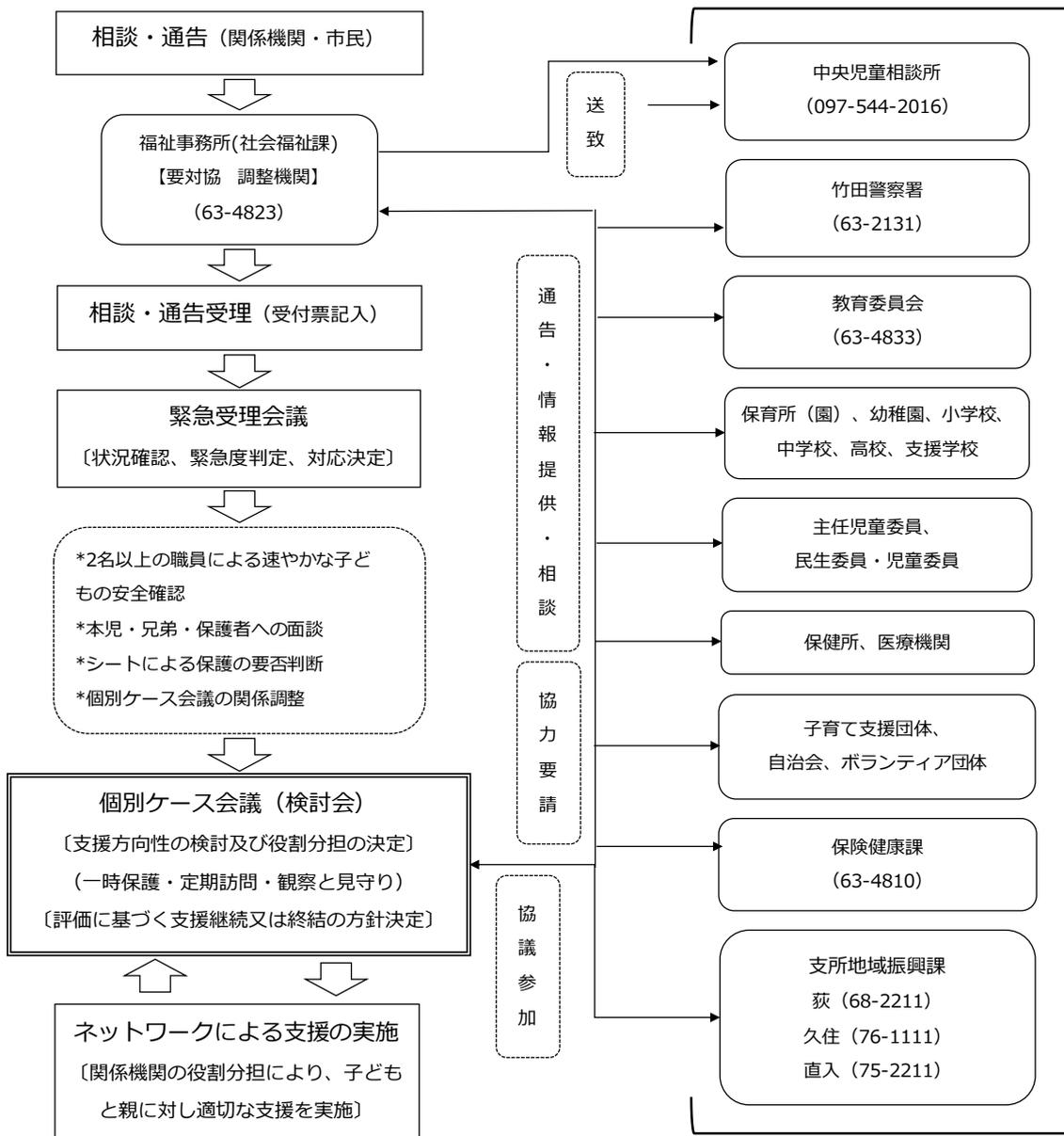
| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|-------------|--|--|--|--|--|--|-------------------------|
| ⑦医療的ケア児への支援 | <p>医療技術の進歩を背景として、医療的ケアが日常的に必要な子どもが増えています。保護者の保育所等の利用希望や本人の教育的ニーズに対応できるよう、支援の検討を行います。</p> | | | | | | 社会福祉課 教育総務課 学校教育課 |

| 取組 | 内容 | 関係課 |
|-------------|---|-------|
| ⑧外国の子どもへの支援 | 国際化の進展に伴い、外国から帰国した子どもや外国人の子ども、両親の国際結婚の子どもなど、外国につながる子どもが円滑に教育・保育施設が利用できるような支援の検討を行います。 | 社会福祉課 |

(2) 子どもへの虐待防止

| 取組 | 内容 | 関係課 | | | | |
|--------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①児童虐待防止対策の充実 | 子どもとその家庭、妊産婦等を対象に実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う支援拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の設置が自治体の努力義務として義務付けられました。家庭児童相談員、子育て相談員、母子・父子自立支援員、保健師、助産師が情報共有し、一丸となった相談体制の構築に努めます。 | 社会福祉課 | | | | |
| 目標 (指標) | 要保護児童地域対策協議会の開催（月1回） (会議開催数) | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 目標値 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 |

児童虐待相談対応マニュアルフロー図



基本方針 7 ふるさとを愛する心をはぐくむ環境づくり

◆方向性

竹田市は、緑豊かな、「祖母・傾」や「くじゅう連山」に囲まれ、棚田等の田園風景が広がり、良質な温泉と豊富な水資源を持つ、まさしく「山紫水明」のまちです。大地から湧き出る豊かな湧水は名水百選として全国的にも知られ、地域住民の生活用・農業用水として生活基盤を支えています。また、歴史的には奥豊後の中心地として栄え、政治や経済、文化、交通の要衝として発展してきました。市内には、そうした時代を物語る岡城跡や武家屋敷等が現在に引き継がれています。この自然、歴史、文化の素晴らしい宝を次代へ継承していくためには、子ども達がふるさとのすばらしさを知り、ふるさとを愛する心を育むことが大切です。

そのためには、豊かな心を育み、家庭や地域で協力して子どもを育てるといった認識の下、様々な地域行事等への参加促進や地域における教育の充実が必要となります。

◆施策目標ごとの取組

(1) 地域について学びふるさとを知る機会がある

| 取組 | | 内容 | | | | | 関係課 |
|----------------|---|---|-------|-------|-------|-------|-----------|
| ①文化財資料活用モデル校事業 | | 教育の一環として地域学に取組み、歴史遺産や文化が先人から受け継がれた大切な宝であることを学び、ふるさとがあることの喜びや感動を体験する場を設けます。 毎年学校を選定して校内展示を行い、年に2回の展示替えと説明会を実施しています。 | | | | | まちづくり文化財課 |
| 目標 (指標) | 学校で発掘調査出土品等の展示と出前授業を実施します。 (出前授業(展示替え)の回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | |

| 取組 | | 内容 | | | | | 関係課 |
|------------|---|--|-------|-------|-------|-------|-----------|
| ②文化財市民講座 | | 住民を対象とした地域学講座等を開催し、地域学の先生となる人材の発掘、育成に努めます。 今後は、ケーブルテレビや広報を通じて、活動の周知を行います。 | | | | | まちづくり文化財課 |
| 目標 (指標) | 地域学講座を通じて、故郷を知り、愛する心を育みます。 (地域学講座開催回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 5回 | 6回 | 6回 | 6回 | 6回 | 6回 | |

(2) 世代間交流を図り、文化を学ぶ機会がある

| 取組 | | 内容 | | | | | 関係課 |
|--------------------|--|---|--|--|--|--|-------|
| ①教育・保育施設での世代間交流の推進 | | 教育・保育施設では、防火クラブを結成して火災予防の啓発活動を行うなど、地域行事への参加を通じて地域住民との交流を行っています。 今後も積極的に地域での世代間交流を図ります。 | | | | | 社会教育課 |

| 取組 | | 内容 | | | | | 関係課 |
|------------|-------------------------------|---|-------|-------|-------|-------|-----------|
| ②世代間交流の推進 | | 親子がともに地域文化を体験し、先人の知恵を学び感動を共有することができるよう、地域で活動している文化財愛護少年団や子ども神楽等の保存会活動を支援します。 また、活動を通じて郷土の文化や伝統を受け継いでいく心を育て、地域における文化の継承と世代間交流を図ります。 | | | | | まちづくり文化財課 |
| 目標 (指標) | 文化財愛護少年団の活動を支援します。 (活動団体数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 3団体 | 3団体 | 3団体 | 3団体 | 3団体 | 3団体 | |

| 取 組 | | 内 容 | | | | | 関係課 |
|------------|--|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| ③竹田郷土学の推進 | | <p>各校が「竹田郷土学」のカリキュラムを編成し、体験活動を計画的に実施しています。またPTA活動でも地域をめぐるウォークラリーや高齢者との交流を行っています。</p> <p>今後は、郷土学カリキュラムを地域に公開し、地域住民から一層の協力を得られるようにしていきます。</p> | | | | | 学校教育課 |
| 目標 (指標) | 郷土学の学校全体計画と各学年の年間指導計画を作成し、各中学校区での相互理解を推進します。(連携会議を実施した中学校区数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 1校区 | 4校区 | 4校区 | 4校区 | 4校区 | 4校区 | |

基本方針 8 子どもにとって安全・安心なまちづくり

◆方向性

近年、子どもを巻き込んだ事件や事故といった話題がニュースで頻繁に取り上げられています。事件や事故の発生から子どもたちを守ることが必要な時代へと変わってきました。学校で起きた事件や通園・通学途中での事故等のほか、携帯電話等の普及によって子どもが犯罪に巻き込まれるケースや子どもの心身の成長・発達への影響も危惧されています。

本市では、毎年保育施設や教育施設において遊具等の点検を行い、平成31年度には散歩中の事故を防ぐため散歩コースの点検を行いました。

子どもが安全安心に過ごすために地域での見守りや警察等との連携を強化し、事件・事故の防止に努めるとともに、子どもや保護者自身の防犯意識が向上できるような仕組みづくりを推進します。

◆施策目標ごとの取組

(1) 子どもが安全に過ごせる環境を整備する

| 取組 | 内容 | 関係課 |
|----------------------|--|-----|
| ①道路・公共施設等のバリアフリー化の推進 | <p>地域の子どもの遊び場を確保し、子育て支援の充実を図ります。特に施設内にはおむつ替え用の台・シートの設置により、安心して子育てができる環境整備を実現し、多くの利用者が来園するという相乗効果を生んでいます。竹田市公園施設長寿命化計画に基づき市内の都市公園施設の計画的な維持管理に努めます。</p> <p>道路や公共施設等の整備及び改修については、ベビーカーや乳幼児の通行の妨げになる段差の解消やバリアフリー化、授乳やオムツ替えスペース等の確保に努めます。</p> | 建設課 |

| 取組 | 内容 | 関係課 |
|-------------|--|-----|
| ②良質な居住環境の確保 | <p>平成31年3月に策定した「竹田市住宅マスタープラン」に基づき、子育て世代などに対し、安心して暮らせる住宅の確保を目的としたセーフティネットの構築を官民協働で進めます。</p> <p>また、少子高齢化が進行するなか、福祉施策等との連携により、すべての人が自立して生活できるユニバーサルデザインに配慮した住環境の実現を目指すとともに、安心して子どもを産み育てられる、子育てに配慮した住宅の供給を促進します。</p> | 建設課 |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|--------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| ③交通安全対策事業の推進 | 竹田市交通安全対策協議会、竹田警察署、竹田市交通安全協会等関係機関と連携し、交通事故等の発生防止のため、ドライバーの安全運転意識の啓発やチャイルドシートの正しい使用の啓発を図ります。 | | | | | | 総務課 |
| 目標 (指標) | 子どもの交通事故をなくします。 (18歳未満の子どもが交通事故の被害者になった件数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 1件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ④安全性の向上 | 保育施設や教育施設における事故等の防止のため、毎年遊具等の安全点検を行い、平成31年度には散歩コースの安全点検も行っています。引き続き、子どもの視点に立った施設の安全点検の実施、送迎時の交通事故防止など安全性の向上に努めます。 | | | | | | 社会福祉課 |
| 目標 (指標) | 教育・保育施設周辺における散歩コースの安全点検を実施します。 (点検回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| ⑤防犯対策の推進 | 防犯灯の設置や通学路の安全確保を図り、犯罪の発生防止に努めます。 | | | | | | 総務課 |
| 目標 (指標) | 通学路等の安全を確保するため、自治会等の要望に応じて長寿命なLED防犯灯の順次設置を行います。(防犯灯設置か所数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 25か所 | 25か所 | 25か所 | 25か所 | 25か所 | 25か所 | |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ⑥通学路合同点検 | 学校・保護者・教育委員会・警察・道路管理者（国、県、市）合同で通学路の点検を実施し、点検で確認した危険箇所の中で対策が必要な箇所について関係機関と協議し、対策を実施していきます。 | | | | | | 教育総務課 |
| 目標 (指標) | 安全のための通学路合同点検を行います。 (通学路合同点検回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | |

(2) 社会や地域全体で子育てを支援する体制を整備する

| 取組 | 内容 | 関係課 |
|------------|---|-------|
| ①青少年健全育成事業 | 近年の社会情勢を踏まえ、竹田市内にある5協議会を中心に民間団体や関係機関の連携により組織し、地域防犯パトロール隊による見守り活動等を支援して、地域における子どもの安全を図ります。 | 生涯学習課 |

| 取組 | 内容 | | | | | | 関係課 |
|---------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| ②子どもを犯罪から守る活動 | <p>地域、学校、PTA、警察、竹田市防犯協会等と連携した地域防犯パトロール隊による小学校通学路の安全パトロールを行い、地域における子どもの安全を図ります。</p> <p>また、地域住民が子どもの安全を守る目となることや、不審者の発見、子どもの安全を脅かす状況を、関係機関に通報する等の適切な対応について学ぶ場を提供し、防犯意識の向上を図ります。</p> | | | | | | 総務課 |
| 目標 (指標) | 子どもが犯罪に巻き込まれない環境を作ります。 (犯罪発生件数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 2件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | |

(3) 子どもを事故や犯罪から守る

| 取組 | | 内容 | | | | | 関係課 |
|------------|-----------------------------|--|-------|-------|-------|-------|--------------|
| ①交通安全教室の開催 | | ヘルメット着用や交通規範の理解等子どもが自らを守るための正しい知識習得のため、関係機関と連携して年齢に応じた交通安全教室等を開催し、意識啓発に努めます。 | | | | | 総務課 学校教育課 |
| 目標 (指標) | 交通安全教室を実施します。 (実施した小学校数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 12校 (全校) | 11校 | 11校 | 11校 | 11校 | 11校 | |

| 取組 | | 内容 | | | | | 関係課 |
|-----------|--|--|--|--|--|--|-----|
| ②子どもを守る活動 | | 各小中学校においては不審者避難訓練を実施するとともに、地域では地域自主防犯パトロール隊等による通学路や子どもたちが集まる場所の点検、「ながら見守り」活動を推進します。 また、「まもめーる」の登録を推進し、地域においても不審者の動きへの注意喚起を行います。 | | | | | 総務課 |

| 取組 | | 内容 | | | | | 関係課 |
|---------|--|--|--|--|--|--|-------|
| ③こども連絡所 | | 不審者や突発的な事故等に対する対処法と、困った時に助けを求めることができる「地域の安全連絡所」や「地域防犯パトロール隊」についての周知と連携を推進し、子どもの安全を図ります。 子どもたちが登下校時などで、知らない人から声をかけられたり誘われたりしたときに駆け込める「子ども連絡所」の再開に向けて、警察と連携して進めていきます。 | | | | | 教育総務課 |

| 取組 | 内 容 | | | | | | 関係課 |
|------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ④健全な心身の育成 | 携帯電話やインターネット等の普及による有害情報から子どもを守り、健全な心身の成長を阻害することがないように、IT機器利用の利便性と危険性についての知識や方法を周知し、家庭でのルール作り等を支援します。 | | | | | | 学校教育課 |
| 目標 (指標) | 情報モラル研修会や学習会を実施します。 (実施小中学校数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 9校 | 17校 | 17校 | 17校 | 17校 | 17校 | |

| 取組 | 内 容 | | | | | | 関係課 |
|------------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ⑤青少年健全育成事業、 家庭教育講演会 | 携帯電話やインターネットに関する実態、子どもへの影響、保護者の意識などを中心に講演を行い、就学前の児童の保護者にIT機器、メディア機器利用の利便性と危険性について、知識や方法の周知を行います。 | | | | | | 生涯学習課 |
| 目標 (指標) | 家庭教育講演会等を通して、IT機器利用の利便性と危険性についての知識や方法を周知します。 (講演会の開催回数) | | | | | | |
| 年度 | 現状値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 目標値 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | |

第5章 子ども・子育て支援事業計画

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育の提供区域について

(1) 教育・保育提供区域の考え方

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等地域の实情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という）を定めることとされました。

竹田市では、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて、旧自治体ごとを4つの区域として設定しました。

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

| ポイント① | ポイント② |
|---|--|
| 事業量の調整単位として適切か | 事業の利用実態を反映しているか |
| <ul style="list-style-type: none">● 児童数や施設数は適切な規模か● 区域ごとに事業量の見込みが算出可能か● 区域ごとに確保策を打ち出せるか | <ul style="list-style-type: none">● 居宅より容易に移動することが可能か● 区域内で事業の確保が可能か● 現在の事業の考え方と合っているか |

(3) 教育・保育提供区域について

竹田市では、【竹田地域】、【荻地域】、【久住地域】、【直入地域】の4区域とします。



2. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、以下の考え方で保育の必要性を認定したうえで給付する仕組みとなっています。

■認定区分：認定は、次の1～3号の区分で行われます。

| 認定区分 | 対象者 | 対象施設 |
|------|--------------------------------------|---------|
| 1号認定 | 満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし) | 幼稚園 |
| | | 認定こども園 |
| 2号認定 | 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育の必要性あり) | 保育所 |
| | | 認定こども園 |
| 3号認定 | 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども(保育の必要性あり) | 保育所 |
| | | 認定こども園 |
| | | 地域型保育事業 |

■認定区分：保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

| | |
|------|--|
| 事 由 | ①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労 |
| | ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして竹田市が定める事由 |
| 区 分 | ①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当) |
| | ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (竹田市では、保育入所のための就労下限時間を1か月当たり64時間と設定) |
| 優先利用 | ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等 |

【保育標準時間】 両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの。

月120時間以上の就労

1日あたり11時間までの利用に対応するもの。

【保育短時間】 両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの。

月64時間以上120時間未満の就労

1日あたり8時間までの利用に対応するもの。

3. 給付対象としての認可と確認

新制度における施設型給付または地域型保育給付の支給対象となる事業所については、「認可」とあわせて「確認」を受けることが必要となっています。

(参考) 認可と確認における根拠法と所管の関係

| 施設・事業 | | | 認可 | | 確認 | |
|-------|---------|---------------|-------------|-----|------------|-----|
| | | | 根拠法 | 所管 | 根拠法 | 所管 |
| 施設型 | 認定こども園 | 幼保連携型 | 認定こども園法 | 大分県 | 子ども・子育て支援法 | 市町村 |
| | | 幼稚園型 | 幼稚園部分：学校教育法 | | | |
| | | 保育所型 地方裁量型 | 保育所部分：児童福祉法 | | | |
| | 幼稚園 | 学校教育法 | | | | |
| | 保育所 | 児童福祉法 | | | | |
| 地域型 | 小規模保育 | 児童福祉法 | 市町村 | | | |
| | 家庭的保育 | | | | | |
| | 居宅訪問型保育 | | | | | |
| | 事業所内保育 | | | | | |

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込みと確保方策の考え方

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本市では、教育・保育提供区域を4つに設定し、ニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

(2) 保育利用率の目標設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。

① 保育利用率とは

$$\text{3歳未満の保育利用率} = \frac{\text{3歳未満の利用定員数}}{\text{3歳未満の児童数}}$$

〔子ども・子育て支援法に基づく基本指針第2の二の2（一）〕

保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合。

② 保育利用率の目標値の設定

各年度の保育利用率の目標値は、各年度の推計児童数に占める確保策の割合とします。

■ 保育利用率の目標値

| 区分 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ① 保育利用率目標値 | 79.4% | 86.9% | 87.4% | 93.3% | 96.5% |
| ② 保育利用率 | 79.4% | 86.9% | 87.4% | 93.3% | 96.5% |
| 確保方策（利用定員数） | 224人 | 232人 | 242人 | 250人 | 251人 |
| 推計児童数（3歳未満） | 282人 | 267人 | 277人 | 268人 | 260人 |

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 幼児教育・保育需給の現状

幼児教育・保育需給の現状については、年度当初は確保できているものの、保育士等の不足により途中入所で増加する0歳、1歳、2歳の確保ができなくなり、保護者が希望する教育・保育施設への入所が難しい状況にあります。

また、幼児期の教育・保育は人格形成の基礎を培ううえで重要なものであることから、子どもの発達に合わせて質の高い教育・保育の提供を行う必要があります。

質の高い幼児教育・保育を提供するために、保育士の確保と処遇改善を支援して課題解決を図りながら、教育・保育の一体的提供を推進していきます。

(2) 幼児教育・保育需給の確保策

- ① 幼児期の教育・保育を一体的に提供するため、必要に応じて「認定こども園」への移行を推進します。
- ② 認可外保育施設の認定こども園への移行を支援します。
- ③ 現在1号認定子どもの受入れ施設のない荻地域については、令和2年度より認定こども園へ移行します。
- ④ 幼児教育と保育の一体性を確保するため、地域ニーズに応じて幼児教育施設と保育施設の連携を図ります。
- ⑤ 2号認定の教育ニーズについては、幼稚園の定員を活用して確保します。



(3) 量の見込みと確保方策について

[特定教育・保育事業]

① 1号認定（3～5歳）・・・幼稚園及び認定こども園の利用

■ 量の見込みと確保方策 ■

令和2年度から荻保育園が幼保連携型認定こども園へ移行することから、荻地域での確保量を増やすことが可能となりました。しかしながら荻地域と久住地域での確保量は引き続き不足となるため、市全体で確保できることを目指します。

(単位：人)

| 市全体 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | 1号認定 | 46 | 43 | 40 | 38 | 37 |
| | 2号認定の教育ニーズ | 150 | 141 | 130 | 122 | 117 |
| | 合計 | 196 | 184 | 170 | 160 | 154 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 255 | 255 | 255 | 255 | 255 |
| | 確認を受けない幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 255 | 255 | 255 | 255 | 255 |
| ②－① | | 59 | 71 | 85 | 95 | 101 |

(単位：人)

| 竹田地域 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | 1号認定 | 29 | 28 | 26 | 24 | 24 |
| | 2号認定の教育ニーズ | 112 | 107 | 99 | 90 | 87 |
| | 合計 | 141 | 135 | 125 | 114 | 111 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 |
| | 確認を受けない幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 |
| ②－① | | 39 | 45 | 55 | 66 | 69 |

(単位：人)

| 荻地域 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の 見込み | 1号認定 | 8 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | 2号認定の教育ニーズ | 16 | 13 | 13 | 14 | 14 |
| | 合計 | 24 | 20 | 20 | 21 | 21 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | 確認を受けない幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| ②－① | | △9 | △5 | △5 | △6 | △6 |

(単位：人)

| 久住地域 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の 見込み | 1号認定 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| | 2号認定の教育ニーズ | 8 | 8 | 7 | 7 | 6 |
| | 合計 | 11 | 11 | 9 | 9 | 8 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 確認を受けない幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | | △11 | △11 | △9 | △9 | △8 |

(単位：人)

| 直入地域 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の 見込み | 1号認定 | 6 | 5 | 5 | 5 | 4 |
| | 2号認定の教育ニーズ | 14 | 13 | 11 | 11 | 10 |
| | 合計 | 20 | 18 | 16 | 16 | 14 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| | 確認を受けない幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| ②－① | | 40 | 42 | 44 | 44 | 46 |

② 2号認定（3～5歳）・・・保育ニーズ

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

量の見込みに合わせて全地域で確保できるよう努めます。

(単位：人)

| 市全体 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | 161 | 151 | 140 | 131 | 125 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 196 | 188 | 178 | 170 | 169 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 196 | 188 | 178 | 170 | 169 |
| ②－① | | 35 | 37 | 38 | 39 | 44 |

(単位：人)

| 竹田地域 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | 76 | 73 | 67 | 62 | 57 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 76 | 73 | 67 | 62 | 59 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 76 | 73 | 67 | 62 | 59 |
| ②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |

(単位：人)

| 荻地域 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | 35 | 29 | 29 | 28 | 30 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 35 | 29 | 29 | 28 | 30 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 35 | 29 | 29 | 28 | 30 |
| ②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(単位：人)

| 久住地域 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | 37 | 37 | 33 | 31 | 28 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 63 | 64 | 62 | 62 | 62 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 63 | 64 | 62 | 62 | 62 |
| ②－① | | 26 | 27 | 29 | 31 | 34 |

(単位：人)

| 直入地域 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | 13 | 12 | 11 | 10 | 10 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 22 | 22 | 20 | 18 | 18 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 22 | 22 | 20 | 18 | 18 |
| ②－① | | 9 | 10 | 9 | 8 | 8 |

③ 3号認定（0～2歳）・・・保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

竹田地域、荻地域で不足が見込まれますが、市全体での確保に努めます。

【1、2歳】

(単位：人)

| 市全体 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | 148 | 140 | 149 | 144 | 140 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 158 | 157 | 172 | 171 | 173 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 158 | 157 | 172 | 171 | 173 |
| ②－① | | 10 | 17 | 23 | 27 | 33 |

(単位：人)

| 竹田地域 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | 90 | 87 | 90 | 87 | 85 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 80 | 78 | 87 | 86 | 88 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 80 | 78 | 87 | 86 | 88 |
| ②－① | | △10 | △9 | △3 | △1 | 3 |

(単位：人)

| 荻地域 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | 26 | 26 | 28 | 27 | 27 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 26 | 26 | 28 | 27 | 27 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 26 | 26 | 28 | 27 | 27 |
| ②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(単位：人)

| 久住地域 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | 21 | 18 | 20 | 19 | 18 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 38 | 39 | 41 | 41 | 41 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 38 | 39 | 41 | 41 | 41 |
| ②－① | | 17 | 21 | 21 | 22 | 23 |

(単位：人)

| 直入地域 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | 11 | 9 | 11 | 11 | 10 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 14 | 14 | 16 | 17 | 17 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 14 | 14 | 16 | 17 | 17 |
| ②－① | | 3 | 5 | 5 | 6 | 7 |

【0歳】

(単位：人)

| 市全体 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | 61 | 60 | 57 | 56 | 53 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 66 | 75 | 70 | 79 | 78 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 66 | 75 | 70 | 79 | 78 |
| ②－① | | 5 | 15 | 13 | 23 | 25 |

(単位：人)

| 竹田地域 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | 35 | 34 | 32 | 33 | 30 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 24 | 29 | 26 | 32 | 33 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 24 | 29 | 26 | 32 | 33 |
| ②－① | | △11 | △5 | △6 | △1 | 3 |

(単位：人)

| 荻地域 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | 10 | 10 | 10 | 9 | 9 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 4 | 10 | 8 | 10 | 8 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 4 | 10 | 8 | 10 | 8 |
| ②－① | | △6 | 0 | △2 | 1 | △1 |

(単位：人)

| 久住地域 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | 10 | 10 | 9 | 9 | 9 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 29 | 27 | 27 | 27 | 27 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 29 | 27 | 27 | 27 | 27 |
| ②－① | | 19 | 17 | 18 | 18 | 18 |

(単位：人)

| 直入地域 | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 9 | 9 | 9 | 10 | 10 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 9 | 9 | 9 | 10 | 10 |
| ②－① | | 3 | 3 | 3 | 5 | 5 |

6. 地域子ども・子育て支援事業の充実

新制度で地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた事業については、区域を全市として事業ごとの見込量と確保策を定め充実を図ります。

■地域支援事業の現状と課題

| 事業・給付内容 | 現状 | 課題等 |
|--------------------------------|---|---|
| 利用者支援事業 | 子育て世代包括支援センター「すまいる」を開設。児童福祉と母子保健を一か所に集約、各種手続きの窓口を一本化。 | 要支援家庭の早期発見やセンターの広報・周知、子育て携帯サイトの活用など事業の充実と地域子育て支援拠点事業との連携強化。 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 竹田地域に2か所、久住地域と直入地域に出張広場を開設。ホームビジターの養成や妊娠期からの支援に努めている。 | 荻地域の出張広場も含めた拠点事業開始の検討。 |
| 妊婦健康診査事業 | 母子健康手帳交付時に受診券を交付し、医療機関と連携して保健指導に努めている。 | 助産師による個別相談等の支援の充実。 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 出生後全戸訪問し、産婦や児の心身状況、養育環境等を把握している。訪問後のカンファレンスを行い、関係機関と連携支援を行っている。 | 継続支援が必要な家庭への関係機関と連携した支援の強化。子育て世帯が孤立しないような支援の検討。 |
| 養育支援訪問事業 | 全年齢を通じて支援が必要な家庭を把握し、関係者と連携した支援を行っている。 | 関係機関との更なる連携強化、支援が必要な家庭への継続的支援、潜在的ニーズのある家庭への支援。 |
| 子育て短期支援事業 | 施設がなく、利用相談もない。 | ファミリーホームや里親等の活用も含め、資源の確保の検討。 |
| 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 会員登録数、利用件数も見込み量を上回っている。サポーター養成講座を開設し、サポーターの確保に努めている。 | サポーターの必要量の確保が難しくなる予想。サポーター会員数の地域差をなくし、安心して支援が受けられる体制整備が必要。 |
| 一時預かり事業（幼稚園型） | 私立幼稚園が預かり保育事業を実施。市単独事業の放課後児童クラブとして預かり事業を実施。 | 認定こども園による預かり保育事業の推進。放課後児童クラブから幼稚園型への移行を検討。 |
| 一時預かり事業（幼稚園型以外） | 保育士不足により、受け入れできない、あるいは事業の実施自体を断念している保育所がある。 | 「保育士宿舍借上げ事業」や保育士バンクの活用を働きかけ、保育士不足の解消を図る。 |
| 延長保育事業 | 市内すべての保育所で実施。 | 保育士の確保支援。 |
| 病児・病後児保育事業 | 登録している家庭は多いが、実際利用する児童は少ない。 | 医療機関との連携体制の充実。 |
| 放課後児童クラブ | 白丹小学校区で送迎事業を実施。令和2年度から1クラブ減少するが、荻小学校区での支援単位の増加、白丹小学校区での新設の計画あり。 | 小学校との連携や放課後児童支援員の養成などの体制整備。 |

[地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策]

実費徴収に係る補足給付を行う事業及び多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

① 利用者支援事業

平成28年度から子育て支援員を配置し、利用者支援事業基本型を実施しています。平成30年度からは助産師を配置して母子保健型にも取り組み、子育て世代包括支援センター「すまいる」を開設しました。平成31年度からは、社会福祉課の課内室としてセンターを位置づけ、保健師を配置して児童福祉と母子保健を一か所に集約、子育て世帯に対して重ね着型の支援を提供できるようになりました。また、各種手続きの窓口一本化が図られたことから市民の利便性も向上しています。

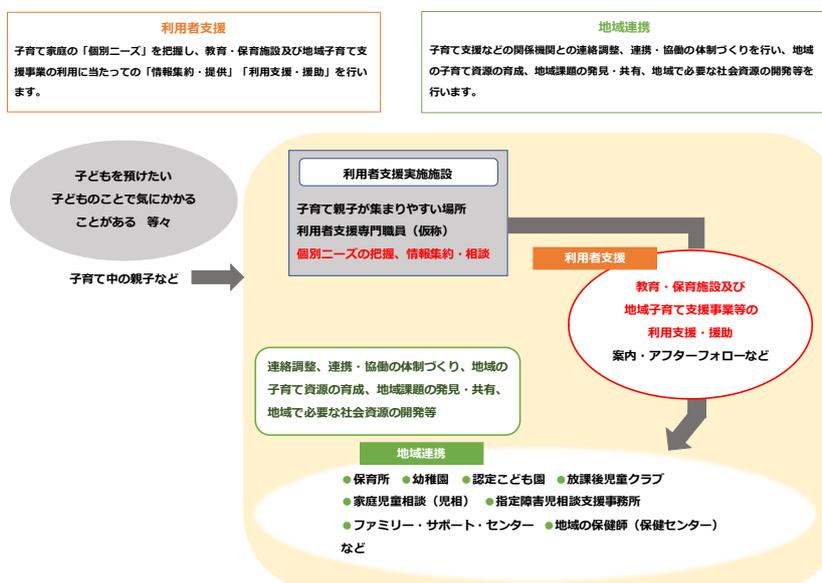
■ 量の見込みと確保方策 ■

(単位：箇所)

| | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|------------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の 見込み | 基本型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 母子保健型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保方策 | 基本型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 母子保健型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②－① | 基本型 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 母子保健型 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の内容】

現在の基本型と母子保健型の一体的な運営を維持し、サービス提供体制の充実と相談機能の強化に努めています。



② 地域子育て支援拠点事業

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行います。

竹田地域に拠点2か所、久住地域に出張広場1か所、直入地域に出張広場1か所を開設し、身近な地域で交流、相談の場として提供に努めています。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：年間延べ人数)

| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | 6,882 | 6,484 | 6,323 | 6,033 | 5,796 |
| ②確保方策 | 7,000 | 7,000 | 6,800 | 6,700 | 6,500 |
| ②－① | 118 | 516 | 477 | 667 | 704 |

【確保の内容】

第1期計画の期間中は年間6,500名前後の利用実績があります。市内全域で地域子育て支援拠点事業の実施を検討し、身近な場所で利用しやすい事業の実施を目指します。

③ 妊婦健康診査事業

医療機関や助産院で妊婦健康診査受診票(14回)を使用して、健診(受診票に記載された項目)を受けることにより、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導に繋がります。また、健診の結果から必要に応じ助産師による個別相談等の支援を行います。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：延べ件数)

| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | 1,288 | 1,456 | 1,400 | 1,372 | 1,330 |
| ②確保方策 | 1,288 | 1,456 | 1,400 | 1,372 | 1,330 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の内容】

県内は委託契約による現物給付、県外受診時は償還払いによって健診料金の公費負担を行います。また、妊娠中の異常を早期に発見し安心して出産を迎えられるよう、すべての妊婦に対し母子健康手帳交付時に適切な受診について説明と勧奨を行います。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

子育て世帯の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行います。特に支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携し適切なサービスにつなげます。長期里帰りを行う家庭には、里帰り先に訪問依頼を行うなど、安心して子育てできるような支援に努めます。

■ 量の見込みと確保方策 ■

(単位：件数)

| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | 82 | 94 | 90 | 88 | 85 |
| ②確保方策 | 82 | 94 | 90 | 88 | 85 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の内容】

母子健康手帳交付時や出生届の際に赤ちゃん訪問について説明し、出生児の全家庭を訪問するように努めます。必要に応じて、医療機関や里帰り先と連携して状況把握、適切な支援を行います。

⑤ 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により、養育について積極的に支援する必要があると判断される家庭に対して、保健師や助産師の訪問による指導・助言または子育て経験者等による育児・家事の援助を行うことで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決を図ります。関係機関との連携を強化し、支援が必要な家庭を継続的に支援するとともに、潜在的ニーズがある家庭についても支援につながるよう努めます。

■ 量の見込みと確保方策 ■

(単位：件数)

| | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|----------------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ① 量の 見込み | 世帯数 | 25 | 28 | 27 | 27 | 26 |
| | 訪問回数 | 75 | 84 | 81 | 81 | 78 |
| ② 確保 方策 | 世帯数 | 25 | 28 | 27 | 27 | 26 |
| | 訪問回数 | 75 | 84 | 81 | 81 | 78 |
| ②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の内容】

定期的にケース会議を行い支援の方向性について検討、共有を行います。また、母子保健推進員等関係者と連携して複数回の訪問支援を行います。

⑥ 子育て短期支援事業

ショートステイ：保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、その児童を児童養護施設等で短期的に預かります。

トワイライトステイ：上記にかかる平日の夜間や休日の対応を行います。

■ 量の見込みと確保方策 ■

(単位：人日)

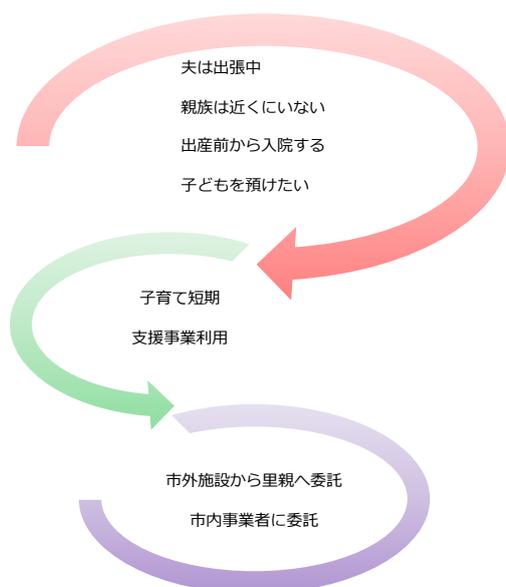
| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | 15 | 15 | 14 | 14 | 13 |
| ②確保方策 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| ②－① | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |

【確保の内容】

アンケート調査ではニーズ量が算出されていますが、過去の利用実績がありません。市内に子育て短期支援に対応可能な施設がないことから、市外事業者への委託により、量の確保に努めます。

また、今後市内で受け入れ可能な施設の確保について、検討していきます。

～事業イメージ～



⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

保育所や放課後児童クラブへの送迎を含めて、一時的に子どもを預かってほしい会員（よろしく会員）の依頼に応じて、育児の手助けができるサポーター（まかせて会員）を紹介します。児童数は減少しているものの利用登録会員、利用件数はほぼ横ばいであることから、サポーター養成講座を毎年開講し、サポーターの確保に努めます。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

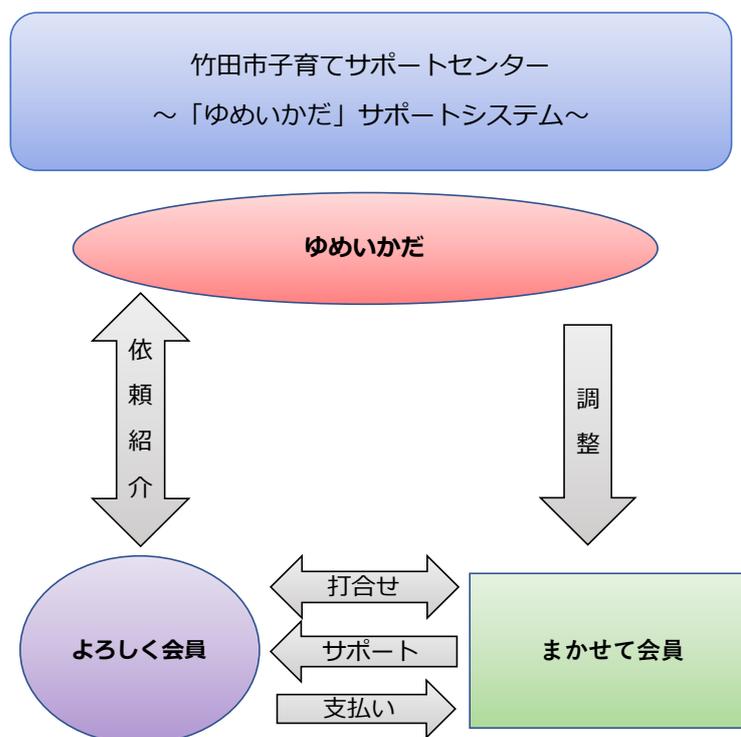
（単位：件数）

| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | 473 | 447 | 435 | 415 | 398 |
| ②確保方策 | 450 | 450 | 450 | 450 | 450 |
| ②－① | △23 | 3 | 15 | 35 | 52 |

【確保の内容】

これまでの実績を参考にして、サポーター（まかせて会員）の確保に努めます。サポーターの高齢化によりサービス提供が困難になる恐れもあることから、サポーター養成研修の毎年開催に努めます。

また、支援中の事故防止のため、サポーターに対する研修の実施に努めます。



⑧-1 一時預かり事業（幼稚園型）

認定こども園、幼稚園において教育時間の前後などに希望する者を対象とする預かり保育事業を行います。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

（単位：人日）

| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | 16,558 | 15,601 | 15,213 | 14,514 | 13,945 |
| ②確保方策 | 18,000 | 17,000 | 17,000 | 16,000 | 16,000 |
| ②－① | 1,442 | 1,399 | 1,787 | 1,486 | 2,055 |

【確保の内容】

しらゆり幼稚園に加え、荻げんきこども園、なおいりこども園が実施する予定です。確保方策については、事業実施予定施設の受入れ見込人数と児童クラブ利用人数から算出しています。第1期計画の実績は16,500人前後であったことから現在のニーズは確保できると考えます。公立幼稚園の利用者ニーズについては、これまで放課後児童クラブ（市単独事業）等の実施により確保していますが、引き続き本事業への移行について検討を行う必要があります。

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として昼間、保育所等において、一時的に預かる事業を行います。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

（単位：人日）

| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | 660 | 622 | 607 | 579 | 556 |
| ②確保方策 | 1,176 | 1,176 | 1,176 | 1,176 | 1,176 |
| ②－① | 516 | 554 | 569 | 597 | 620 |

【確保の内容】

第1期計画期間中、保育士の確保が困難なことから実施困難な保育所が出ており、平成31年度では4施設での実施に留まっています。現在実施している4施設（竹田保育所、白丹保育所、久住保育所、荻げんきこども園）の実施を継続できるよう、「保育士宿舍借り上げ支援事業」等を活用して保育士の確保に努めるとともに、実施施設の1か所増を目指します。



⑨ 延長保育事業

保護者の就労状況等により、保育所等で、通常の保育時間を延長して保育を行います。開所時間に違いはありますが、市内すべての保育所で延長保育を実施しています。

■ 量の見込みと確保方策 ■

(単位：人)

| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | 198 | 188 | 182 | 174 | 167 |
| ②確保方策 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| ②－① | 2 | 12 | 18 | 26 | 33 |

【確保の内容】

すべての保育所、認定こども園で延長保育事業を実施しています。引き続きすべての施設での実施に努めます。

⑩ 病児・病後児保育事業（病児・病後児対応型）

児童が病気の「回復期」であり、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育します。

■ 量の見込みと確保方策 ■

(単位：人日)

| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | 473 | 447 | 435 | 415 | 398 |
| ②確保方策 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| ②－① | 527 | 553 | 565 | 585 | 602 |

【確保の内容】

月～金曜日に4名定員（ただし疾病2種類以内の状態）で病児保育事業を開設しています。第1期計画期間では登録児童数に対して利用実績は少なかったものの、祖父母等の支援を受けられない家庭も一定量あることから、引き続き確保に努めます。

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就業等により昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図ります。今後、放課後子ども教室との一体的提供や小学校との連携強化等にも努めます。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

（単位：クラブ数、人数/1日あたり）

| | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|----------------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ① 量の 見込み | クラブ数 | 13 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| | 人数 | 386 | 382 | 365 | 352 | 345 |
| | 1年生 | 93 | 100 | 82 | 89 | 83 |
| | 2年生 | 97 | 91 | 98 | 81 | 88 |
| | 3年生 | 65 | 70 | 65 | 70 | 58 |
| | 4年生 | 63 | 52 | 56 | 52 | 56 |
| | 5年生 | 35 | 36 | 30 | 32 | 30 |
| 6年生 | 33 | 33 | 34 | 28 | 30 | |
| ② 確保 方策 | クラブ数 | 13 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| | 人数 | 416 | 520 | 520 | 520 | 520 |
| ②－① | | 30 | 138 | 155 | 168 | 175 |

【確保の内容】

第1期計画期間中の登録児童数と定員を考慮し確保人数を算出しました。すべての小学校区での実施と各クラブの受入れ児童数の増加を図るため、支援員の研修参加、施設基準の適合等を支援し、必要量を確保するものとします。

★放課後・土曜学習支援事業（子ども教室）の事業目標等について★

学校・家庭・地域の教育の協働を推進する「協育」ネットワークの下で、放課後・土曜日等における子どもの活動を総合的かつ継続的に支援する体制を整備し、地域住民の参画を得て体験・交流・学習活動の機会を提供するため、市内小学校区全12校区において放課後子ども教室事業を実施、学習内容の充実により利用の促進を図り、参加児童数の増を目指します。

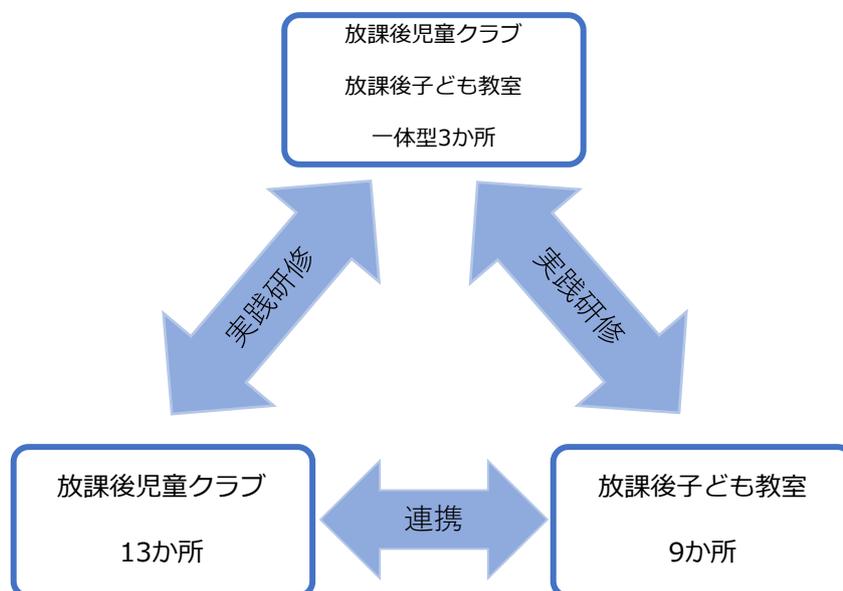
■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：校区数、年間登録者数)

| | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-----|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 目標値 | 校区数 | 10 | 10 | 11 | 11 | 11 |
| | 人数 | 290 | 290 | 300 | 300 | 300 |

【確保の内容】

現在、全小学校区において指導者・見守り等の人材不足が課題となっており、校区によっては、放課後子ども教室の実施ができていない状況です。今後も引き続き、地域住民・教員OB等の人材確保に努め、全小学校区での実施を目指します。



7. 新・放課後子ども総合プランに基づく支援

(1) 新・放課後子ども総合プランの目的

子どもが保育所等から小学校に進学する際に、保育所と比べると学童保育の開所時間が短く、保護者の仕事と育児の両立が難しくなることを「小1の壁」といいます。

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」、及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業である「放課後子ども教室」の計画的な整備等を進めることを目的として2019年度から向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本市においては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づいて、放課後児童クラブと放課後子ども教室の効果的運営及び連携体制等の検討や推進を図ります。

(2) 放課後児童クラブの量の見込み及び整備量

現在、1校区（白丹小学校区）以外の11校区13支援単位で実施しています。令和2年度から宮城台小学校が竹田小学校と統合されることから1クラブ減少します。今後、新設や支援単位を増やす計画もあるため、放課後子ども教室との一体的提供ができるように支援します。

| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 学校数 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 実施校数 | 10 (13) | 11 (14) | 11 (14) | 11 (14) | 11 (14) |
| 一体型 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| 連携型 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 学校数に占める実施割合 | 90.9% | 100% | 100% | 100% | 100% |

※カッコ内は支援単位数を記載しています。

(3) 放課後児童クラブの2023年度に達成される目標事業量

| 項目 | 目標事業量 |
|--|-------------|
| 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の2023年度に達成させるべき目標事業量 | 11校中5校 |
| 放課後子ども教室の2023年度までの実施計画 | 全校区を対象として実施 |

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備方針

| 項目 | 整備方針 |
|---|--|
| 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策 | 放課後児童支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが、年度当初にお互いのプログラム内容・実施日等の情報共有を行い、必要に応じて定期的な協議を実施する。 |
| 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策 | 学校関係者が参加する会議において放課後の余裕教室等の利用について協議を行い、学校教育に支障のない範囲で利用促進を図る。 |
| 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 | 年度当初に各担当課（生涯学習課、社会福祉課）で年間計画等の情報共有を行い、総合的な放課後対策方針や実施方法等の見直しを定期的に協議する。 |
| 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策 | 可能な限り支援員やボランティアスタッフの配置に努め、参加しやすい環境づくりに努める。 |
| 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組 | 児童クラブの開所時間は、各地域の状況によりクラブ毎に定めて運営している。事業費の加算等を活用して、必要に応じて対応を検討していく。 |
| 各放課後児童クラブがその役割をさらに向上させていくための方策 | 当該小学校との連携を深めて児童に関する情報共有に努めるとともに、放課後子ども教室による活動内容の充実と児童を受け入れる受け皿の確保に努める。 |
| 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等 | 子育て携帯サイト「すまいるキッズ」や市の広報媒体等を活用した情報提供を行うとともに、地域行事への参加やクラブだよりの発行などを通して活動の周知に努める。 |

8. 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保

(1) 産後・育児休業者の現状

アンケート調査の結果から、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう途中で育児休業を切り上げるケースや、年度当初に申込みをする状況が見られます。年度途中で入所を希望しても保育士不足等により受け入れる基準が満たされずに対応できないといった事例があり、喫緊の課題となっています。

(2) 円滑な利用の提供に向けた確保策

0歳児については、女性の労働状況の変化や核家族化により、保育量の拡充が求められています。また、育児休業後の復帰による1歳児の保育量の確保も必要です。

本市においては、今後児童数の増加が見込まれる状況ではありませんが、0歳児と1歳児についてはアンケート調査の結果、現状の利用数よりも高い一定のニーズが予測されます。

幼児教育・保育のニーズ量確保は、民間と連携しながら展開していくべき子育て支援の重要な施策です。

一方で、0歳児と1歳児の受け入れを増やすことは、民間事業者の経営効率による運営の安定の観点とは相反する面もあることから、公立保育所の役割や意義を確認しながら利用定員の設定を行います。利用を希望する保護者が、希望する時期から質の高い保育を利用できる環境を整えることを官民協働の目標とし、保育量の確保を図ります。



9. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携

(1) 子どもの虐待防止対策の充実

養育に問題を抱え、支援を必要とする家庭を早期に把握するため、子育て世代包括支援センターを中心として民生委員・児童委員や主任児童委員、母子保健推進員をはじめとした地域住民との連携を強化し、子どもの虐待の発生予防を図るとともに、早期発見、早期対応に努めます。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、日頃から関係機関との連携を強化し、密接な情報の共有を図ります。

① 関係機関との連携及び相談体制の強化

子ども・子育てに関する切れ目のない相談体制確立のため、子育て世代包括支援センターを要として、行政、保育・教育施設及びその他関係機関と連携して、子どもに関わる相談に対応しています。家庭児童相談員のほか、母子・父子自立支援員、子育て相談員や助産師を配置し、特定妊婦を含めた相談に対応できるよう体制を整えました。これら相談体制により、子どもの問題、家庭の問題の解消を目指し、安定した家庭で育ち、安心して社会生活を送ることができるよう環境整備に努めます。

また、子どもの虐待の発生予防、早期発見、早期対応のためには、支援に直結する相談体制のもと関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があり、大分県中央児童相談所をはじめとした行政機関、竹田市医師会等有識者、子育てに関わる施設代表者等多数の参画を得て組織している「竹田市要保護児童対策地域協議会」の一層の取組の強化が求められます。

「竹田市要保護児童対策地域協議会」では、代表者会議、実務者会議、ケース会議を開催し、情報の共有と連携を図っています。虐待事例の検討をはじめ、要保護・要支援児童に組織的に対応するため、関係機関の専門性を有する職員と連携を図るとともに、大分県等が実施する研修会等に積極的な参加を促し調整機関職員のスキルアップに努め、体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所等へ速やかに通知を行うほか、適切に援助を求めつつ、相互協力と連携強化を図ります。

② 発生予防、早期発見、早期対応等

子どもの虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業により速やかかつ適切な支援につなげるようにします。

また、子育て世代包括支援センターを中心として、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

令和元年12月から、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の通話料が無料化され、これまで以上にいち早く通告・相談ができる体制整備がなされました。住民に対し児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を周知することで、地域で見守る仕組みづくりを強化します。

③ 社会的養護施策との連携

子育て支援のうち、社会的養護施策の推進については、児童相談所と連携し児童養護施設や里親等の子育て支援の活用を図ります。また、里親や児童養護施設等で子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等、地域の関係機関の理解と協力のほか、地域のなかで社会的養護が行えるよう里親の開拓や支援につながる広報・啓発を行い、支援体制を整備していく必要があります。

また、大分県こども・女性相談支援センター等の関係機関と連携し、母子の自立に向けた必要な支援を行います。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、母子・父子自立支援員の専門性向上による支援体制の強化を図り、幼児教育・保育の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して大分県が実施するひとり親家庭支援事業の充実を図り、子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策を柱として総合的な自立支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、育成医療費の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じて、特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、自閉スペクトラム症、限局性学習症（SLD）、注意欠如・多動症（ADHD）等の神経発達症のある子どもには、その状態に応じて、可能性を最大限に伸ばし、子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や保育士など子どもを支援する職員の知識の習得や資質向上を図る必要があります。

そして、保護者が子どもの障がいを特性として受容できるよう、早期に適切な相談が受けられる体制整備を図るとともに、地域の理解が得られ家族が孤立することなく子育てを行えるよう、社会的理解を促す啓発活動の推進に努めます。

保育・教育施設等においては、円滑な支援の提供のため、受入れ環境及び体制を整えるとともに、受入れに当たっては、保護者、行政、保育・教育施設等の関係者と必要な支援等について共通理解を深めるため、十分な情報共有と合意形成を図ることが求められます。

10. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発をしていく必要があると考えます。

(1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

(2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や、行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しについて、問題提起していきます。

11. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、広報紙やホームページ、子育て携帯サイト「すまいるキッズ」による広報やパンフレット等の作成・配布により、制度や申請の手続きについて周知・啓発に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1. 事業計画における目標数値一覧

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「支援計画」と次世代育成支援対策法に基づく「行動計画」を一体的に策定したものです。

子育て支援のさらなる充実を図るため、行動計画を踏襲した8項目の基本方針を掲げ、さまざまな視点からの施策目標を定め、子育て支援の充実を図ります。着実な施策の推進により、子育て支援の充実が図られることで、子育てにおける満足度の向上を目指します。

計画全体の進捗状況を評価するため、「施策レベルの評価指標と目標」(アウトカム※)に加え、個別の「事業レベルの評価指標と目標」(アウトプット※)を設定し、子育て支援施策の統一目標と位置付け、指標と数値目標を掲げ、進捗状況の点検、評価を実施します。

※アウトプットとは・・・「事業実施に直接関連する仕事量の指標」

※アウトカムとは・・・「施策や事業の成果に関する効果や満足度の指標」

また、「竹田市すこやか行動計画」においても施策ごと、事業ごとの指標と目標値を定め取り組んでまいりました。

(1) 施策レベルの評価指標と目標 (アウトカム)

| | 指標 | 現状 (平成 30 年) | 目標 (令和 6 年) | |
|---|-------------------------------|-----------------|----------------|-----|
| 1 | 子育てが地域の人に（もしくは社会に）支えられていると感じる | 就学前児童保護者 | 74.2% | 80% |
| | | 小学生保護者 | 74.2% | |
| 2 | 希望した時期や時間に保育サービスが利用できる | 就学前児童保護者 | 80.4% | 85% |
| | | 小学生保護者 | — | |
| 3 | 妊娠期から出産までの期間に満足感・充実感を感じる | 就学前児童保護者 | 86.4% | 87% |
| | | 小学生保護者 | 84.2% | |
| 4 | 居住地における子育て環境や支援に対し満足している | 就学前児童保護者 | 34.0% | 50% |
| | | 小学生保護者 | 32.6% | |
| 5 | 父親と母親の子育てに関する役割分担は同等と感じる | 就学前児童母親 | 59.9% | 60% |
| | | 就学前児童父親 | 52.6% | |
| | | 小学生母親 | 56.8% | |
| | | 小学生父親 | 52.8% | |
| 6 | この地域で子育てしたいと思う親の割合 | 4か月児健診受診者 | 91.4% | 95% |
| | | 1歳6か月児健診受診者 | 91.7% | |
| | | 3歳児健診受診者 | 92.0% | |
| 7 | ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある | 4か月児健診受診者 | 95.8% | 98% |
| | | 1歳6か月児健診受診者 | 94.3% | 98% |
| | | 3歳児健診受診者 | 57.8% | 60% |

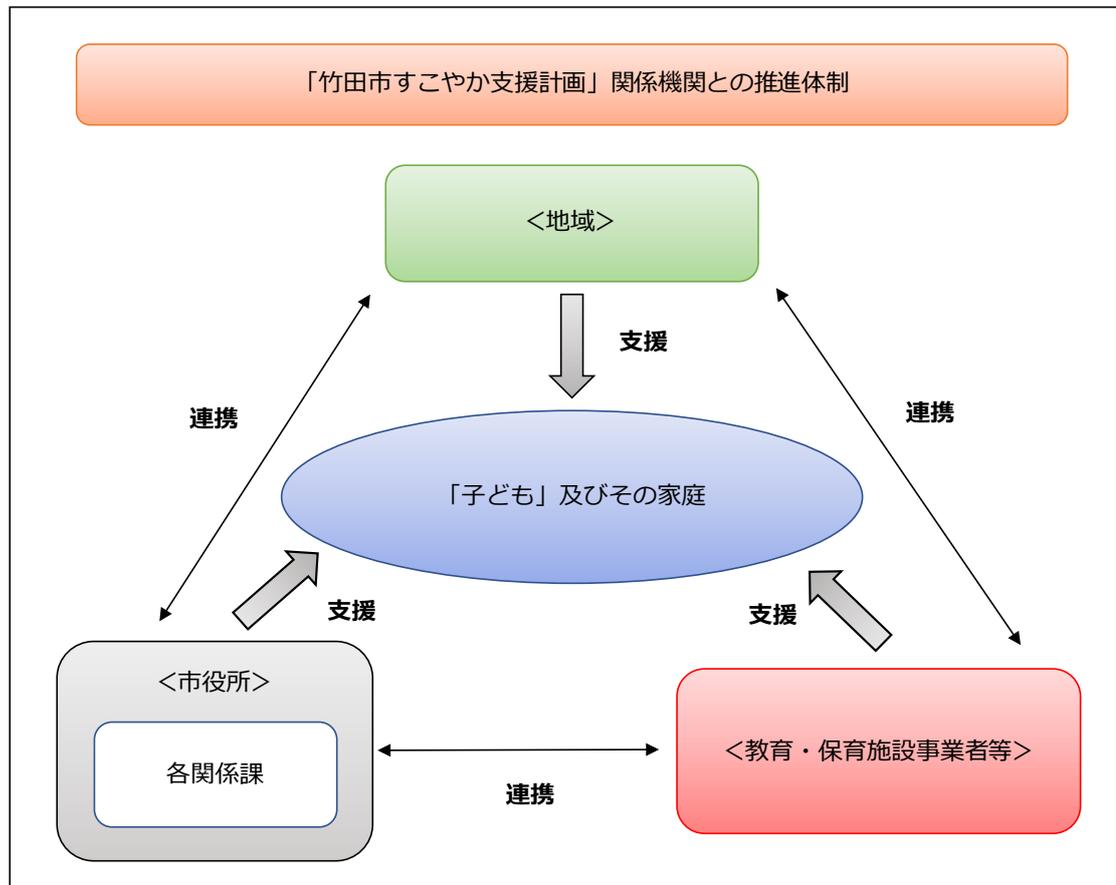
(2) 事業レベルの評価指標と目標 (アウトプット)

| 指標 | 現状 (平成 30 年) | 目標 (令和 6 年) |
|---------------------------------------|-----------------|----------------|
| 基本方針 1 子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり | | |
| 人権講演会（人権を守る市民の集い）の参加者 （全体+3支所） | 828 人 | 860 人 |
| 基本方針 2 安心して結婚・妊娠・出産ができる環境づくり | | |
| 情報リテラシー研修や学習会の実施学校数 | 14 校 | 17 校（全校実施） |
| 出生児数に対する訪問件数の割合 | 100% | 100% |
| 基本方針 3 子どもの健やかな成長・発達を支える環境づくり | | |
| 健診受診率（1歳6か月児・3歳児） | 97.5%・91.3% | 100%・100% |
| 「食育」について周知し、食事を家族団らんの時間として楽しむことができる割合 | 89.3% | 100% |
| 子ども医療電話相談（#8000）を認知している保護者の割合 | 95.8% | 98% |
| 基本方針 4 子どもを支えるための地域における子育ての支援 | | |
| 竹田市子育て応援事業の協賛企業・団体数 | 57 店舗 | 62 店舗 |
| ホームスタート利用人数 | 1 人 | 5 人 |
| 親子教室の開催回数 | 2 回 | 2 回 |
| 基本方針 5 子育ても仕事もしやすい環境づくり | | |
| 男女共同参画推進大会講演会の参加者数 | 80 人 | 100 人 |
| 基本方針 6 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援 | | |
| 施設支援実施回数 | 14 回 | 14 回 |
| 要保護児童地域対策協議会の開催回数 | 12 回 | 12 回 |
| 基本方針 7 ふるさとを愛する心をはぐくむ環境づくり | | |
| 郷土学に関する連携会議の実施中学校区数 | 1 校区 | 4 校区 |
| 基本方針 8 子どもにとって安全・安心なまちづくり | | |
| 子どもが犯罪等に巻き込まれた件数 | 2 件 | 0 件 |
| 子どもが交通事故の被害者になった件数 | 1 件 | 0 件 |

2. 推進組織

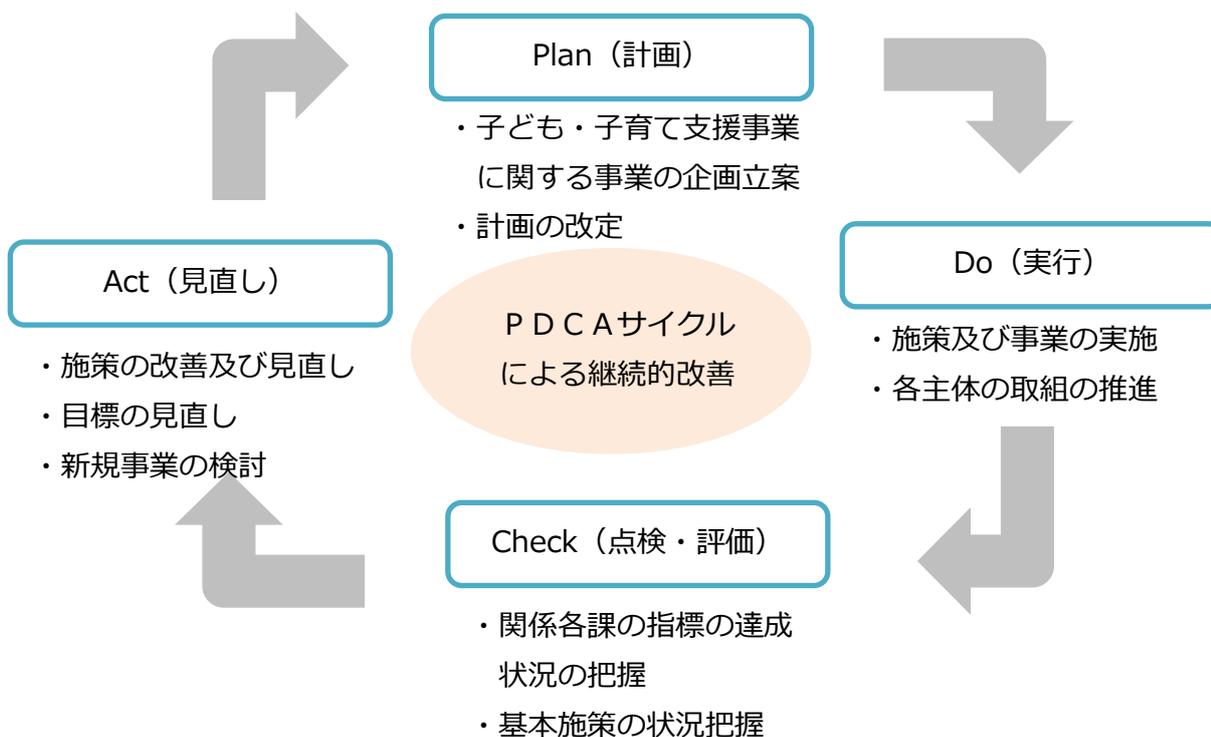
計画策定に携わる関係課、事業所管課が連携して目標指標の達成に向けて取り組み、教育・保育施設及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得ながら、子育て支援の輪の構築と拡大に努め、子育て支援計画の着実な実施や推進を図ります。

また、市民が委員として参加する「子ども・子育て会議」で意見を聴取し、子育て支援関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで子ども、子育て支援の環境向上と環境整備に向けた意識の醸成を図ります。



3. 計画の点検・推進状況

計画の点検・推進状況等の確認は、毎年「子ども・子育て会議」で行い、Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Act（見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善し、点検・評価します。



* 1 PDCAサイクル：業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

資料編

1. 子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日 条例第38号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項から第3項までの規定に基づき、竹田市子ども・子育て支援会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 子ども・子育て会議代表者、会議委員

平成31年4月1日現在

| 職名 | 所属 | 役職 |
|-----|----------------|-------------------------|
| | 大分県豊肥保健所 | 所長 |
| | 竹田市民生委員児童委員協議会 | 会長 |
| | 竹田市主任児童委員会 | 会長 |
| | 竹田市医師会 | 代表 |
| | 竹田市歯科医師会 | 会長 |
| | 竹田市PTA連合会 | 会長 |
| 会長 | 竹田市教育保育協議会 | 会長 |
| | 保護者代表 | なおいりこども園保護者会長 |
| | 私立幼稚園 | しらゆり幼稚園長 |
| | 竹田市小中学校校長会 | 代表 |
| | 竹田市母子保健推進委員会 | 会長 |
| 副会長 | 子育て支援事業者 | 竹田市子育てサポートセンター ゆめいかだ 所長 |
| | 竹田市企画情報課 | まち未来創造室長 |
| | 竹田市保険健康課 | 課長 |
| | 竹田市社会福祉課 | 課長 |
| | 竹田市学校教育課 | 課長 |
| | 竹田市生涯学習課 | 放課後子ども教室担当 |

事務局：子育て世代包括支援センター（社会福祉課内）

3. 子育てサービスの現状

竹田市において現在、実施している「子育てサービス」は以下のとおりです。

| 地域子育て支援拠点事業 | | |
|-------------|------------|--|
| | 名称 | 日時等 |
| 1 | 竹田っ子すこやか広場 | NPO法人「夢苞」に委託 南部幼稚園併設 9：30～14：30 休館日…土曜日・日曜日・年末年始・祝日 |
| 2 | 子育てひろば夢とんぼ | NPO法人「夢苞」に委託 竹田幼稚園併設 9：30～14：30 休館日…土曜日・日曜日・年末年始・祝日 |

| ホームスタート事業 | | |
|-----------|-------------|--------------------------------------|
| | 名称 | 所在地等 |
| 1 | ホームスタート夢とんぼ | NPO法人「夢苞」に委託 竹田幼稚園併設「子育てひろば夢とんぼ」内 |

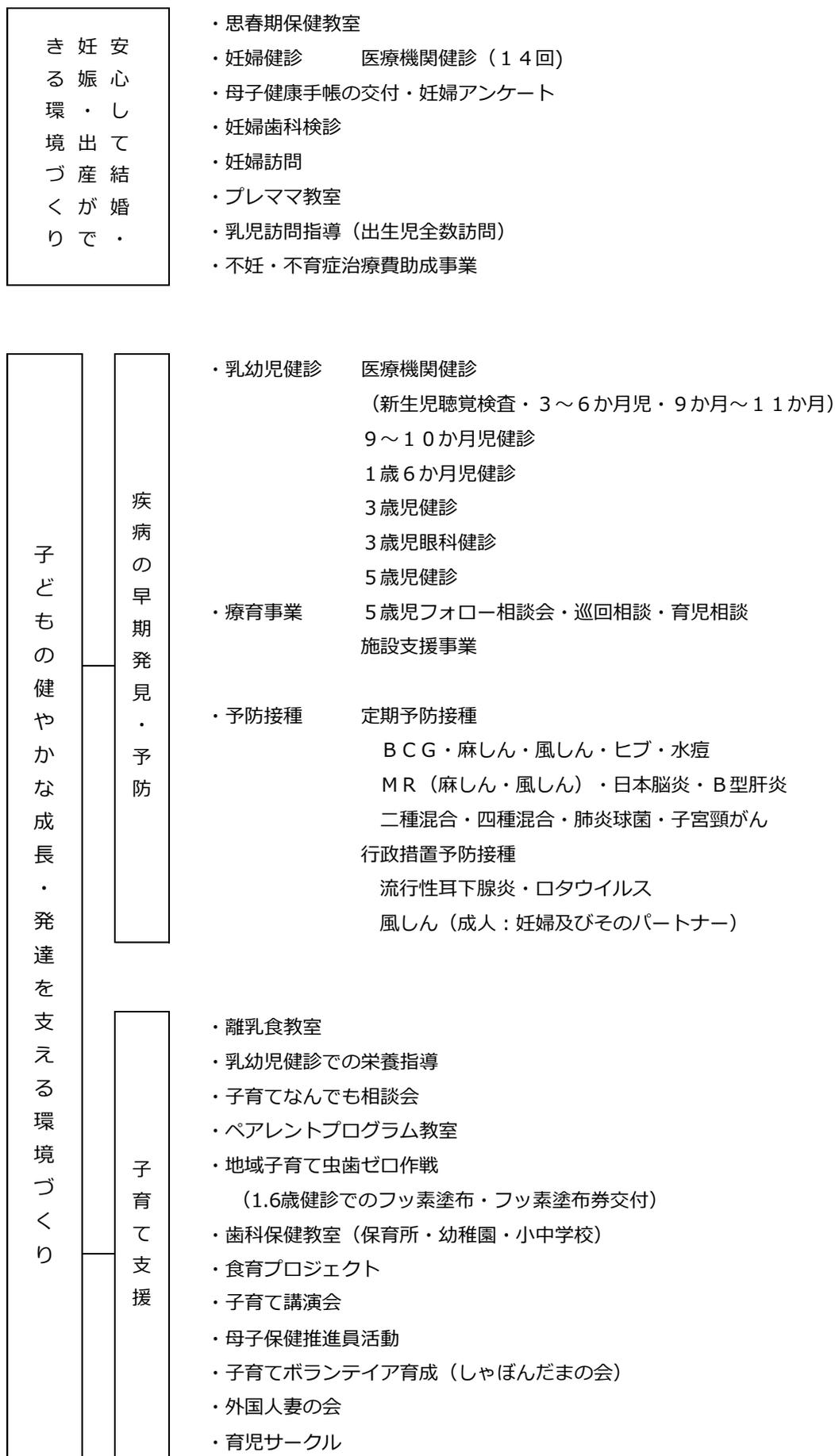
| 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | | |
|--------------------------------|-------|--------------------------------------|
| | 名称 | 所在地等 |
| 1 | ゆめいかだ | NPO法人「夢苞」に委託 南部幼稚園併設「竹田っ子すこやか広場」内 |

| 病児・病後児保育事業 | | |
|------------|---------------------|------------------------------------|
| | 名称 | 所在地等 |
| 1 | 病児保育室 「すずめの子たけた」 | 「竹田市社会福祉協議会」に委託 竹田市社会福祉協議会玉来分所内 |

| 放課後児童健全育成事業 | | | |
|-------------|--------------------------|--------|------------------|
| | クラブ名 | 小学校区 | 実施場所 |
| 1 | 南部こじかクラブ | 南部小学校 | 南部幼稚園併設施設 |
| 2 | 竹田こねこクラブ | 竹田小学校 | 竹田市幼稚園併設施設 |
| 3 | 荻町放課後児童クラブ | 荻小学校 | 竹田市荻放課後児童クラブ |
| 4 | 久住校区学童保育 | 久住小学校 | 久住コミュニティセンター「青空」 |
| 5 | 都野小校区学童保育 | 都野小学校 | 池の口集会所 |
| 6 | なおいり児童クラブ | 直入小学校 | なおいりこども園 |
| 7 | 祖峰っ子クラブ | 祖峰小学校 | 旧祖峰幼稚園 |
| 8 | 宮城台ワルがねクラブ (令和2年3月廃止) | 宮城台小学校 | 旧宮城台幼稚園 |
| 9 | 城原っ子クラブ | 城原小学校 | 城原小学校 |
| 10 | 豊岡こいぬクラブ | 豊岡小学校 | 豊岡小学校 |
| 11 | 菅生放課後児童クラブ | 菅生小学校 | 菅生分館 |

| 放課後子ども教室 | | |
|----------|-------------|---------|
| | 教室名 | 実施場所 |
| 1 | 竹田放課後子ども教室 | 竹田小学校ほか |
| 2 | 豊岡放課後子ども教室 | 豊岡小学校 |
| 3 | 南部放課後子ども教室 | 南部小学校 |
| 4 | 祖峰放課後子ども教室 | 祖峰小学校 |
| 5 | 菅生放課後子ども教室 | 菅生小学校 |
| 6 | 宮城台放課後子ども教室 | 宮城台小学校 |
| 7 | 荻放課後子ども教室 | 荻小学校ほか |
| 8 | 久住放課後子ども教室 | 久住小学校ほか |
| 9 | 白丹放課後子ども教室 | 白丹小学校ほか |
| 10 | 都野放課後子ども教室 | 都野小学校ほか |
| 11 | 直入放課後子ども教室 | 直入小学校 |

母子保健事業体系図



| 経済的支援 | | |
|-------|-----------------------------|---|
| | 名称 | 内容 |
| 1 | 児童手当 | 中学校卒業（15歳の誕生日後の最初の3月31日）までの児童の養育者に支給され、児童の年齢等により金額が異なります。届け出が必要で、所得制限があります。 |
| 2 | 特定教育・保育施設利用料の無償化（国制度） | 令和元年10月から3～5歳児の利用料が無償化されました。また住民税非課税世帯の0～2歳児についても、月額42,000円までの利用料が無償化されました。 |
| 3 | 子ども・子育て支援施設利用料の無償化（国制度） | 認可外保育施設、一時預り保育事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する、保育の必要性の認定を受けた児童の利用料が上限額の範囲内で無償化されます。 |
| 4 | 教育・保育施設利用料の軽減（にこにこ保育事業・県制度） | 認可保育施設、認可外保育施設に入所している第2子以降3歳未満児を対象に利用料の軽減を実施しています。 |
| 5 | 子ども医療費の助成 | 県の制度に上乗せする形で、出生から中学校卒業までの期間、入院・通院、歯科、調剤の医療保険診療の一部自己負担金分を助成します。加えて入院時の食事療養費の助成も行っています。 |
| 6 | 未熟児養育医療費の助成 | 療養を必要とする未熟児に対して、医療費の助成を行っています。 |
| 7 | 小児慢性特定疾患医療費の助成 | 小児がんなど特定の疾患について、医療費の助成（県事業）及び日常生活用具の給付（市事業）を行っています。 |
| 8 | 不妊治療費補助金の交付 | 不妊治療に要した医療費の一部を助成します。医療保険診療の一部負担金と医療保険適用外治療費を補助対象としています。 |
| 9 | 不育治療費助成金の交付 | 不育治療に要した医療費の一部を助成します。医療保険診療の一部負担金と医療保険適用外治療費に対して30万円を限度として補助します。 |
| 10 | 要保護・準要保護児童生徒就学援助 | 公立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者の所得状況に応じて、経済的負担を軽減するため援助費を交付しています。 |
| 11 | 児童扶養手当 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養している母子家庭及び父子家庭に対して、所得に応じて支給されます。 |

| | | |
|-----|------------------------------|---|
| 1 2 | ひとり親家庭医療費助成 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護するひとり親家庭の親及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童等の医療費の一部を助成します。 |
| 1 3 | 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 | 母子及び父子家庭並びに寡婦の生活安定とその児童の福祉の向上のため、無利子又は低利で各種資金の貸付を行っています。 |
| 1 4 | 自立支援医療費の給付 | 障がい除去又は軽減し、生活能力の向上や社会活動を容易にするために必要な医療費の一部と、精神疾患の治療で通院にかかる医療費の一部を給付します。 |
| 1 5 | 重度心身障がい児の医療費の助成 | 身障手帳1・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級等の重度心身障がい者（児）に対して、医療費の一部を助成します。 |
| 1 6 | 障がい児の就学援助 | 特別支援学級に就学する児童・生徒保護者の経済的負担を軽減するために、奨励費を交付しています。 |
| 1 7 | 障害児福祉手当 | 身体又は精神に重度の障がいがあるために、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の児童に支給されます。 届出必要。所得制限あり。 |
| 1 8 | 特別児童扶養手当 | 身体又は知的に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母又は養育者に支給されます。 届出必要。所得制限あり。 |
| 1 9 | 在宅重度心身障害者住宅改造費の助成 | 在宅の重度心身障がい者（児）に適するように住宅設備を改造する経費の一部を助成します。 |
| 2 0 | 子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業（子育て支援型） | 子ども部屋の増築、間取りの変更、内装改修工事等の住宅改修工事の経費の一部を助成します。 |
| 2 1 | 子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業（三世代同居支援型） | 18歳未満の子どもを含む三世代世帯の住宅改修工事の経費の一部を助成します。 |
| 2 2 | おおいた子育てほっとクーポン事業（大分県との共同事業） | 地域の子育てサービスの周知、子育て家庭の経済的負担軽減を目的に、3歳未満の児童を養育している保護者に「おおいた子育てほっとクーポン」を交付しています。 |
| 2 3 | 竹田市子育て応援事業 | 満15歳以下の子どもと保護者に対し市内の企業等の事業協賛店がサービス等を提供し、子育て世帯の経済的支援を図ります。また、竹田市でお子さんが生まれたご家庭に市内の事業協賛店で利用できる「竹田市子育て応援券」を交付しています。（必要書類の提出あり。） |

4. 教育・保育施設、小学校、中学校の現状

竹田市の教育・保育施設、小学校、中学校の状況は以下のとおりです。

| 教育・保育施設 | | | | | | | | |
|---------|--------------------|------|----------|-----------------|-----------|---------------------|------|------|
| | 保育所名 | | 認可 定員 | 特別保育の実施状況（○は実施） | | | | |
| | | | | 延長保育 | 一時預 かり | 一時預か り（幼稚 園型） | 乳児保育 | 休日保育 |
| 保育所 | 竹田保育所 | 公設公営 | 60 | ○ | ○ | | ○ | |
| | 白丹保育所 | 公設公営 | 30 | ○ | ○ | | | |
| | 都野保育所 | 公設公営 | 50 | ○ | | | ○ | |
| | 久住保育所 | 公設公営 | 50 | ○ | ○ | | ○ | |
| | 小羊保育園 | 私 立 | 60 | ○ | | | ○ | |
| | 玉来保育園 | 私 立 | 60 | ○ | | | ○ | |
| | 荻保育園（令和2年3月まで） | 私 立 | 95 | ○ | ○ | | ○ | |
| 認定こども園 | なおいりこども園 | 私 立 | 75 | ○ | | | ○ | |
| | 荻げんき子ども園（令和2年4月から） | 私 立 | 105 | ○ | ○ | | ○ | |
| 幼稚園 | 竹田幼稚園 | 公 立 | 60 | | | | | |
| | 南部幼稚園 | 公 立 | 60 | | | | | |
| | 直入幼稚園 | 公 立 | 60 | | | | | |
| | しらゆり幼稚園 | 私 立 | 70 | | | ○ | | |
| 認可外保育施設 | あさひヶ丘保育園 | 私 立 | 90 | ○ | | | ○ | |

| 中学校・小学校・幼稚園・保育所一覧表 | | | |
|--------------------|---------|-----------------------------------|--|
| 区域 | 中学校名 | 小学校名 | 教育・保育施設名 |
| 竹田地域 | 竹田中学校 | 竹田小学校 豊岡小学校 城原小学校 宮城台小学校 | 竹田幼稚園 しらゆり幼稚園 竹田保育所 小羊保育園 あさひヶ丘保育園 |
| | 竹田南部中学校 | 南部小学校 祖峰小学校 菅生小学校 | 南部幼稚園 玉来保育園 |
| 荻地域 | 緑ヶ丘中学校 | 荻小学校 | 荻保育園 (荻げんきこども園) |
| 久住地域 | 久住中学校 | 久住小学校 白丹小学校 | 久住保育所 白丹保育所 |
| | 都野中学校 | 都野小学校 | 都野保育所 |
| 直入地域 | 直入中学校 | 直入小学校 | 直入幼稚園 なおいりこども園 |

5. 用語解説

【一時預かり事業（幼稚園型）】

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった、幼稚園等に在籍している3歳以上の幼児を、幼稚園または認定こども園等で一時的に預かる事業。

【一時預かり事業（幼稚園型以外）】

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった、主に保育所、認定こども園、幼稚園等に通っていない、または在籍していない乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

【家庭的保育事業】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

【教育・保育施設】

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所。

【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）】

地域において子育ての援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、子育てについて助け合う会員組織。

【子ども・子育て会議】

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関。（地方自治法第138条の4第3項で定める市長の附属機関）

【子ども・子育て関連3法】

- ①「子ども・子育て支援法」。
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」。（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」。（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

【事業所内保育施設】

事業所内の施設等において、主に自社の従業員の子どもを預かる保育事業施設。

【施設型給付】

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。

【市町村子ども・子育て支援事業計画】

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が策定することになる。（法第61条）

【小規模保育事業】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

【食育】

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。（国の食育基本法の定義より）

【地域型保育給付】

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。

【地域子育て支援拠点事業】

乳幼児、その他保護者が相互の交流を行うことができる場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助等を実施する事業。

【特定教育・保育施設】

市長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

【認可外保育施設】

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの。（保育事業の実施には県知事への届け出が義務づけられている）

【認可保育所】

保育所のうち、国が定めた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を守り、県知事に認可を受けているもの。

【認定こども園】

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設。(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)

認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所のそれぞれ良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設。

【病児・病後児保育】

病気にかかっている子ども、あるいは、病気が回復期にある子どもを保育する事業。

【放課後子ども教室】

地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取り組み。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できる。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の子どもに対し、支援員の下、生活の場を提供するもの。

【補足給付事業】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。

【夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）】

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

【利用者支援事業】

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健等の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

【ワーク・ライフ・バランス】

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

第2期 竹田市すこやか支援計画

令和2年度～令和6年度

令和2年3月

発行 竹田市役所 社会福祉課

〒878-8555

大分県竹田市大字会々1650番地

TEL 0974-63-1111/FAX 0974-63-0988

